ＮＴＴ東日本株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明
（令和８年度の接続料の改定等）

①　令和８年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等
②　令和８年度の次世代ネットワーク（ＮＧＮ）等に係る接続料の改定等
③　長期増分費用（LRIC）方式に基づく令和８年度の接続料の改定等
④　実績原価方式に基づく令和８年度の接続料の改定等

令和８年３月

接続約款の変更認可申請に係る申請日等

１．申請者

ＮＴＴ東日本株式会社（以下「ＮＴＴ東日本」という。）
代表取締役社長　　澁谷　直樹

ＮＴＴ西日本株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）
代表取締役社長　　北村　亮太

（以下「ＮＴＴ東日本」及び「ＮＴＴ西日本」を「ＮＴＴ東日本・西日本」という。）

２．申請年月日

令和８年１月16日(金)

３．主旨

例年の会計整理・再計算の結果等を踏まえ、
① 令和８年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等
② 令和８年度の次世代ネットワーク（ＮＧＮ）等に係る接続料の改定等
③ 長期増分費用（LRIC）方式に基づく令和８年度の接続料の改定等
④ 実績原価方式に基づく令和８年度の接続料の改定等
を行うため、接続約款の変更を行うもの。

４．実施予定期日

認可後、令和８年４月１日（水）より適用
※特別光信号中継伝送機能のみなし利用料に関する規定については、令和７年１１月１日（土）に遡って適用
※25Gbit/sインタフェース等に対応する新たな設備の接続機能に関する規定・接続料等については、準備が整い次第、適用

接続約款の変更認可申請の全体像

○　今回、実際費用方式（将来原価方式及び実績原価方式）、長期増分費用（ＬＲＩＣ）方式に基づく令和８年度の接続料の改定等について申請があったもの。

接続料改定等に際して必要となる行政手続		主な接続料の算定方法・期間
接続約款変更の認可（電気通信事業法第33条第２項）	接続料規則第３条(※)に基づく許可等	R６年度 / R７年度 / **R８年度** / R９年度 / R10年度
【今次申請】加入光ファイバに係る接続料の改定等 （シェアドアクセス方式、シングルスター方式の接続料　等）	・乖離額調整　等	将来原価（３年）→ 将来原価（５年）
【今次申請】ＮＧＮ等に係る接続料の改定等 （25Gbit/sインタフェース等に対応する新たな設備に係る接続料、イーサネットフレーム伝送機能の接続料　等）	・新収容ルータの取扱い ・乖離額調整　等	（25Gb/sインタフェース等）将来原価（４年１ヵ月等） （イーサネット）将来原価（５年）→ （イーサネット）将来原価（５年）
【今次申請】LRIC方式に基づく接続料の改定等 （メタルＩＰ電話の接続料の一部機能　等）	－	LRIC → LRIC → LRIC
【今次申請】実績原価方式に基づく接続料の改定等 （ドライカッパ、メタル専用線の接続料、工事費・手続費　等）	・災害時用公衆電話に係る費用の扱い ・IPoEのＧＷルータの利用中止費　等	実績原価 → 実績原価 → 実績原価

接続約款の認可申請に併せて行われる報告　・接続料と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）

※　接続料は、第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「接続料規則」という。）に定める方法により算定された原価及び利潤に照らし公正妥当なものであることが求められるが、「特別の理由」がある場合には、接続料規則第３条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を受けて別の算定方法を採用することが可能（３条許可）。

過年度の接続料改定における土地料金等の算定の誤りへの対応

○ **平成29年度～令和７年度の接続料改定において、**土地に係る料金額（以下、土地料金）、通信用建物に係る料金額（以下、建物料金）、管路に係る料金額（以下、管路料金）、とう道に係る料金額（以下、とう道料金）について**ＮＴＴ東日本・西日本の確認漏れにより、**計算誤りがあり、接続料規則の定める「適正な原価に適正な利潤を加えた額」とは異なる、**誤った料額が申請**（※）された。
※ＮＴＴ西日本は令和７年度の土地料金、建物料金、管路料金、とう道料金。

○ **当該料金に係る収入と原価・利潤を一致させるため**、令和８年度の接続料改定において、接続約款（附則）に、**当該年度に請求差額が生じた場合に遡及精算するための規定を置く**旨の申請があった。

○ 接続協定を締結している全事業者には本件について周知済で、今後、説明会等で経緯や今後の対応を説明予定。精算額が確定し次第、**対象となる事業者毎に個別に連絡の上で精算等の対応を行う**こととしている。

○ **ＮＴＴ東日本の一部の料金については、**算定誤りの範囲が広範であることから、再算定が終わり次第、**別途、接続約款の変更認可申請がなされる予定**。当該約款の認可を得るまでの間、**現行の接続料を継続適用**する。

■ 誤りの内容

ＮＴＴ東日本	• **土地料金**（**平成29年度～令和７年度**の接続料改定の際に申請した**すべてのビル**） • **建物料金**（**平成29年度～令和７年度**の接続料改定の際に申請した**すべてのビル**） • **管路料金**（**令和２年度～令和７年度**の接続料改定の際に申請した**全都道県域**） • **とう道料金**（**令和２年度～令和７年度**の接続料改定の際に申請した**全都道県域**）
ＮＴＴ西日本	• **土地料金**（**令和７年度**の接続料改定の際に申請したもののうち**34ビル）** • **建物料金**（**令和７年度**の接続料改定の際に申請したもののうち**４ビル**） • **管路料金**（**令和７年度**の接続料改定の際に申請したもののうち**14府県域**） • **とう道料金**（**令和７年度**の接続料改定の際に申請した**全府県域**）

※上記料金の算定誤りに伴い、当該年度の「預かり保守等契約等に基づく負担額」のうち通信用建物に係る負担額、「中間配線盤利用機能」の料額算定についても誤りが生じている。

■ 対応

ＮＴＴ東日本	• **土地料金・建物料金は、**算定誤りの範囲が広範で再算定を終えていないため、**現行の接続料を継続して適用**。再算定後に**改めて接続約款の変更認可申請がなされる**予定。 • **管路料金・とう道料金は、**接続約款（附則）に、当該年度に請求差額が生じた場合に**遡及精算するための規定を置く**。
ＮＴＴ西日本	• 接続約款（附則）に、当該年度に請求差額が生じた場合に**遡及精算するための規定を置く**。

※**全事業者に対して周知済**。**精算額が確定し次第、**対象事業者に**個別に連絡の上、精算等の対応**を予定。

■ 誤りの原因･再発防止策等

ＮＴＴ東日本	• データ管理者と算定者の**担当者間において連携が不十分であった**ため、適切なデータで算定がされていなかったことが要因。 • 今後は算定に係るプロセスを見直すほか検算者を増員し、**チェック体制を強化するとともに、作業の一部を機械化することで、人為的ミスの発生を防止する**。
ＮＴＴ西日本	• 土地評価額及び面積等の**転記ミス**及び、システム移行による**データ様式の変更に気付かなかった**ことにより、適切なデータで算定がされていなかったことが要因。 • 今後は算定に係るプロセスを見直すほか検算者を増員し、**チェック体制を強化するとともに、マニュアルや研修の更なる充実によりミスの発生を防止する**。

主な変更・報告内容等

主な変更内容等 （P. 4～45）

① 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～29）
② 令和8年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 30～32）
③ 長期増分費用（LRIC）方式に基づく令和8年度の接続料の改定等（P. 33～37）
④ 実績原価方式に基づく令和8年度の接続料の改定等（P. 38～41）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請等）（P. 42～45）

その他の変更・報告内容等 （P. 46～70）

① 令和8年度のその他の接続料の改定等（P. 47～55）
② 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 56～70）

参考資料 （P. 71～92）

加入光ファイバ接続料の将来原価方式での算定範囲

シェアドアクセス方式※1

ＮＴＴ局舎から局外スプリッタまでの光ファイバに係るコストを需要（光ファイバの総芯線数）で除して算定。

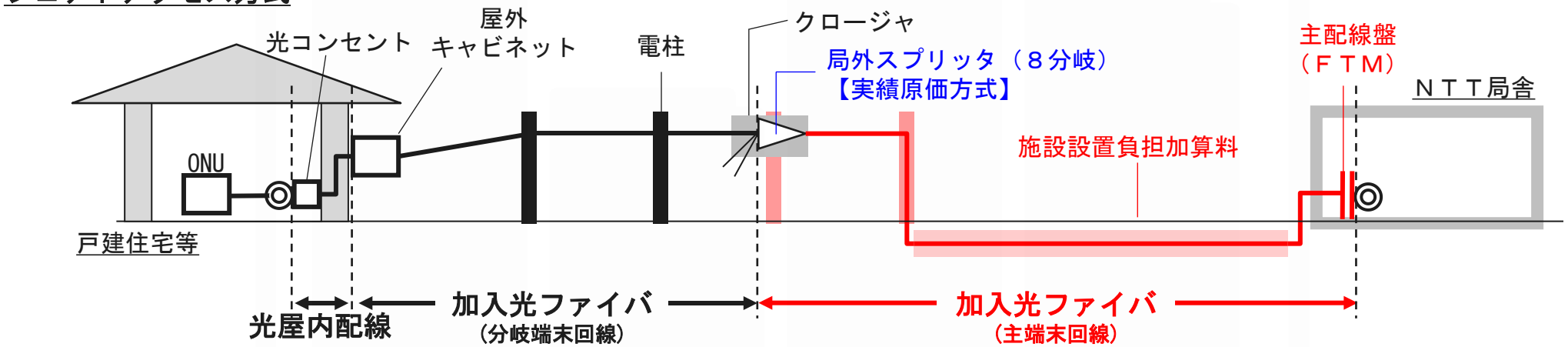
シングルスター方式

ＮＴＴ局舎から集合住宅等の終端盤までの光ファイバに係るコストを需要（光ファイバの総芯線数）で除して算定。

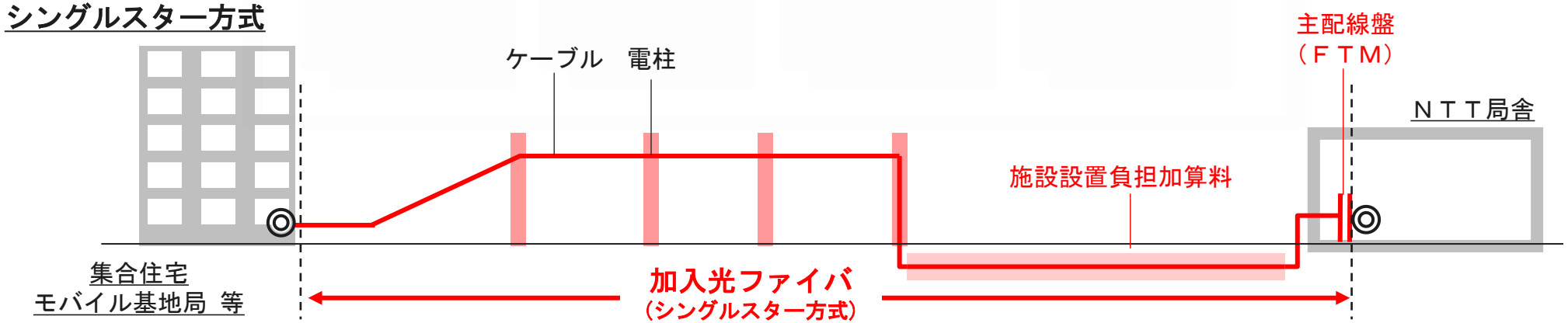
※1　シェアドアクセス方式に係る光ファイバのコストについては、シングルスター方式における光ファイバの総コストのうち、引込線（分岐端末回線）以外の部分を算定。
※2　主配線盤（ＦＴＭ）の１芯当たり単価は、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに、ＦＴＭに係るコストを、ＦＴＭを使用する光ファイバの総芯線数で除して算定。
※3　接続約款上は、シェアドアクセス方式は主端末回線のほか局外スプリッタ、施設設置負担加算料を含んだ額を接続料として規定。シングルスター方式の接続料は、契約時に施設設置負担金を一括して支払うサービス（ＩＮＳネット1500、高速ディジタル伝送サービス）においても適用されるため、施設設置負担加算料と加入光ファイバの接続料を別々に規定。

【赤字・赤線が将来原価方式での算定範囲】

シェアドアクセス方式



シングルスター方式



（参考）加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針

○　情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会に「接続料の算定等に関するワーキンググループ」を設置し、接続事業者からの提案やＮＴＴ東日本・西日本の考え方を踏まえ、令和８年度以降の加入光ファイバ接続料の算定方法について対処方針を検討・整理。

	論点の主なポイント	対処方針の主なポイント
論点１ 算定方式・期間	○ 乖離額調整の影響緩和やメタル縮退計画を踏まえた中長期の影響の把握のため、３～５年間の将来原価方式を採用すべきとの意見についてどう考えるか	● 予見性の確保に加え、乖離額調整の影響等を緩和して接続料水準を安定的なものとするため、**５年を算定期間とした将来原価方式により算定を行うことが適当**。
	○ 将来原価方式を採用する場合、人件費・物件費の予測の際にはＮＴＴ東日本・西日本の実態を反映した予測を行うべきとの意見についてどう考えるか。	● 接続料原価の大宗が企業間の取引である性質に鑑みて**設備管理運営費の費用予測に企業物価指数の変動を反映する**とともに、**リスクフリーレートの予測に直近データを加味する**ことで、接続料の算定に用いる**各種数値の客観性**や**事業者の予見可能性を確保**し、将来原価方式を採用した場合の**予測と実績の乖離を縮小する算定を行うことが適当**。
論点２ 適正な報酬の算定	○ 検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、現在モバイル接続料算定において採用している圧縮前の貸借対照表の自己資本比率を用いるべきとの意見についてどう考えるか。	● 報酬額の算定に当たっては原則として接続機能の提供のために投下される資産に限定すべき等の理由から、**投資等に回されない流動資産等はレートベースに圧縮し、またその方法として貸借対照表総資産額との差額は原則として「有利子負債以外の負債」から圧縮する現行の算定方式を維持することが適当**。
	○ ＮＴＴ東日本・西日本の期待自己資本利益率（資本調達コスト）はＮＴＴ持株の期待自己資本利益率を上回らないという前提の下、ＮＴＴ持株の株式の特殊性に鑑み、ＮＴＴ持株の期待自己資本利益率を以下の方法で算定して加重平均した上で、その値をＮＴＴ東日本・西日本の期待自己資本利益率の上限とすべきとの意見についてどう考えるか。 ・1/3の政府保有分は配当利回りの実績ベース（あるいはリスクフリーレート）で算定 ・残りの2/3はＣＡＰＭ方式で算定	● 現行のＣＡＰＭ的手法による期待自己資本利益率（資本調達コスト）の算定について、ＮＴＴ東日本・西日本における電気通信設備の保全や再投資のための自己資本確保等の観点から、**今回接続事業者から提案があった見直し方法を採用することは適当とは言えない**。 ● また、ＮＴＴ持株傘下の企業の業績とＮＴＴ東日本・西日本の業績との比較・検証も必要と考えられることから、**ＮＴＴ持株の期待自己資本利益率がＮＴＴ東日本・西日本の期待自己資本利益率を上回ることを前提とする算定方法は必ずしも合理的とは言えない**が、提案の前提となったＣＡＰＭ的手法の採用の是非については、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することが適当。
	○ 期待自己資本利益率については、長期安定的なものとなるよう、主要企業の自己資本利益率と同じ５年間の平均値とすべきとの意見についてどう考えるか。	● 期待自己資本利益率の算定期間の見直しについて、今回の検討では十分な議論がなされた状況ではなく、**直ちに算定期間を見直す必要はないと考えられるものの、今後、算定期間を見直すべき明確な理由や見直しに関する考え方が示された際に、改めて必要な検討を行うことが適当**。

（参考）加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針

○　情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会に「接続料の算定等に関するワーキンググループ」を設置し、接続事業者からの提案やＮＴＴ東日本・西日本の考え方を踏まえ、令和８年度以降の加入光ファイバ接続料の算定方法について対処方針を検討・整理。

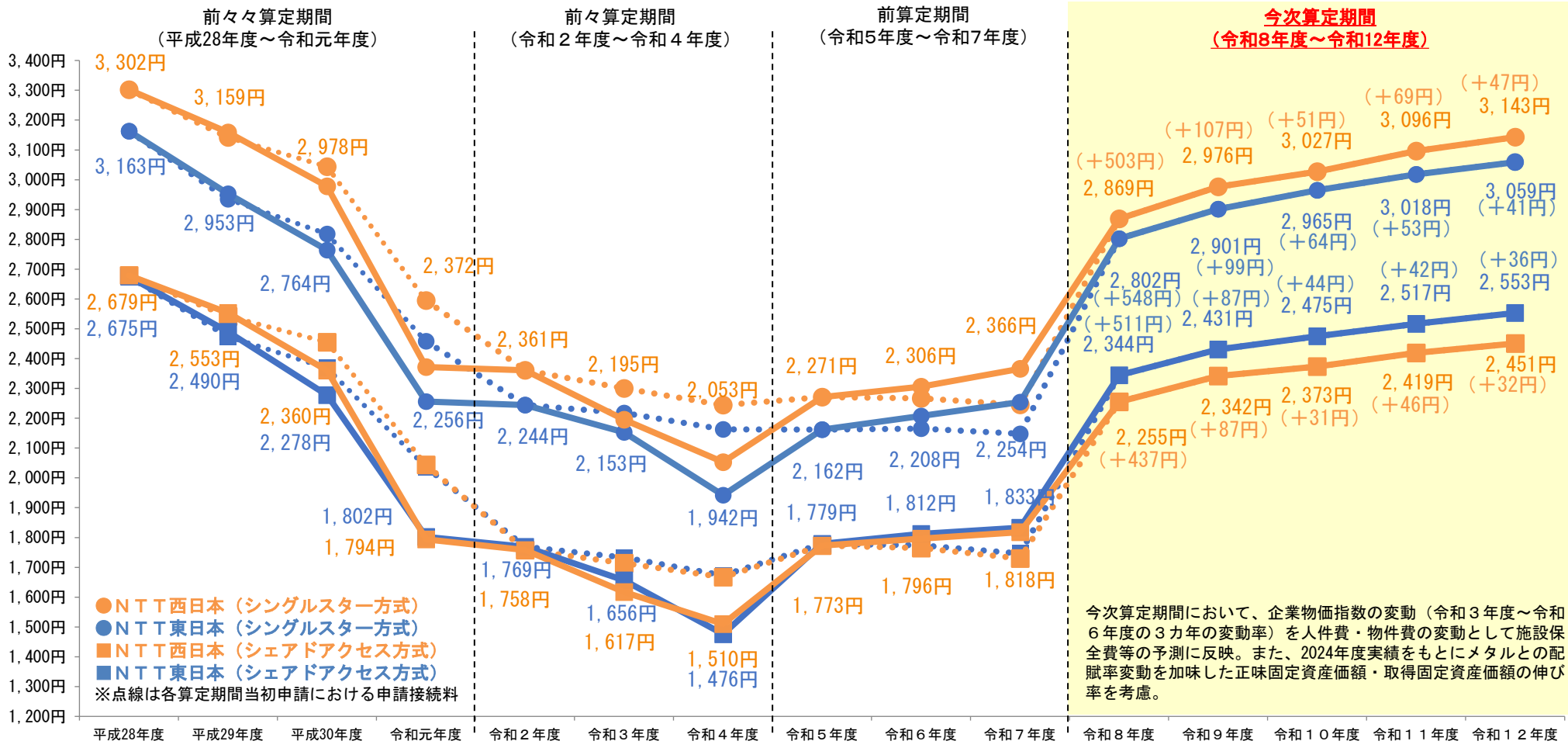
	論点の主なポイント	対処方針の主なポイント
論点２（続き） 適正な報酬の算定	○ β値について、直近の実態を反映する観点から、モバイル接続料と同様に、毎年度、直近３年間の値の中央値を採用すべきとの意見についてどう考えるか。	● 接続料の算定に用いるβ値について、その変動は接続料水準に与える影響が大きく、見直しにあたってはその影響に十分な留意が必要であるほか、現行のβ値は令和５年度に見直しを行ったばかりであり、頻繁に見直しを行うことで接続料の安定性を損なうべきではないと考えられることから、**前回（令和５年度）の再算定結果（β=0.566）を維持することが適当**。一方で、**今後、前回の再算定結果を維持する合理性・妥当性が失われたと考えられる場合は、直近の値を基にβ値を見直すことを含め、改めて検討することが適当。**
論点３ 乖離額調整の在り方	○ 乖離額調整を行う場合は、その影響を極小化するため、上限と下限のキャップ等を設けるべき（ＮＴＴ東日本・西日本のコスト削減のインセンティブとなる仕組みを設けるべき）との意見についてどう考えるか。	● 乖離額調整の幅に上限・下限のキャップを設ける考え方は、**予見性の向上やＮＴＴ東日本・西日本のコスト効率化のインセンティブ付与などの一定のメリット**はあると考えられる一方、**実際に発生したコストの適切な回収ができなくなる懸念**が残るほか、**企業の当然の努力としてコスト効率化には取り組んでいくべき**であることなどを踏まえると、**乖離額調整を行う場合の上限・下限のキャップの設定は不要**。
論点４ 設備の耐用年数に係る検討	○ 光ファイバや電柱等の各設備において、設備の利用実態を検証の上、検証結果を公表するとともに、設備の耐用年数との間で乖離が発生しているものがあれば、接続料へ反映すべきとの意見についてどう考えるか。	● 電柱の耐用年数について、総務省要請に基づいたＮＴＴ東日本・西日本の検証結果を踏まえ、**耐用年数を28年から35年に見直すことが適当**。 ● 光ファイバケーブルの耐用年数に係る検証結果について、ＮＴＴ東日本・西日本は、**加入光ファイバ接続料の認可申請時に総務省に報告**するとともに**可能な限り情報を公開することが適当**。
論点５ 予測値等の情報開示	○ 金融政策の変動や物価上昇等の環境変化を踏まえ、接続料の予測値について数年分の値を毎年度開示すべきの意見についてどう考えるか。また、算定期間をまたぐ場合は今次算定期間と同様の算定方法で予測値を開示すべきとの意見についてどう考えるか。	● 将来原価方式の算定期間を５年間とする場合、**中間年度である３年目での接続料水準の見通し（概算額）の開示に加え、４年目においても、当該算定期間以降も含む接続料水準の見通しを開示することが適当**。
	○ 情報開示の在り方について、自主的な開示ではなく接続約款に情報開示義務として規定すべきとの意見についてどう考えるか。	● 情報開示の在り方については、**現時点において接続約款への規定を求めることはせず、ＮＴＴ東日本・西日本による自主的な開示の取組を継続して注視することとし、課題等が明らかになった際に改めて接続約款への規定について検討を行うことが適当**。

加入光ファイバの接続料の推移

○　加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要を見込まれるサービスであること及び接続事業者の予見性を確保する必要があることから、**令和８年度から令和12年度までの５年間について、年度ごとのコストと需要を予測して算定する将来原価方式**（第１号将来原価方式）**により算定**。

○　今回の改定案における接続料は、**メタル縮退に伴う電柱・土木設備のメタル・光の費用配賦率の変動に加え、**更なる予見可能性確保の観点から、**直近の物価上昇の傾向を反映させる企業物価指数の変動**（令和３年度～令和６年度の３カ年の変動率）や直近の**リスクフリーレートの上昇傾向を算定に加味することにより、令和８年度以降上昇**する。（現行接続料は、算定期間内における物価やリスクフリーレートの上昇等が十分に反映されていないため、今次算定期間において乖離額調整を行うことも上昇の要因となっている）

○　なお、今次申請においては、**電柱の耐用年数の見直し**等が行われている。



今次算定期間において、企業物価指数の変動（令和３年度～令和６年度の３カ年の変動率）を人件費・物件費の変動として施設保全費等の予測に反映。また、2024年度実績をもとにメタルとの配賦率変動を加味した正味固定資産価額・取得固定資産価額の伸び率を考慮。

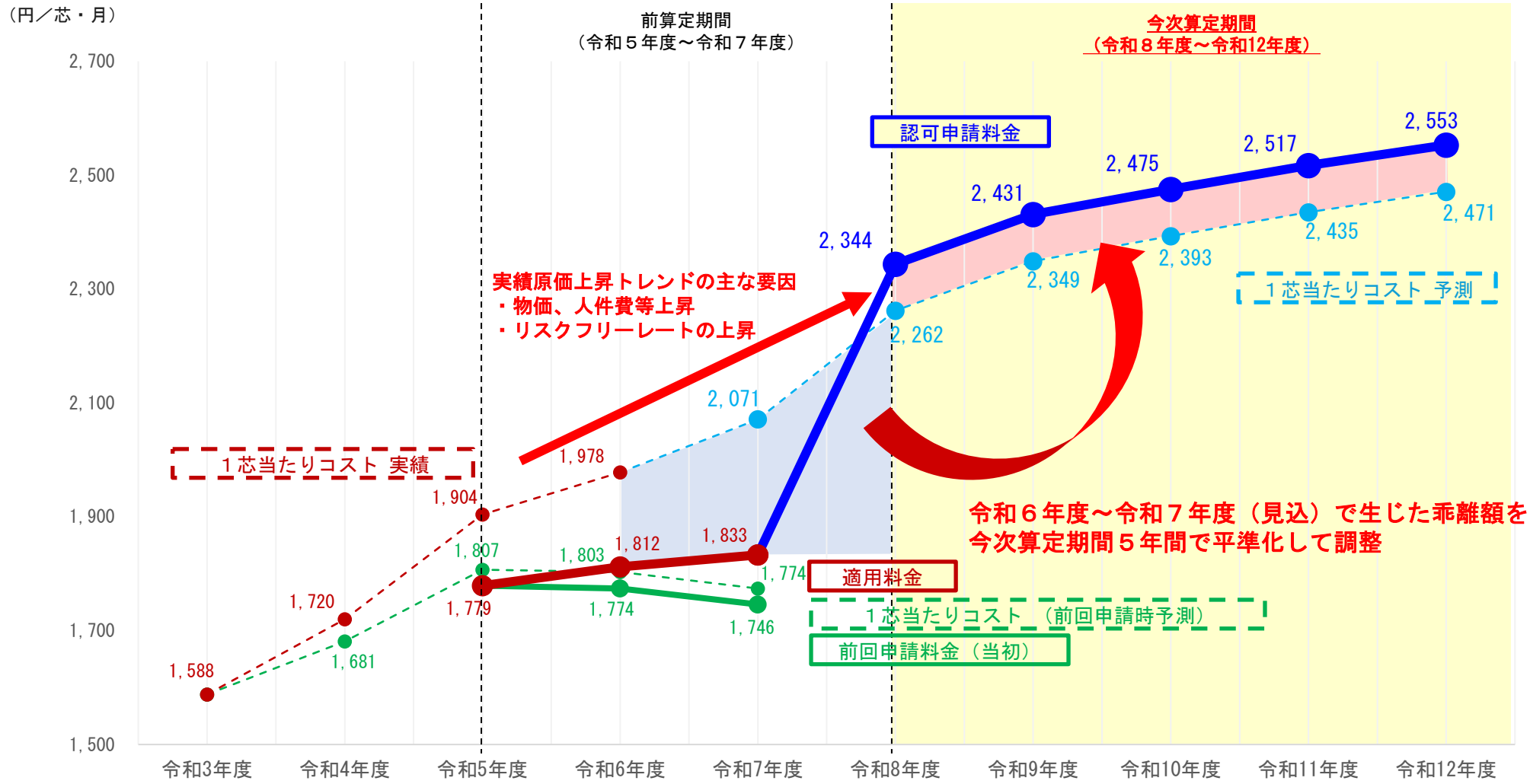
（参考）令和８年度以降の加入光ファイバ接続料の算定について

○　令和８年度以降の加入光ファイバ接続料については、以下の点を踏まえて算定。

①　令和６年度及び７年度において、物価や人件費、金利の上昇等を要因として１芯当たりコストが上昇することで、**認可済みの適用料金がコストより低い水準となっている**ことから、**各年度において収入とコストの乖離額（※）が発生**。　※令和７年度については見込み値。

②　**当該乖離額を今次算定期間の各年度において平準化した上で回収**するため、企業物価指数の変動やリスクフリーレートの上昇傾向を加味した**１芯あたりコストの予測値に、乖離額分を加算**した上で申請料金を算定。

加入光ファイバ接続料の推移【東日本】（シェアドアクセス方式の主端末回線）

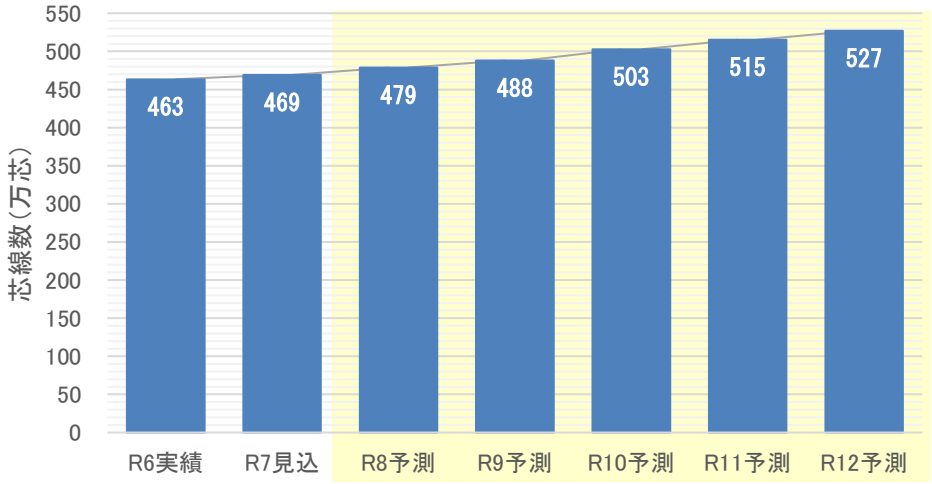


需要の予測

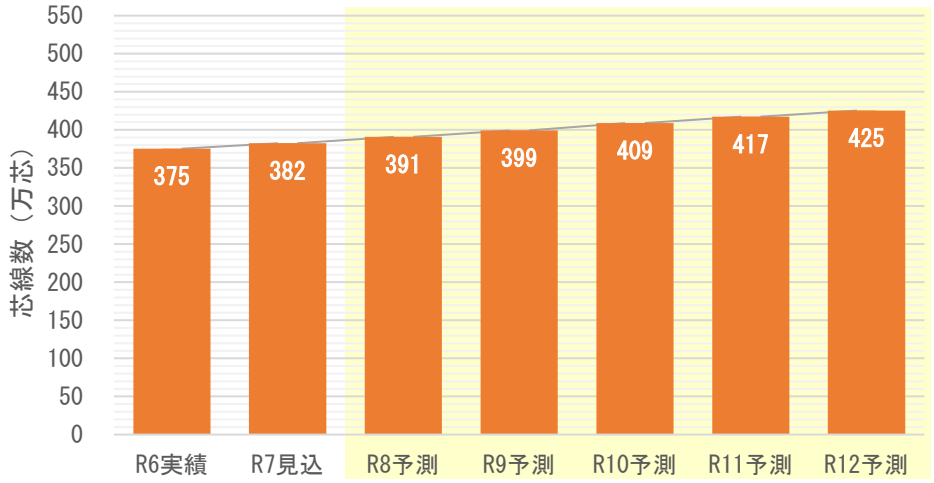
○　利用部門の需要については、フレッツ光（光サービス卸を含む。以下同じ。）の新規開通数と廃止数の令和７年度におけるトレンド等を踏まえて予測し、接続事業者の需要については、直近の芯線数等の純増が継続するものと見込んで加入光ファイバの芯線数を予測。
※令和７年度の見込については、ＮＴＴ東日本・西日本の事業計画上の数値を反映。

○　集合住宅向けメニューのＶＤＳＬ方式から光配線方式への置換え施策を見込むことで減少するものの、**メタル縮退に伴う代替サービスへの移行促進も見込みフレッツ光における純増数は堅調に推移**することで、今次算定期間（令和８～12年度）においては**ＮＴＴ東日本で＋48万芯**（前算定期間（令和５～７年度）予測値：＋19万芯）、**ＮＴＴ西日本で＋35万芯**（前算定期間予測値：＋22万芯）**の増加を予測**。

加入光ファイバ芯線数の予測（ＮＴＴ東日本）



加入光ファイバ芯線数の予測（ＮＴＴ西日本）



予測の内訳（ＮＴＴ東日本）

（単位：千芯）

		R6実績	R7見込	R8予測	R9予測	R10予測	R11予測	R12予測
フレッツ光※1	ファミリータイプ							
	マンションタイプ※2							
	ビジネスタイプ							
	計							
その他（イーサネット等※3）								
接続事業者（ダークファイバ）	シェアドアクセス							
	シングルスター※4							
	（再掲）特定光信号端末回線等							
	計							

予測の内訳（ＮＴＴ西日本）

（単位：千芯）

		R6実績	R7見込	R8予測	R9予測	R10予測	R11予測	R12予測
フレッツ光※1	ファミリータイプ							
	マンションタイプ※2							
	ビジネスタイプ							
	計							
その他（イーサネット等※3）								
接続事業者（ダークファイバ）	シェアドアクセス							
	シングルスター							
	（再掲）特定光信号端末回線等							
	計							

※１　ファミリータイプはシェアドアクセス方式、マンションタイプ及びビジネスタイプはシングルスター方式の加入光ファイバを利用。
※２　ＮＴＴ東日本・西日本において実施している構内配線のＶＤＳＬ方式から光配線方式への置換え施策において、一時的に芯線数が増減することを考慮して予測（　　）。
※３　INSネット1500、専用線等。　※４

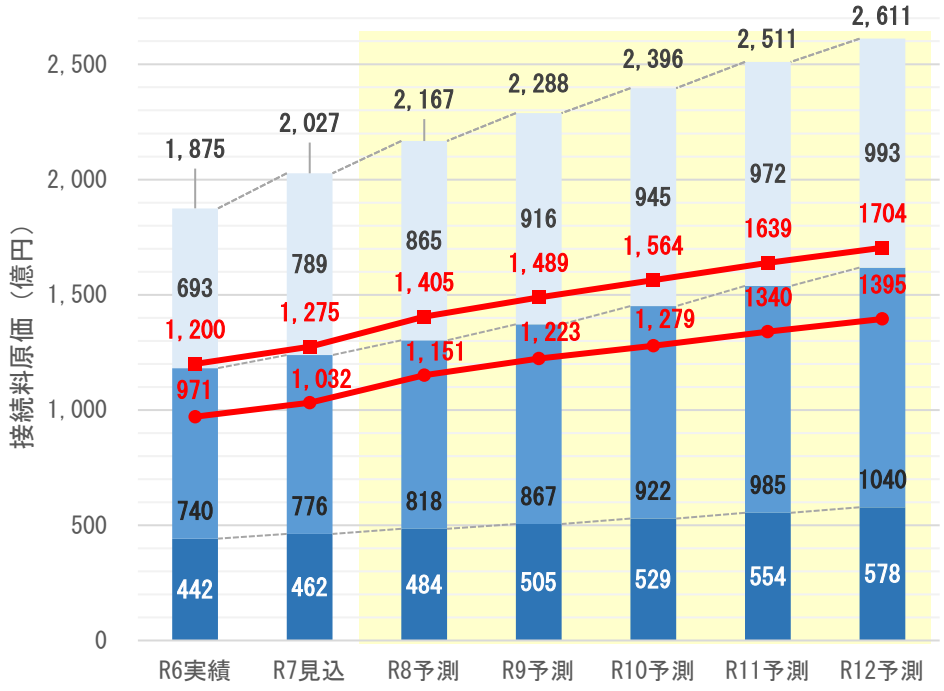
接続料原価の予測

○　令和６年度接続会計及び令和７年度の見込み値を基に、需要に応じた投資額を見込んだ上で、**施設保全費の効率化**等を考慮するとともに**物価変動**を織り込んだ上で予測。
・物価上昇率：**企業物価指数の変動率**を反映（令和３年度～令和６年度の３カ年の変動率：**＋5.07%**／年）
・効率化率　：ＮＴＴ東日本・西日本としての更なる効率化努力（対前年：**▲３%**）

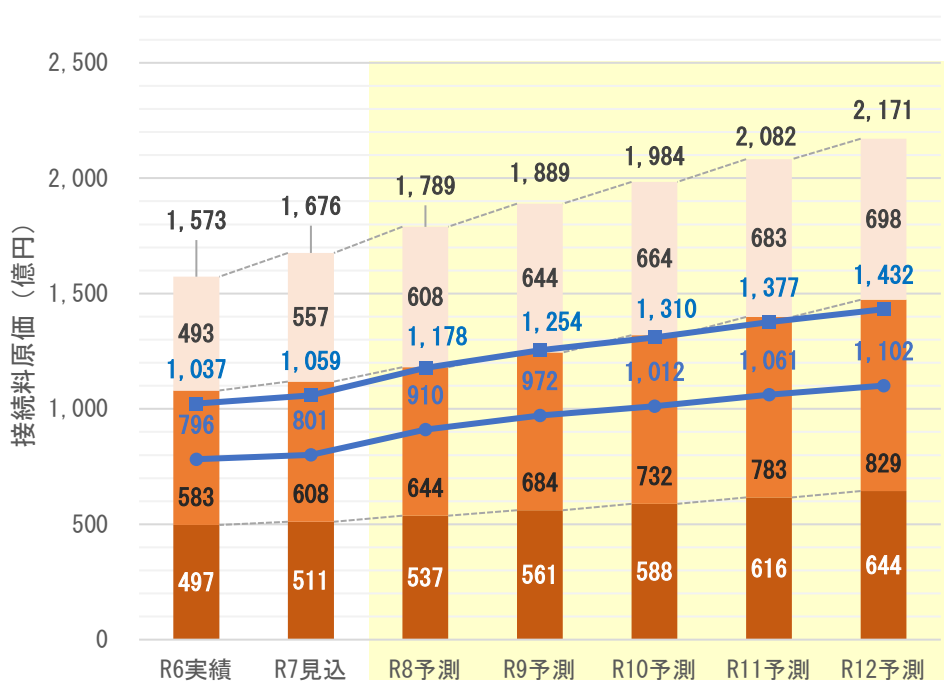
○　リスクフリーレートの上昇に伴う**報酬及び**物価上昇を見込んだ**設備管理運営費の増加**、メタル回線（ドライカッパ等）と共用する**電柱等・土木設備のコスト**においてメタル回線契約数の減少に伴い**加入光ファイバに配賦される比率が上昇**していること等により、今次算定期間における加入光ファイバに係る接続料原価（分岐端末回線等コスト控除前※1）については、**ＮＴＴ東日本で＋585億円**（Ｒ７年度見込値対比＋29.9%、前算定期間予測値は＋113億円）、**ＮＴＴ西日本で＋496億円**（Ｒ７年度見込値対比＋29.5%、前算定期間予測値は＋86億円）**の上昇を予測**。

※1　シェアドアクセス方式及びシングルスター方式の接続料の算定に用いる接続料原価は、加入光ファイバに係る接続料原価（両方式共通）から分岐端末回線接続料、屋内配線接続料施設設置負担金相当の加算料での回収額を控除して算定するが、分岐端末回線接続料での回収額に係る控除額が各方式で異なる。

加入光ファイバ接続料原価の予測（ＮＴＴ東日本）



加入光ファイバ接続料原価の予測（ＮＴＴ西日本）



接続料原価の算定方法等の見直し

○　直近の金利上昇や物価上昇等を要因として、**将来原価方式により算定する接続料における乖離額が拡大していることから**、「接続料の算定等に関するワーキンググループ」における議論を踏まえ、下記の通り、**接続料原価の算定方法等の見直し**を実施。

○　自己資本利益率の予測に用いる**リスクフリーレート（10年物国債平均利回り）は、**上昇傾向となっていることを踏まえ、算定作業時点における**直近データ（令和７年９月）で算定**。

○　**施設保全費等の算定にあたっては、**直近の人件費・物件費の高騰影響を加味するため、**企業物価指数の変動（対前年＋5.07%）を反映**。

○　**将来原価方式の算定期間を５年間とする場合は、**接続事業者の予見可能性の確保の観点から、ＮＴＴ東日本・西日本において、**中間年度である３年目での接続料水準の見通し（概算額）の開示**に加え、**４年目においても当該算定期間以降も含む接続料水準の見通しを開示**。

■今次算定期間における報酬算定に用いられる自己資本利益率の予測値

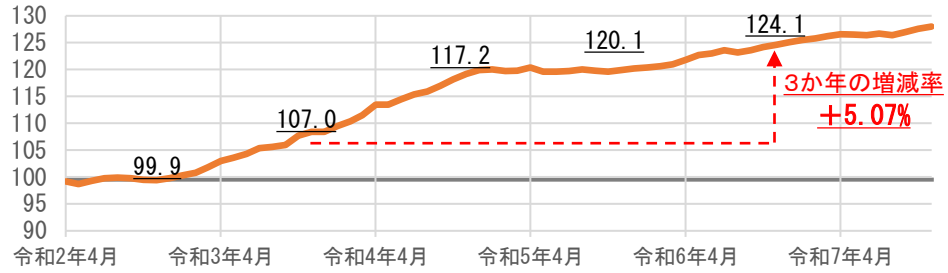
期待自己資本利益率の過去３年間の平均値又は**主要企業の過去５年間の自己資本利益率の平均値**の**いずれか低い方を**上限とした合理的な値を**自己資本利益率として採用**。

	実績			予測					
	R４	R５	R６	R７	R８	R９	R10	R11	R12
リスクフリーレート（①） 予測は、令和７年９月単月の10年物国債平均利回り	0.30	0.62	1.03	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61	1.61
リスクプレミアム（②） 予測はイボットソン社発行の令和６年度リスクプレミアム値（※）	8.70	9.10	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00	9.00
期待自己資本利益率（①＋②×β） （β＝0.566）	5.22	5.77	6.12	6.70	6.70	6.70	6.70	6.70	6.70
過去３年間の平均値	4.39	5.35	5.70	6.20	6.51	6.70	6.70	6.70	6.70
主要企業の自己資本利益率（①＋②） リスクフリーレート＋リスクプレミアムの合算	9.00	9.72	10.03	10.61	10.61	10.61	10.61	10.61	10.61
過去５年間の平均値	7.87	7.96	8.54	9.65	9.99	10.32	10.49	10.61	10.61

→ **いずれか低い方を採用**

企業物価指数の推移

出所：日本銀行調査統計局



下線数字は年度平均指数。

10年物国債平均利回りの推移

出所：財務省理財局



下線数字は年平均利回り。

（参考）電柱・土木設備に係るコストの配賦

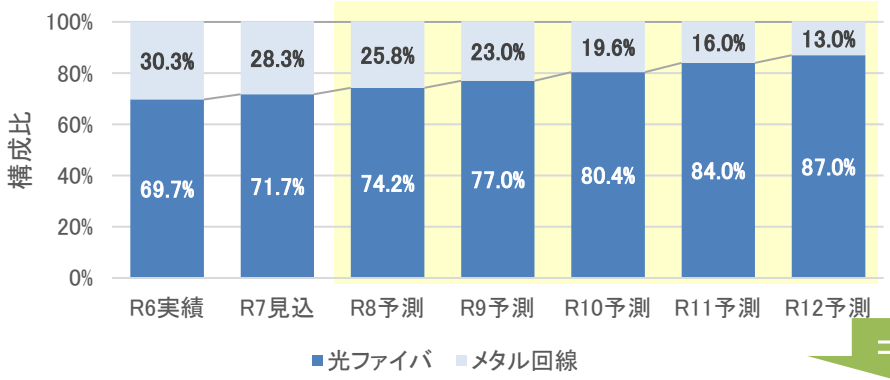
○　光ファイバとメタル回線で共用する電柱・土木設備に係るコストについては「メタル回線のコストの在り方について　報告書」（平成25年５月メタル回線のコストの在り方に関する検討会）等を踏まえ、契約者数比（※１）により光ファイバ・メタル回線間で按分している。

○　光ファイバを用いるサービス（フレッツ光等）において継続的に利用者数が増加する一方で、メタル回線を用いるサービス（加入電話等）においては継続的に利用者数が減少していることにより、光ファイバに配賦される電柱・土木設備のコストが増加傾向にある。

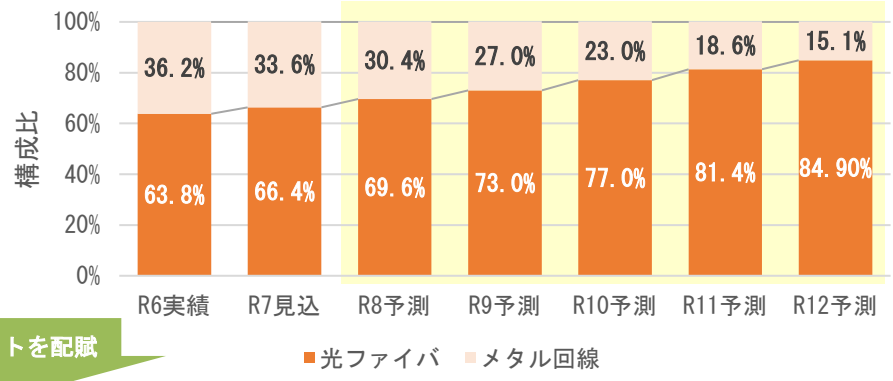
○　今次算定期間では各年度平均で**対前年比平均＋3.1%（ＮＴＴ東日本）、＋3.7%（ＮＴＴ西日本）の光ファイバ構成比の増加**を見込む（※２）。

※１　法人利用者及び公衆電話、接続事業者利用回線については、回線数（シェアドアクセス方式の加入光ファイバの場合は分岐端末回線数）を契約者数としている。なお、同報告書を踏まえた見直し前は電柱等について架空ケーブル長比、土木設備について管路ケーブル長比により按分。
※２　メタル回線の契約者数については、メタル縮退や専用線等のサービス終了を考慮した上で予測。

契約者数構成比（ＮＴＴ東日本）

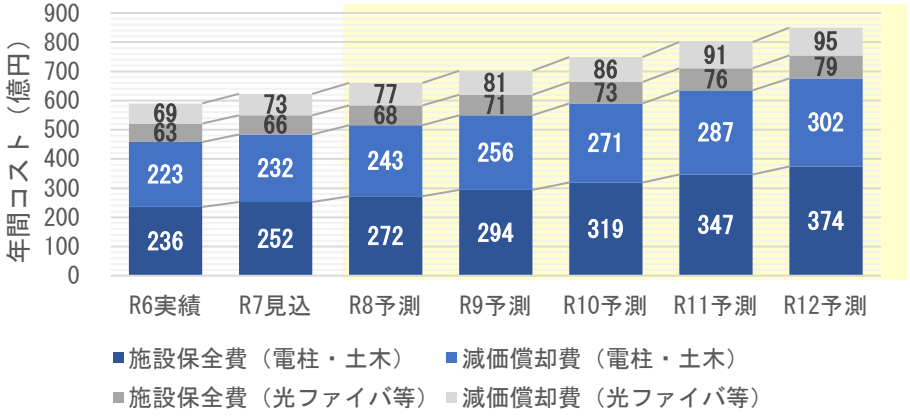


契約者数構成比（ＮＴＴ西日本）

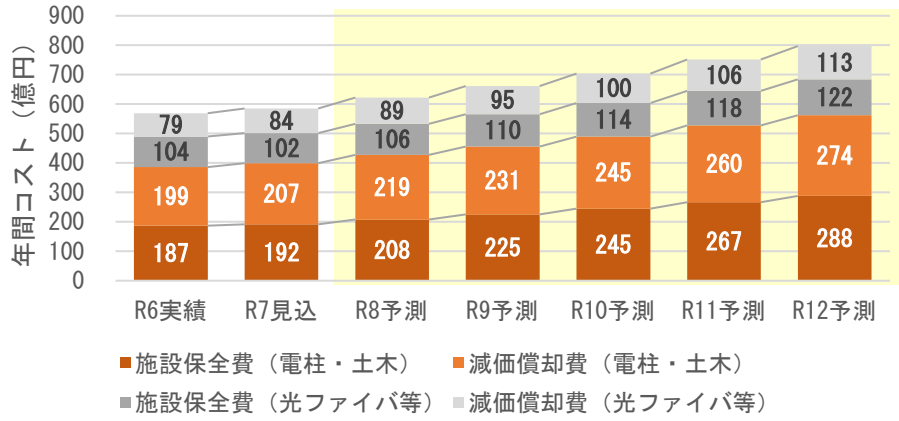


コストを配賦

施設保全費・減価償却費における影響（ＮＴＴ東日本）



施設保全費・減価償却費における影響（ＮＴＴ西日本）



今次申請における接続料算定方法の見直し　電柱の耐用年数等

○　令和６年度の接続料の改定等に係る情報通信行政・郵政行政審議会での議論において、**設備の耐用年数については、利用実態を適正に把握したものであることが重要であり、その観点で今後も適時適切に見直していく必要がある**とされたこと（令和６年３月21日答申、考え方12）等を踏まえて、ＮＴＴ東日本・西日本に対し、電柱の耐用年数についての検証・報告を要請。

○　ＮＴＴ東日本・西日本において電柱の耐用年数について検証を行ったところ、同社の財務会計において**電柱の耐用年数を28年から35年に見直す**こととなったため、今次申請に反映（※１）した。

○　この影響により、加入光ファイバの接続料原価において（その他の見直しを実施した後に本見直しを行ったとして試算すると、概ね）**ＮＴＴ東日本で▲12億円**、**ＮＴＴ西日本で▲20億円**（シェアドアクセス方式の接続料原価における今次算定期間各年度の平均値　※２）の減少。

※１　この見直しは令和７年度第２四半期決算より令和７年度当初に遡って適用。
※２　減価償却費が減少するほか、分岐端末回線に係る控除額（に含まれる分岐端末回線の減価償却費）が減少・固定資産価額の増加により租税公課・報酬等が増加。

■　**令和６年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について（要請）**（令和６年３月21日付け総基料第56号）

令和５年度末時点での電柱の耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和７年３月31日までに、総務省に報告すること。

■　**ＮＴＴ東日本・西日本からの報告**（令和７年３月31日付け東経営第000200000550号（ＮＴＴ東日本）、企営第155500000611号（ＮＴＴ西日本））**の概要**

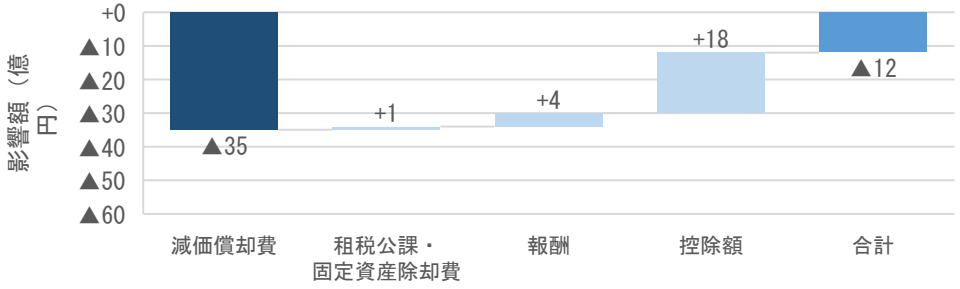
電柱に係る耐用年数について、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」及び、電柱の固定資産データを用いた増減法による推計も踏まえて総合的に検討を実施した結果、耐用年数が短縮される可能性のある要素が確認されたことを踏まえ、引き続き更なる検証を行い令和７年度中に一定の結論を出す考え。

■　**接続料の算定等に関するワーキンググループ（第１回）におけるＮＴＴ東日本・西日本からの説明の概要**

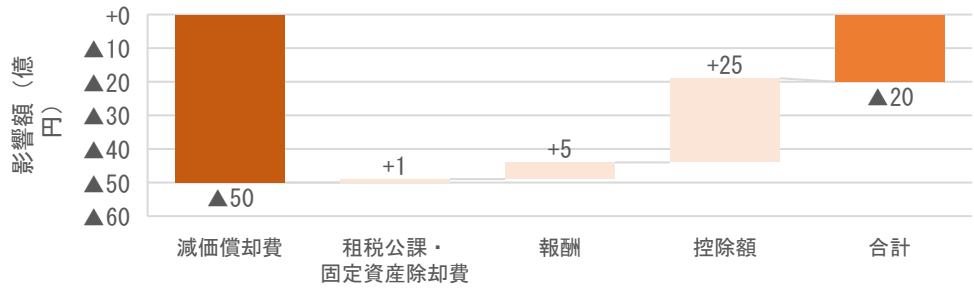
電柱の耐用年数については検証を行い、その結果、**28年から35年に見直す**こととした。なお、この見直しは令和７年度第２四半期決算より令和７年度当初に遡って適用するとともに、令和８年度以降に適用する加入光ファイバ接続料の将来原価算定においては、本見直しに伴う減価償却費の減影響等を織り込むことを予定。

■　**耐用年数見直しの影響**（シェアドアクセス方式の接続料原価における今次算定期間各年度の平均値）

影響額（ＮＴＴ東日本）



影響額（ＮＴＴ西日本）



（参考）光ファイバの耐用年数の見直しに関する検討結果①

○　令和４年度の接続料の改定等に係る情報通信行政・郵政行政審議会での議論において、**光ファイバの経済的耐用年数については、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、適時適切に見直していく必要がある**とされたこと（令和４年３月28日答申、考え方2）等を踏まえて、ＮＴＴ東日本・西日本に対し、光ファイバの耐用年数についての検証・報告を要請。

○　**光ファイバケーブルの経済的耐用年数※については、**「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点から検討した結果、**現行の経済的耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないとの結論に至った旨、ＮＴＴ東日本・西日本から報告があった。**

※　令和５年度の耐用年数見直しにより、現在は**架空光ファイバケーブルは25年**、**地下光ファイバケーブルは30年**となっている。

■　**将来原価方式に基づく令和５年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について（要請）**（令和５年７月31日付け総基料第162号）

現在の光ファイバの耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和８年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、総務省に報告すること。

■　**ＮＴＴ東日本・西日本からの報告**（令和８年１月16日付け東経営第000200000749号（ＮＴＴ東日本）、企営第155500000835号（ＮＴＴ西日本））**の概要**

以下の（１）及び（２）に記載する内容が明らかになったことから、**現行の経済的耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないと判断**。

（１）監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」を踏まえた検討の結果

- 「材質・構造・用途」は、近年、特段の変化がない一方、「使用上の環境」は、自然災害の頻発化・激甚化により耐用年数短縮の要素を確認。
- 「技術の革新」は、経済性向上に係る技術開発はあるものの、信頼性を向上させるものではなく、耐用年数見直しが必要な状況に至っていないことを確認。
- 「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」については、光ファイバケーブルが今後においても継続的に利用される蓋然性も高まっており、陳腐化の危険の程度に変化が生じているとは認められず、耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないことを確認。

（２）ＮＴＴグループにおける令和６年度末の光ファイバケーブルの固定資産データを用いた撤去法等による推計を用いた検討の結果

令和６年度末の光ファイバケーブルの建設年度別固定資産データを用いて、撤去法にて、確率分布関数により算出した耐用年数の推計結果は、架空ケーブルが長いもので32年（対数正規分布）、短いもので23年（指数分布）、地下ケーブルが長いもので37年（対数正規分布）、短いもので25年（指数関数）であり、現行の経済的耐用年数（架空ケーブル：25年、地下ケーブル：30年）はその範囲内に収まっている。

		架空光ファイバ	地下光ファイバ
撤去法	指数関数		
	ゴンペルツ曲線		
	ロジスティック曲線		
	正規分布		
	指数分布		
	ワイブル分布		
	対数正規分布		
（参考）増減法			

＜＞内は推定値の決定係数
（）内は現行値との差分

（参考）光ファイバの耐用年数の見直しに関する検討結果②

■ 監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（平成24年2月14日）について

３．耐用年数の決定とその変更

［１～11　略］

12. 耐用年数は、「資産」の単なる物理的使用可能期間ではなく、経済的使用可能予測期間に見合ったものでなければならない。

13. 耐用年数は、対象となる「資産」の材質・構造・用途等のほか、使用上の環境、技術の革新、経済事情の変化による陳腐化の危険の程度、その他当該企業の特殊的条件も考慮して、各企業が自己の「資産」につき、経済的使用可能予測期間を見積もって自主的に決定すべきである。同一条件（種類・材質・構造・用途・環境等が同一であること）の「資産」について異なる耐用年数の適用は認められない。

■ 耐用年数の推計方法について

撤去法

経過年数別の撤去率をもとに確率分布関数を仮定して、平均使用年数を推計する方式。

増減法

最新の残存ストックを実現するために、各年度の新規取得数を過去にさかのぼり、何年までの新規取得数を累積すればよいかを算定し、これを当該設備が一回転する期間とみなし、経済的耐用年数の推計を行う方式。

■ 推計に用いる７つの関数について（接続料の算定に関する研究会（第11回）（平成30年１月23日）ＮＴＴ東日本・西日本提出資料別冊より抜粋）

（…）光ファイバケーブルは、

- ケーブルの素材である石英ガラスそのものの特性で見ると、経年劣化が少なく故障率は経年で一定であることが想定される
- 被覆部や接続部等については経年劣化が起こりうると想定される
- 更に、使用上の環境によって経年劣化の度合いに差があると想定される

といったように故障の傾向には様々な可能性が想定されることから、実際の耐用年数の検証や見直しの検討にあたっては、そうした故障の傾向との親和性がある複数の確率分布関数を用いて、多面的に検証を行う必要があるため、以下の７つの関数を用いているものです。個々の関数の特徴や利用例は以下の通りです。

指数関数	故障率が時間の経過とともに加速度的に増加していく物質の寿命を計測する基本的な関数。
ゴンペルツ曲線	一定の年齢を超えると死亡率が幾何級数的に増大する人間の死亡率を推計する関数として考案されたもの。システムの設備設計や信頼性評価に適用
ロジスティック曲線	発生数が多くなると、その増加にブレーキがかかる人口増加を説明する関数として考案されたもの。ゴンペルツ曲線と同様に、システムの設備設計や信頼性評価に適用。
正規分布	ある時点で集中的に故障が発生する摩耗故障に対応する分布。材料の強度分布としてよく用いられる。多くの部品からなる機械部品の故障やタイヤ、電球の寿命、材料強度に適用。故障率が時間にかかわらず一定である分布で、信頼性の分野で基本的な分布。
指数分布	種々の多数の要素から成るシステムにおいては、どの要素が故障してもシステムの故障が生じることから、故障間隔は指数分布に近づくとされる。材質的に故障率が時間にかかわらず一定となるような物品に適用。
ワイブル分布	金属材料の破壊強度（疲労寿命）の分布を表すために考案されたもの。物体の脆性破壊に対する強度や部品に対して応力・電圧・温度などの負荷が継続的に加えられる場合の故障現象に適用。（例：セラミクス、低温における鉄鋼、電子部品、人間の死亡）
対数正規分布	故障率が時間とともに増加した後、漸減する傾向を示す分布。材料の疲労寿命や修理時間等の分布に適用。（例：機械材料の破壊寿命、機器の修復時間や保全時間の分布、機械の実働荷重頻度分布、電子部品の故障分布）

加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減の取組

○　「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年９月14日情報通信審議会答申）を踏まえ、ＮＴＴ東日本・西日本において、接続料の低廉化に向け**①企業努力による更なる効率化・費用削減**、**②償却方法の定額法への移行**、**③コスト把握の精緻化**を進め、**平成28年度から令和元年度**の算定期間**においてＮＴＴ東日本では▲630億円、ＮＴＴ西日本では▲537億円の費用削減**。

○　その後、令和３年度の接続料改定の際の審議会の考え方を踏まえ、総務省からＮＴＴ東日本・西日本に対し、令和２年度から令和４年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等について、各年度の会計実績が取りまとまる年度において、遅くとも各報告年度の次年度の接続約款の変更認可申請を行うまでに報告することを要請（令和３年５月28日付け総基料第124号）。令和２年度から令和４年度の接続料改定においては、**平成30年度のコスト実績をもとに、更なるコスト効率化・削減に取り組む**こととし、固定資産の増加はあったものの、**施設保全費等の効率化、後年度費用の軽減施策（設備補修の前倒し）等を行い、これらの取組による原価低廉化の効果を接続料にも反映**したところ、**ＮＴＴ東日本では▲518億円、ＮＴＴ西日本では▲568億円の費用削減**。

○　前算定期間（令和５年度から令和７年度まで）についても、将来原価方式に基づく令和５年度の接続料の改定等に際し同旨の要請を実施（令和５年７月31日付け総基料第162号）したことを踏まえ、今般の申請において、**令和６年度には、ＮＴＴ東日本で▲85億円、ＮＴＴ西日本で▲95億円の費用削減**があった旨、報告があった。

○　なお、令和４年度の接続料改定の際の審議会の考え方（令和４年３月28日情報通信行政・郵政行政審議会答申）を踏まえて、電気通信事業会計規則に定める業務区分毎の費目に分計して報告がなされている。

■令和６年度の加入光ファイバの費用削減

①企業努力による更なる効率化・費用削減

- 局内・局外・お客様宅内の業務複合化による生産性向上による効率化
- 保守業務の内製化の推進による効率化
- 請負工事会社とのシステム連携強化による保全・開通業務・施工管理業務の効率化
- 光開通支援業務、故障受付業務、工事の設計業務の広域集約による効率化
- 電柱・土木等設備の点検方法の見直し等による効率化　等

②加入光ファイバの耐用年数見直し（令和5年度に行った見直しによる効果）

■令和６年度の費用削減実績

費用削減等に係る取組の影響額※（単位：億円）	NTT東日本	NTT西日本
①企業努力による更なる効率化・費用削減	**▲24**	**▲46**
施設保全費	▲20	▲38
管理・共通費	▲４	▲６
試験研究費	▲０	▲２
②光ファイバの耐用年数見直し	**▲61**	**▲49**
合計	**▲85**	**▲95**

※　費用削減の取組を行わなかった場合に想定される各年度の設備管理運営費（令和３年度の設備管理運営費に取得固定資産価額の伸び率を乗じることで推計）との差額。

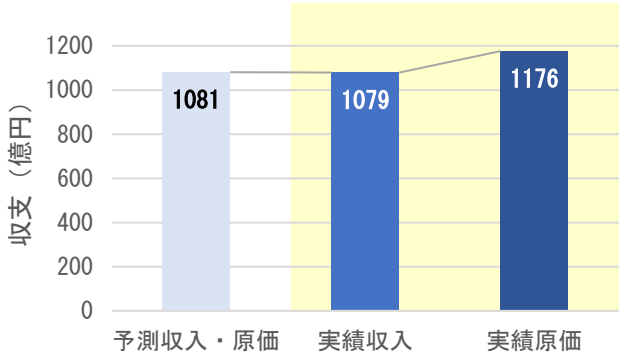
乖離額調整(１)前算定期間において生じた乖離額

○　接続料規則においては、第１号将来原価方式による接続料算定に生じた調整額については０と規定（第12条の２第１項）されており、**現行制度上、実績費用と実績収入の差額（乖離額）を接続料原価に算入することは、原則として認められていない**。

○　しかし、前算定期間における加入光ファイバ接続料については、３条許可（令和５年総基料第161号）により、（第１号将来原価方式により算定されているものの）特例的に各年度における乖離額を翌々年度以降の接続料原価に算入することが認められている。

○　令和６年度・令和７年度においては、ＮＴＴ東日本・西日本双方において**実績収入**（令和７年度については見込み額。以下同じ。）**は概ね予測値通り**であったものの、報酬において、**国債利回りの上昇**による自己資本利益率及び他人資本利子率の上昇の影響等に起因する予測原価・実績原価の差額**の影響により、正の乖離額が生じている**。

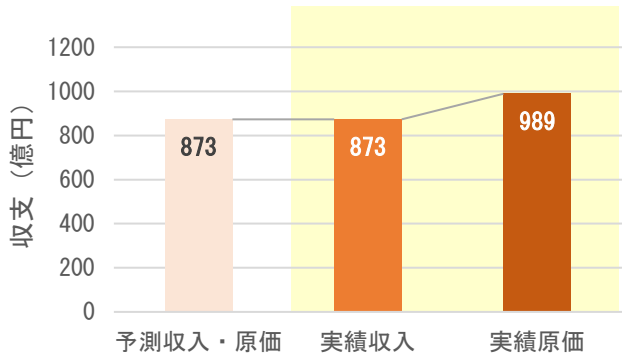
令和６年度実績（ＮＴＴ東日本）



（主な要因）

収入	▲２ （芯線数▲０万）
原価	＋95 ＋控除前原価＋ －控除額▲ ＋報酬＋
乖離	＋97

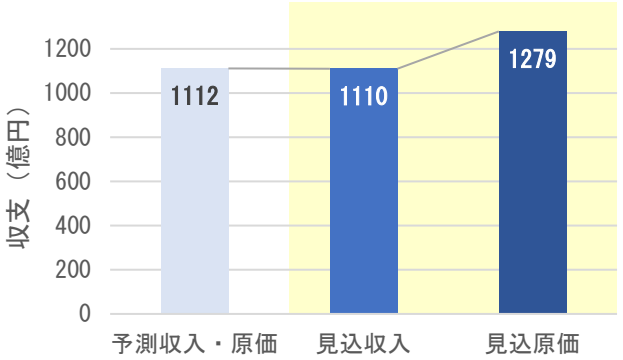
令和６年度実績（ＮＴＴ西日本）



（主な要因）

収入	＋０ （芯線数＋１万）
原価	＋116 ＋控除前原価＋ ＋地震特損＋ ＋控除額＋ ＋報酬＋
乖離	＋116

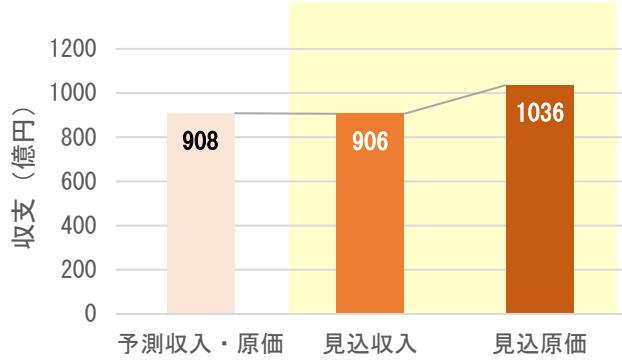
令和７年度見込（ＮＴＴ東日本）



（主な要因）

収入	▲３ （芯線数▲１万）
原価	＋200 ＋控除前原価＋ －控除額▲ ＋報酬＋
乖離	＋170 （電柱耐用年数見直し影響▲32を含む）

令和７年度見込（ＮＴＴ西日本）



（主な要因）

収入	▲３ （芯線数＋０万）
原価	＋176 ＋控除前原価＋ －控除額▲ ＋報酬＋
乖離	＋131 （電柱耐用年数見直し影響▲48を含む）

乖離額調整（２）前算定期間において生じた乖離額の調整

○　今回、令和６年度・令和７年度に生じた乖離額（※１）の調整に係る３条許可申請があったところ、同申請においては、今次申請に係る接続料水準を安定化し、接続事業者の事業の予見性を確保するため、当該乖離額を**合算し、今次申請に係る５年間**（令和８年度～令和12年度）**の接続料原価に**、各年度の予測芯線数比に応じて**平準化して算入**することとされている。

○　これによる接続料単金への影響は、シェアドアクセス方式の場合、**ＮＴＴ東日本で＋82円**／回線・月、**ＮＴＴ西日本で＋93円**／回線・月。

※１　今回調整する「乖離額の見込み額」と令和８年度中に確定する「乖離額の実績額」の差分の調整をする際には、令和９年度以降の接続料の改定において別途３条許可が必要。

前算定期間の乖離額（今次申請で調整するもの）

	ＮＴＴ東日本	ＮＴＴ西日本
令和６年度乖離額	＋97億円	＋116億円
令和７年度乖離額（見込み値）	＋170億円	＋131億円

↓ 合算

ＮＴＴ東日本	ＮＴＴ西日本
＋267億円	＋247億円

※　シングルスター方式とシェアドアクセス方式の原価範囲の違い（分岐端末回線分）を踏まえ、原価の比に応じて両方式に按分しているため、両方式で乖離額の単価が異なる。

↓ 各年度の芯線数比により平準化して算入

乖離額調整の影響（ＮＴＴ東日本）

シェアドアクセス	Ｒ８	Ｒ９	R10	R11	R12
１芯あたりコスト	2,262	2,349	2,393	2,435	2,471
乖離額	＋82	＋82	＋82	＋82	＋82
接続料単金	2,344	2,431	2,475	2,517	2,553

シングルスター	Ｒ８	Ｒ９	R10	R11	R12
１芯あたりコスト	2,700	2,799	2,863	2,916	2,957
乖離額	＋102	＋102	＋102	＋102	＋102
接続料単金	2,802	2,901	2,965	3,018	3,059

乖離額調整の影響（ＮＴＴ西日本）

シェアドアクセス	Ｒ８	Ｒ９	R10	R11	R12
１芯あたりコスト	2,162	2,249	2,280	2,326	2,358
乖離額	＋93	＋93	＋93	＋93	＋93
接続料単金	2,255	2,342	2,373	2,419	2,451

シングルスター	Ｒ８	Ｒ９	R10	R11	R12
１芯あたりコスト	2,749	2,856	2,907	2,976	3,023
乖離額	＋120	＋120	＋120	＋120	＋120
接続料単金	2,869	2,976	3,027	3,096	3,143

乖離額調整(３)今次算定期間において生じる乖離額の扱い

○　今回の申請においても、**前算定期間と同様、今次算定期間における各年度の調整額を次年度以降の接続料原価に算入すること**に係る３条許可申請があった。

○　このことを許可する場合、今次算定期間における毎年度の接続料収支が判明するたびに、速やかに調整（乖離額の接続料原価への算入）を行う。なお、乖離額の接続料原価への算入により接続料の水準に急激な変動が生じるおそれがある場合には、調整額を複数年度の接続料原価に分けて算入することがある。

○　なお、調整に際しては、どのように接続料原価に算入するかについて、別途３条許可が必要。

■　ＮＴＴ東日本・西日本からの許可申請の内容（抜粋）

（令和８年１月16日付け東相制第000200000793号（ＮＴＴ東日本）、相制第155500000755号（ＮＴＴ西日本））

光信号端末回線伝送機能のうち第１号将来原価方式で算定する接続料について、２０２４年度の実績収入と実績原価の差額に加えて、２０２５年度における収入の見込み値と原価の見込み値の差額を、調整額として新たに算定する当期算定期間（２０２６年４月から２０３１年３月）の当該機能の接続料原価に加えること。

（理由）

接続料規則第１２条の２は、第１号将来原価方式で算定した接続料を変更する場合、調整額を０とすると定めているが、光信号端末回線伝送機能に係る接続料の算定にあたっては、２０２３年７月に許可されている乖離額調整の考え方に基づき、２０２４年度の実績収入と実績原価との差額に加えて２０２５年度における収入の見込み値と原価の見込み値との差額を織り込むこととするため。

また、毎年度の料金水準を平準化するため、２０２４年度の実績収入と実績原価との差額と２０２５年度における収入の見込み値と原価の見込み値との差額の合計を、新たに算定する当期算定期間（２０２６年４月から２０３１年３月）の接続料原価に、算定に用いる各年度の予測芯線数の比率に応じて加えて算定することとした。

■　許可申請に係る接続約款の一部変更案上の規定

附則

１～７　（略）

８　当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能（２－１－１－１第３欄ウ欄及びエ欄、第６欄、２－１－１－１の２、２－１－１－２第１欄イ欄、第２欄イ欄並びに２－１－１－２の２に限ります。以下この附則第10項までにおいて同じとします。）について、令和７年度以前に適用した網使用料の原価の実績値（令和７年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、令和８年度以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。

９　当社は、この改正規定に係る令和７年度における端末回線伝送機能の網使用料の原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（令和７年度に係るものに限ります。）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えてそれ以降に適用される網使用料を変更する措置を講じるものとします。

10　当社は、**この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料**（令和８年４月１日から令和13年３月31日まで適用するものに限ります。）**について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じる**ものとします。

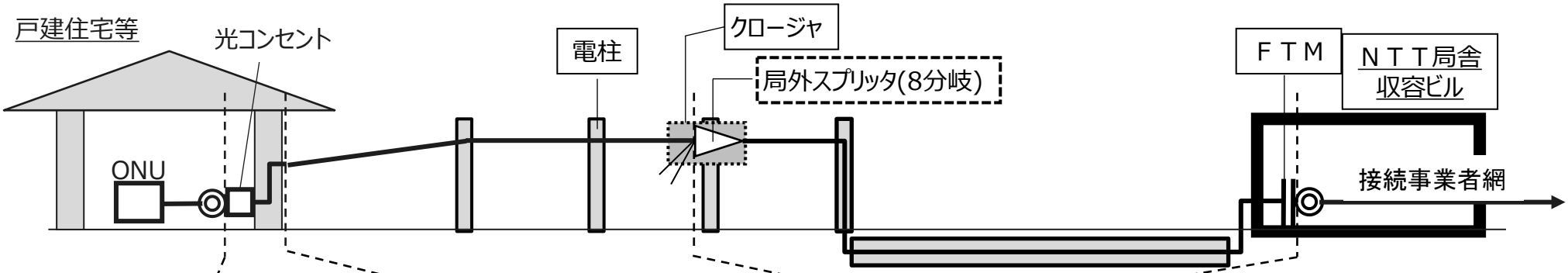
11　当社は、前２項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該**網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前３項の規定にかかわらず、前３項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じる**ものとします。

シェアドアクセス方式に係る接続料（令和8年度申請接続料）

○　**ＮＴＴ東日本・西日本が設置する加入光ファイバ（シェアドアクセス方式）の各種設備（光屋内配線から主端末回線まで）を、他の電気通信事業者が接続ルールに従って利用する場合に支払うべき接続料**は、次のとおり。

○　光信号主端末回線は芯線単位で利用するため、**芯線の収容率が上がると１収容あたりの接続料負担が低減**していく構造となっている。

○　例えば、主端末回線に１芯線あたり４ユーザ収容した場合には、ＮＴＴ東日本ではユーザ当たり1,242円、ＮＴＴ西日本では1,360円でＮＴＴ局舎からユーザ宅までのシェアドアクセス方式の接続が利用可能。



	光屋内配線加算額※２	光信号分岐端末回線※３	回線管理運営費	光信号主端末回線
NTT東日本	228円(209円) /分岐端末回線	391円(407円) /分岐端末回線	37円(40円) /分岐端末回線	2,344円(1,833円) /主端末回線
NTT西日本	218円(201円) /分岐端末回線	503円(500円) /分岐端末回線	75円(72円) /分岐端末回線	2,255円(1,818円) /主端末回線

※１　光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。
※２　光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合にのみ適用される。
※３　ＮＴＴ東日本・西日本の屋内配線を引込線と一体として設置する場合に適用される分岐端末回線の接続料。
※４　令和５年能登半島地震に起因する災害特別損失を接続料原価に算入した令和８年度接続料。
※５　括弧内は令和７年度適用接続料。

収容数ごとの１収容（ユーザ）あたり接続料

収容数	1	2	3	4	5	6	7	8
NTT東日本	3,000円	1,828円	1,437円	1,242円	1,125円	1,047円	991円	949円
NTT西日本	3,051円	1,924円	1,548円	1,360円	1,247円	1,172円	1,118円	1,078円

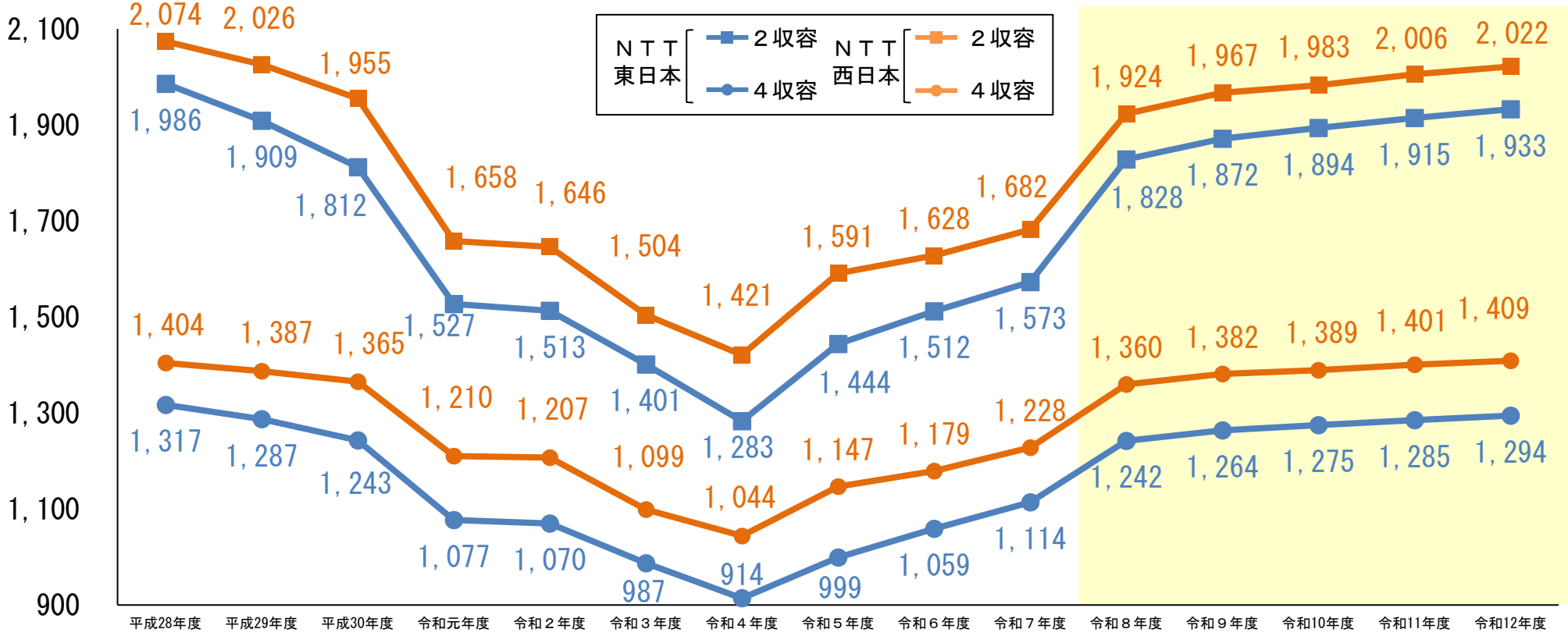
（参考）シェアドアクセス方式に係る接続料の推移

○ **接続事業者が１ユーザに対してサービスを提供する際に負担する接続料**（※１）について、例えば主端末回線に**１芯線当たり２ユーザ又は４ユーザ収容した場合の負担額は、乖離額調整や物価変動の反映等の影響により、令和８年度において、前算定期間と比較して大幅に増加し、令和12年度にかけて微増していく**。

○ １芯線のユーザ収容数について、ＮＴＴ東日本・西日本以外の接続事業者全体の回線収容数を平均すると、ＮＴＴ東日本エリアでは［　　］、ＮＴＴ西日本エリアでは［　　］となっている（※２）。また、ＮＴＴ東日本・西日本自身における回線収容数については、それぞれ［　　］（ＮＴＴ東日本）、［　　］（ＮＴＴ西日本）となっている（※２）。

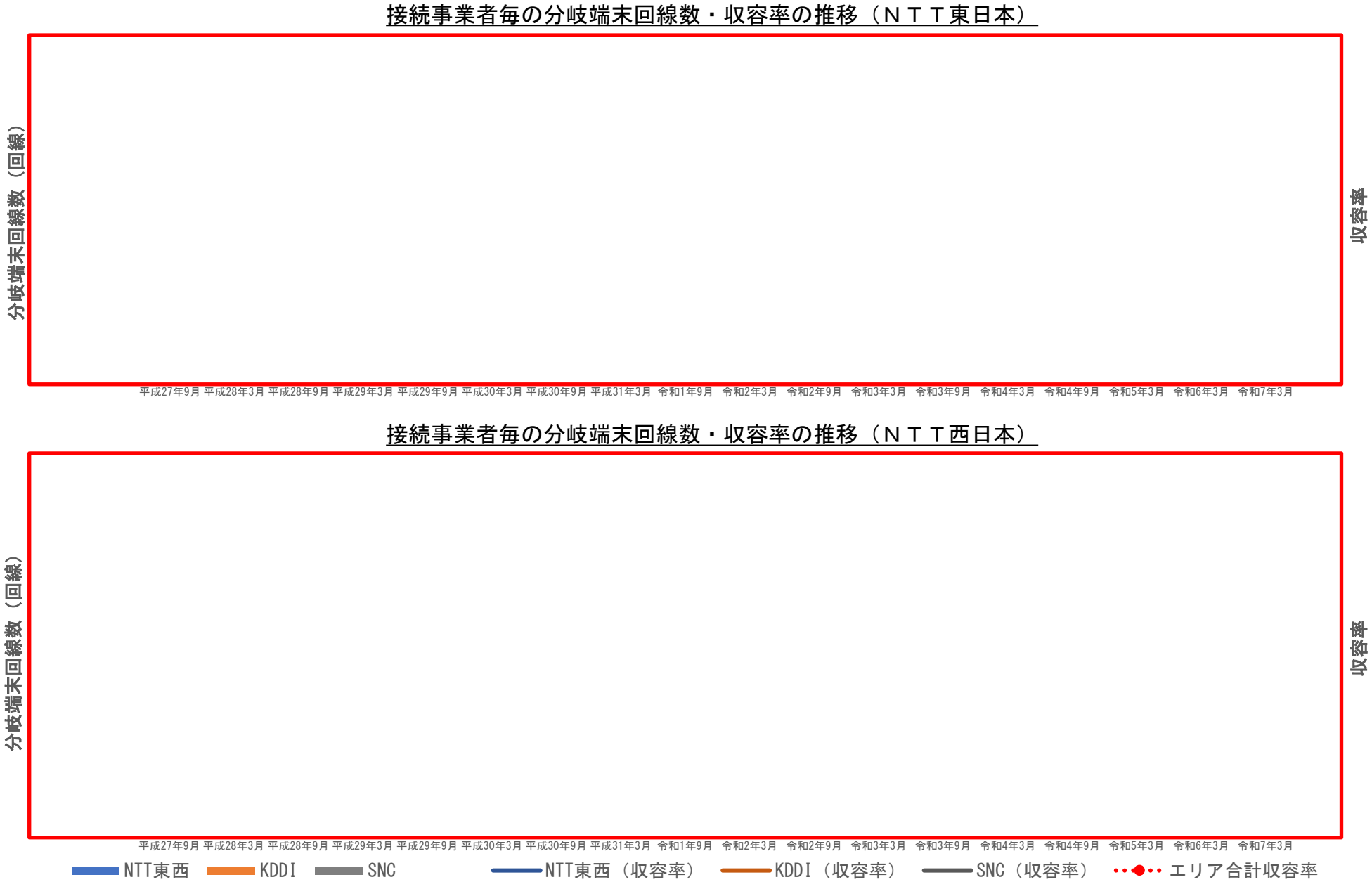
※１　「光信号主端末回線」（１回線の料金を各収容数で除したもの）、「光信号分岐端末回線」、「回線管理運営費」、「光屋内配線加算額」の合計額。

※２　回線収容数については、「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書等を踏まえた貴社の取組に関する報告について（要請）」（令和５年10月10日付け総基料第201号）に基づく接続事業者毎の利用芯線数の報告の最新（令和７年３月末）の報告値。



※　光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は令和５年度の申請料金を横置き。

（参考）1芯線あたりのユーザ収容数の推移



出典：「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関して講ずべき措置について（要請）」（平成27年９月18日付け総基料第176号）に基づく接続事業者毎の利用芯線数

分岐端末回線の接続料

○　分岐端末回線の接続料については、**実績原価方式により毎年度算定**されている。

○　加入光ファイバ全体のコストのうち分岐端末回線に係る部分を把握することができないことから、**１回線あたりの創設費等を基礎として、網改造料の算定式に準じて算定**されている。

接続料 ＝ 分岐端末回線の創設費（※１） ÷ 耐用年数 ＋ 分岐端末回線の創設費 × 設備管理運営費比率（※２）　引込線コスト

＋ １回線あたり電柱創設費相当（※３） ÷ 耐用年数 ＋ １回線あたり電柱創設費相当（※３） × 設備管理運営費比率　電柱コスト

減価償却費相当　／　保守運営費相当

＋ 利潤（他人資本費用、自己資本費用、利益対応税）（※４） ＋ 調整額

○　令和８年度においては、労務費等が上昇した一方、電柱の耐用年数見直しの影響で償却費が減少したことにより、１回線当たりコストはＮＴＴ東日本・西日本ともに低下したところ、調整額の影響により、**ＮＴＴ東日本で▲７円の減**、**ＮＴＴ西日本で＋２円の増**。

○　なお、接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年９月８日公表）で示された考え方を踏まえて、**分岐端末回線における償却済み比率を平均的に反映**して算定（※５）されているところ、今次申請における償却済み比率（令和６年度実績値）は、**ＮＴＴ東日本で0.3%、ＮＴＴ西日本で0.6%**となっている。

※１　減価償却費相当の算定にあたっては、工事費として回収する部分に関する創設費は除く。具体的には、ＮＴＴ東日本においてはクロージャ内接続及びキャビネットを除くほか、単芯ケーブルについては、平日以外の日に設置する場合と平日設置の場合の差額を工事費として回収するため、平日設置の場合の創設費を用いている。
※２　網改造料の算定式においては、**除却費を個別に支払うもの**と**それ以外**で別の設備管理運営費比率を適用しているところ、分岐端末回線については、少芯区間の保守運営費相当についてのみ**除却費を個別に支払う場合以外**の比率を用いている。
※３　引込線に係る電柱設備の取得固定資産価額（サンプル調査によって引込線に係る電柱数の比率を算定し、全電柱設備の取得固定資産価額に乗じることで算定）を引込線の総数で除して求める。
※４　自己資本利益率について、除却費を個別に支払う部分（単芯区間）については網改造料で用いる値、それ以外は網使用料で用いる値。
※５　単芯ケーブル部分の減価償却費相当から当該比率分を除いている。

■ 接続料（ＮＴＴ東日本・西日本の屋内配線設備を用いず、接続事業者のキャビネットを用いる場合）

ＮＴＴ東日本（円／回線・月）

	Ｒ４適用	Ｒ５適用	Ｒ６適用	Ｒ７適用	Ｒ８申請
１回線あたりコスト	373	345	360	376	369
調整額	▲ 44	▲ 18	7	31	20
分岐端末回線接続料	**329**	**327**	**367**	**407**	**389**

ＮＴＴ西日本（円／回線・月）

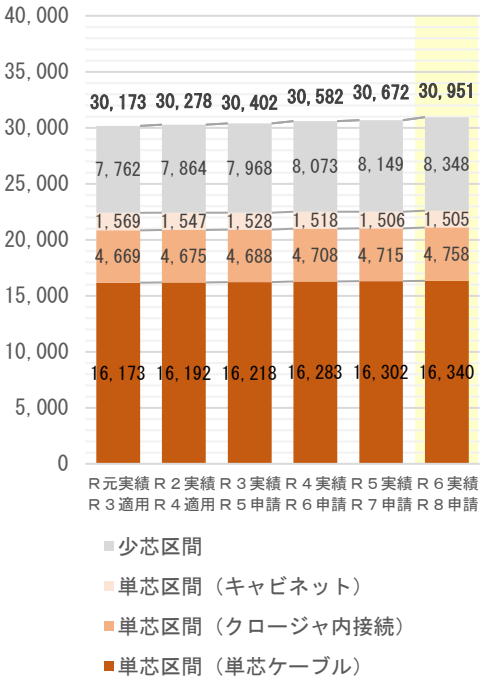
	Ｒ４適用	Ｒ５適用	Ｒ６適用	Ｒ７申請	Ｒ８申請
１回線あたりコスト	467	455	458	477	468
調整額	▲ 54	▲ 12	8	22	33
分岐端末回線接続料	**413**	**443**	**466**	**499**	**501**

分岐端末回線の接続料（原価構造）

■ 創設費（引込線）

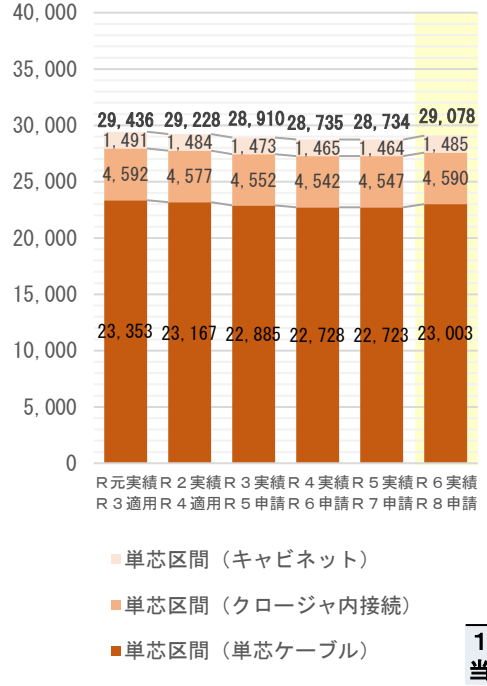
ＮＴＴ東日本

単位：円



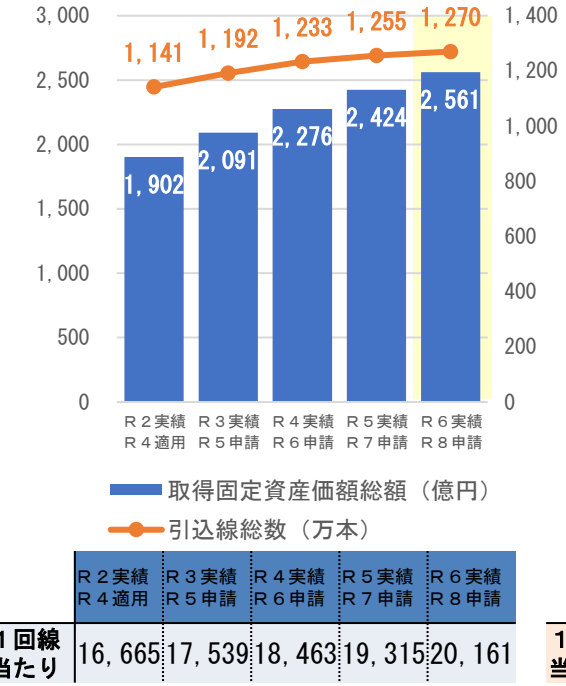
ＮＴＴ西日本

単位：円



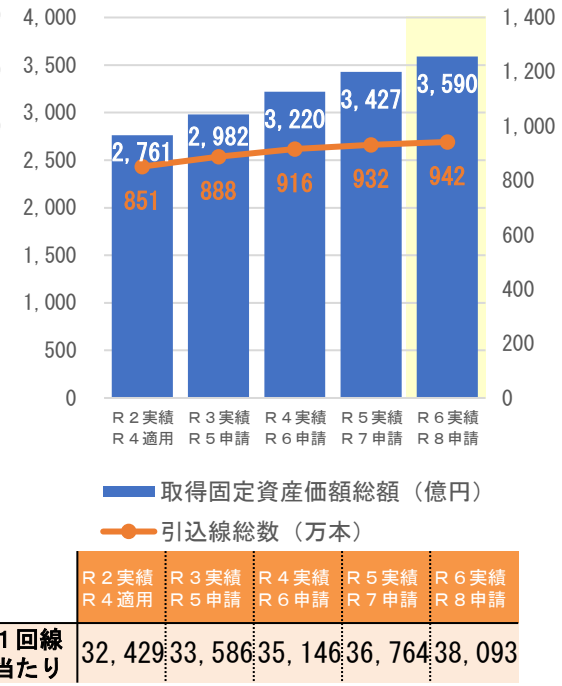
■ 創設費相当（１回線あたり電柱）

ＮＴＴ東日本



	R２実績 R４適用	R３実績 R５申請	R４実績 R６申請	R５実績 R７申請	R６実績 R８申請
１回線当たり	16,665	17,539	18,463	19,315	20,161

ＮＴＴ西日本

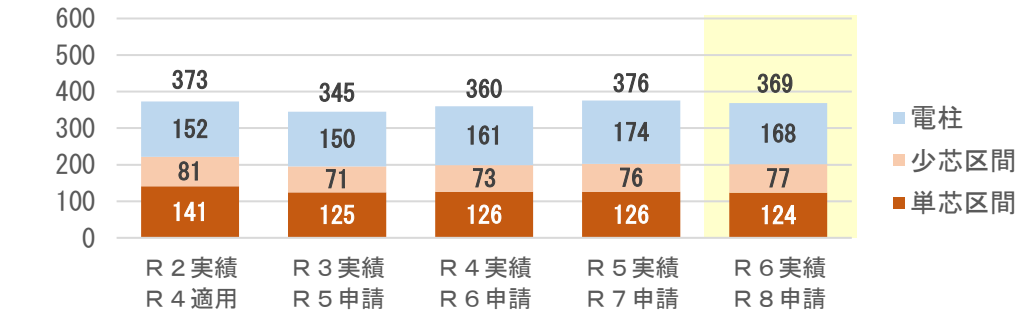


	R２実績 R４適用	R３実績 R５申請	R４実績 R６申請	R５実績 R７申請	R６実績 R８申請
１回線当たり	32,429	33,586	35,146	36,764	38,093

■ １回線あたりコスト

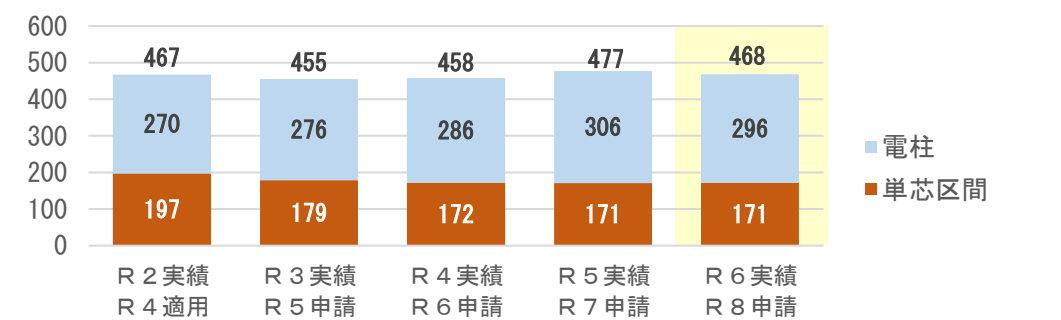
ＮＴＴ東日本

単位：円／回線・月



ＮＴＴ西日本

単位：円／回線・月

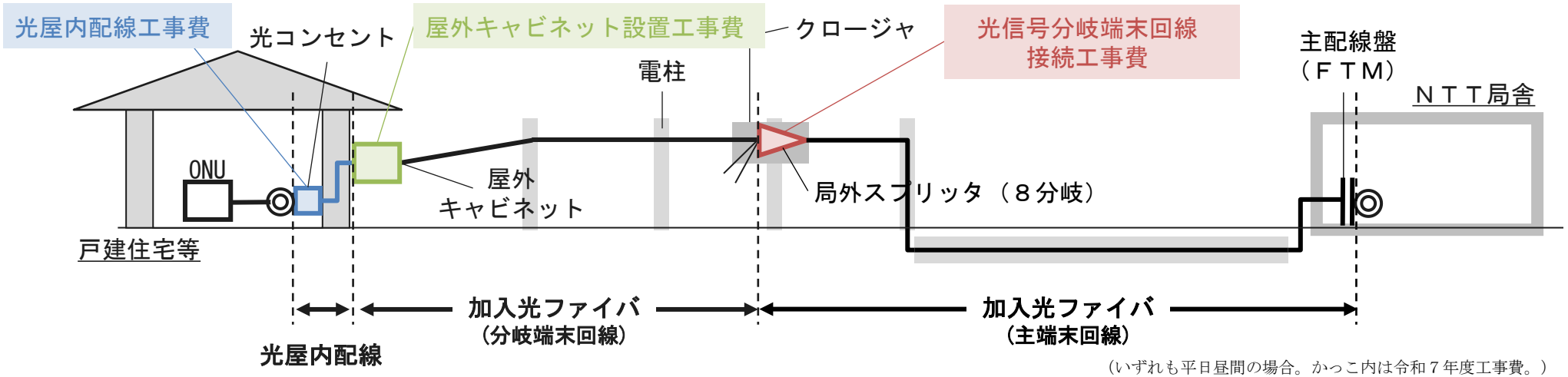


（参考）シェアドアクセス方式に係る工事費

○　シェアドアクセス方式の加入光ファイバの利用に際しては、ＮＴＴ東日本・西日本が種々の工事を行う必要があるが、主端末回線・分岐端末回線の設置工事に係るコストについては、それぞれの網使用料に含まれている（※１）。

○　そのため、主端末回線・分岐端末回線以外の設備に係る工事費についてのみ個別の負担を要することとなるが、**分岐端末回線を新設する際の主要な工事費については、労務費・物件費・作業委託費の上昇により、令和８年度においてはいずれも上昇**。

■ シェアドアクセス方式に係る令和８年度工事費



（いずれも平日昼間の場合。かっこ内は令和７年度工事費。）

	光屋内配線工事費（光屋内配線を新たに設置する場合）			屋外キャビネット設置工事費（※２、３）	光信号分岐端末回線接続工事費（※３）
		作業費	物品費		
ＮＴＴ東日本	16,314円（15,455円）/件	13,744円（13,077円）/件	2,570円（2,378円）/件	1,428円（1,345円）/件	5,265円（4,994円）/件
ＮＴＴ西日本	15,850円（15,001円）/件	13,265円（12,608円）/件	2,585円（2,393円）/件	1,572円（1,411円）/件	4,612円（4,446円）/件

既存の光屋内回線を転用する場合については、作業内容及び必要な物品に応じて、低廉な工事費が設定されている（※４）。

	光コンセントも含めて転用できる場合	光コンセントを新設する必要がある場合
ＮＴＴ東日本	797円（開通試験を実施しない場合）6,203円（実施する場合）	5,120円
ＮＴＴ西日本	4,447円（回線終端装置の撤去を同時に行う場合）6,585円（行わない場合）	5,595円（回線終端装置の撤去を同時に行う場合）7,733円（行わない場合）

※１　平日昼間以外に分岐端末回線の設置工事を行うことを希望する場合については個別の負担を要する（光信号分岐端末回線設置等加算工事費）。　※２　屋外キャビネットの利用がない場合は不要。
※３　調査により当該工事に係る作業委託費を把握し算定。　※４　その他、利用事業者の変更がなく、光コンセントの位置を移動するために必要な工事を行う場合の工事費（工事費(27)-2 イ）が設定。

資本構成比の算定方法

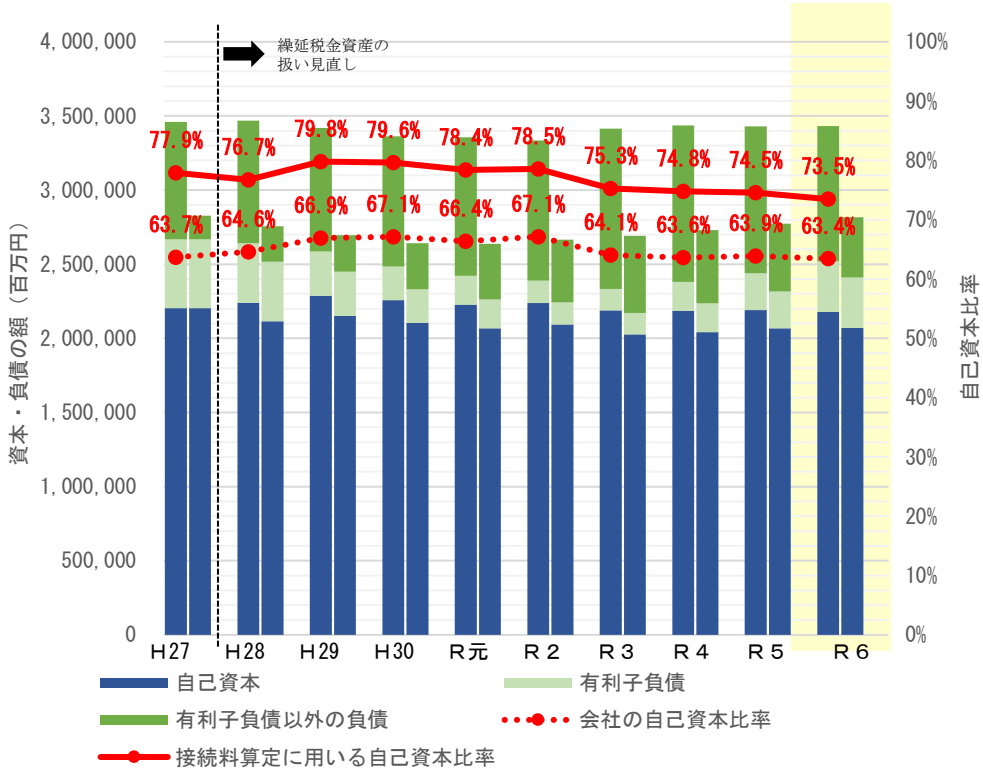
○　ＮＴＴ東日本・西日本はレートベースの構成資産に基づく資本構成比を算定するに当たって、「レートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、**貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致**させて算定」（接続料の算定に関する研究会第４回会合　ＮＴＴ東日本・西日本資料）している。

○　具体的には、ＮＴＴ東日本・西日本の財務会計における貸借対照表の簿価について、レートベースに含まれない流動資産等を、
- 「投資その他の資産」のうち繰延税金資産（※１）については、自己資本から、
- それ以外（繰延税金資産以外の「投資その他の資産」、流動資産）については、他人資本のうち「有利子負債以外の負債」から、

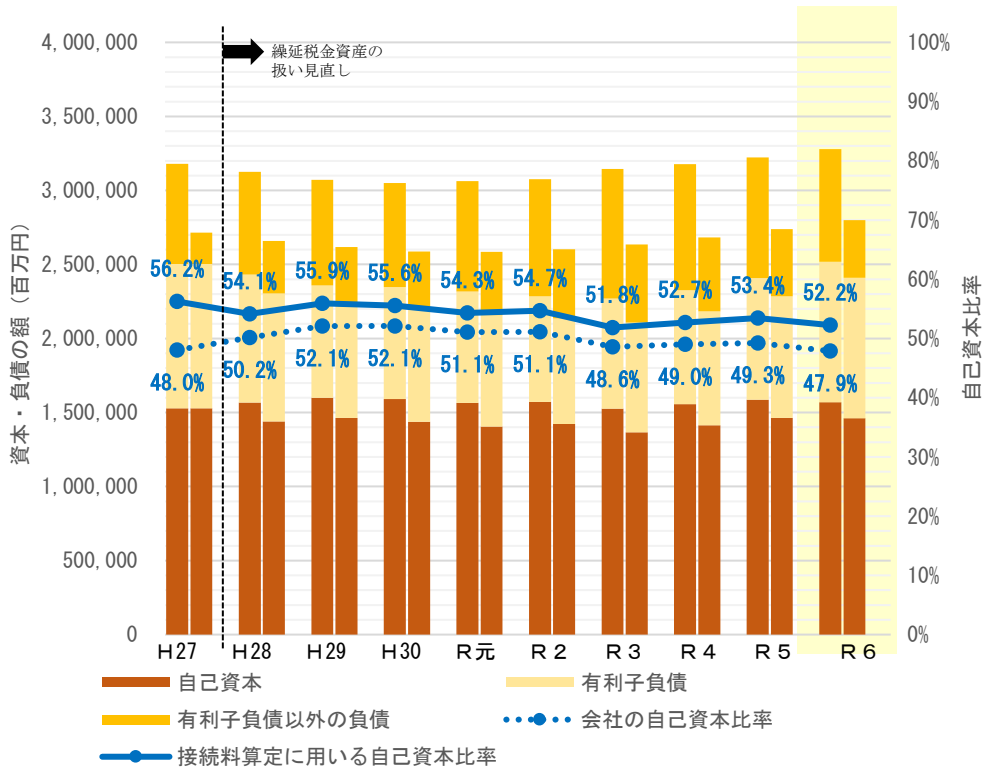
圧縮して資本構成比を算定している。

※１　接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年９月８日公表）において「『繰延税金資産』については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上することによって、自己資本比率が上昇することになるから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮することが適当」との考え方が示されたことを踏まえ、他人資本（のうち有利子負債以外の負債）から圧縮していた扱いを見直した。

左：会社の資本構成、右：圧縮後の資本構成
（ＮＴＴ東日本）



左：会社の資本構成、右：圧縮後の資本構成
（ＮＴＴ西日本）

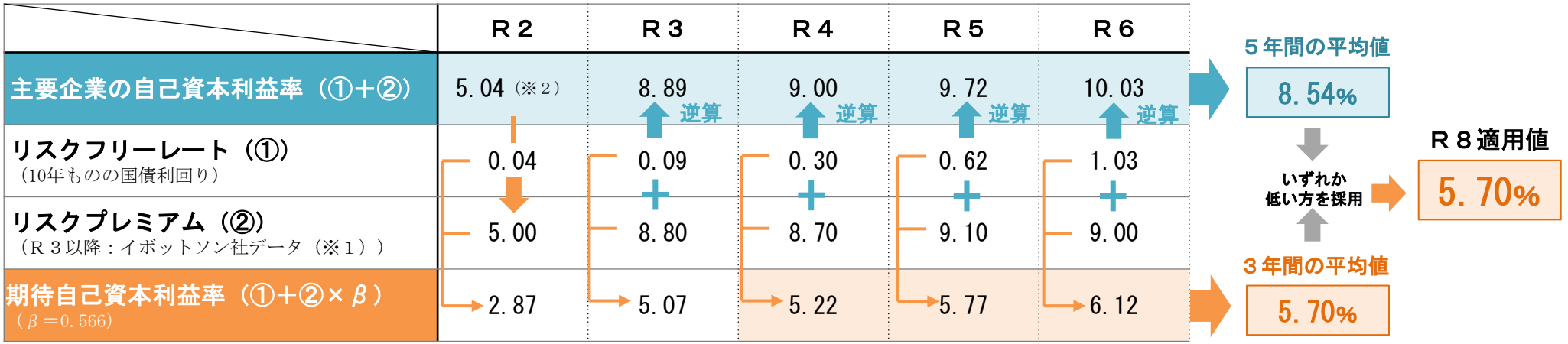


実績原価方式における自己資本利益率の算定

○　今次申請に用いる自己資本利益率は、リスクプレミアムは減少（前年度▲0.1）したものの、**リスクフリーレートの上昇（前年度＋0.41）より上昇**。

○　期待自己資本利益率の算定基礎となるリスクフリーレート（10年ものの国債利回り）について、令和３年12月に日本銀行が長期金利の変動幅の上限を引き上げたことにより、金利上昇局面に転じているところ、**今次申請の算定対象の全期間が金利上昇局面となったことも期待自己資本利益率の変動要因となっている**。

■　自己資本利益率の算出方法



※１　Copyright © 2025　Ibbotson　Associates　Japan,　Inc.　イボットソンの事前の書面による承諾のない利用、複製等は、全部または一部を問わず、損害賠償、著作権法の罰則の対象となります。
※２　ＮＥＥＤＳ（株式会社日本経済新聞社デジタル事業 情報サービスユニットの総合経済データバンク）の財務データより、全国４証券取引所に上場しており、７期連続で決算データを取得が可能な単体決算開示企業（金融業及び外国企業を除く。）の平均値を使用。

■第一種指定電気通信設備接続料規則（抄）

（自己資本費用）

第12条　一般法定機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

自己資本費用＝当該一般法定機能に係るレートベース×自己資本比率×自己資本利益率

２　（略）

３　第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋β×（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）

４　前項のβは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。

５　（略）

主な変更内容等 （P. 4～45）

① 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～29）
② 令和8年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 30～32）
③ 長期増分費用（LRIC）方式に基づく令和8年度の接続料の改定等（P. 33～37）
④ 実績原価方式に基づく令和8年度の接続料の改定等（P. 38～41）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請等）（P. 42～45）

その他の変更・報告内容等 （P. 46～70）

① 令和8年度のその他の接続料の改定等（P. 47～55）
② 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 56～70）

参考資料 （P. 71～92）

25Gbit/sインタフェース等に対応する新たな設備の接続機能

ＮＴＴ東日本のみ

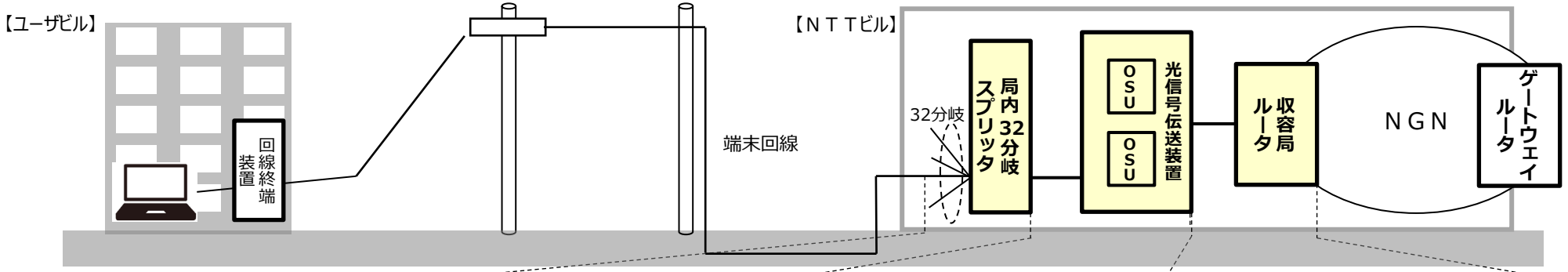
○　**ＮＴＴ東日本は、令和８年３月31日に最大概ね25Gbps ※のFTTHアクセスサービスの提供を開始する予定**であり、当該サービスの提供にあたっては、**100Gbit/sインタフェースに対応できる収容局ルータ及び25Gbit/sインタフェースに対応できる光信号伝送装置・局内32分岐スプリッタを導入**することから、これらの設備に係る**新たな接続料を設定**。

○　新たに設定する接続料について、**光信号伝送装置・局内32分岐スプリッタは４年１か月間（令和８年３月～令和11年度）、収容局ルータは３年１か月間（令和８年３月～令和10年度）の第一号将来原価方式にて算定**され、併せて、**各年度の実績収入と実績原価の差額を調整するための第一種指定電気通信設備接続料規則第３条による許可申請**がなされた。

○　また、**新たな収容局ルータについては特定のパケットを識別する機能を有しないが、「一般第一種指定収容ルータ」として取り扱うこととするための第一種指定電気通信設備接続料規則第３条による許可申請**がなされた。

○　なお、**接続機能提供当初は、 PPPoE方式に対応する網終端装置等の開発・導入が必要なため、IPoE方式のみに対応予定**であり、**PPPoE方式については準備が整い次第、提供を開始する予定**。

※　現行のＮＴＴ東日本・西日本のFTTHアクセスサービスは、最大概ね１Gbps～10Gbps 。



※下記以外は、既存の接続機能を用いる。

新設備		局内32分岐スプリッタ	光信号伝送装置	収容局ルータ
法定機能（接続料規則第4条）		光信号分離機能	その他端末回線伝送機能	端末系ルータ交換機能
接続機能（接続約款）		光信号多重分離機能	端末回線伝送機能（光信号伝送装置）	端末系ルータ交換機能
		新設備に対応したメニューを新設	新設備に対応したメニューを新設	新設備に対応したメニューを新設
接続料金	設定単位	1局内スプリッタあたり	1光信号伝送装置あたり＋1OSUあたり	1収容局ルータあたり
	料金額（タイプ1-2）	2,058円/月	・本体：58,188円/月　・OSU：71,885円/月	1,219,417円/月

イーサネットフレーム伝送機能の接続料

○　**イーサネットフレーム伝送機能とは、接続事業者が自網をＮＴＴ東日本・西日本のゲートウェイスイッチ及びゲートウェイルータに接続してＮＴＴ東日本・西日本のイーサネット網を利用するための機能**。主な対象設備として、イーサネットスイッチ、ルータ※1及び伝送路設備などがある。

○　**イーサネットフレーム伝送機能**については、前算定期間に引き続き今次算定期間においても、**装置等のマイグレーションを実施**しており、移行期間における**接続料の急激な変動を緩和**し、水準の平準化を図るため、**接続料規則第８条第２項第２号に基づき、複数年度（５か年）の将来原価方式により算定**。

○　**現行装置（イーサネットスイッチ等）及び更改後装置（ルータ等）**については、**令和６年度接続会計実績を基に、令和８年度～12年度の設備別費用を算定**。

○　**ＮＴＴ西日本については、**前算定期間中に装置等のマイグレーションを見据えた設備投資を当初の予定より前倒しで実施した影響で**乖離額が大きくなっていることに加え、今次算定期間においても相対的に多額の投資が継続することを見込むことから接続料原価が増加**。需要については直近の状況等を踏まえ増加を見込む。この結果、**「１Gbpsの符号伝送が可能なもの」の接続料は、ＮＴＴ東日本で約23%の低減、ＮＴＴ西日本は概ね変動なし**。

※１　令和３年１月14日公布の省令改正（令和３年総務省令第１号）により対象設備として追加

■ 接続料原価及び需要

			ＮＴＴ東日本		ＮＴＴ西日本	
			令和８～12年度	令和３～７年度※3	令和８～12年度	令和３～７年度※3
イーサネットフレーム伝送機能	ＭＡ内設備	接続料原価	102,438百万円　（▲3.8%）	106,436百万円	138,421百万円　（＋28.3%）	107,902百万円
		需要※2	197,293Mbps　（＋20.8%）	163,378Mbps	275,087Mbps　（＋24.1%）	221,622Mbps

※２　帯域換算係数加味後

■ 接続料（１Gbpsの符号伝送が可能なもの）

			ＮＴＴ東日本		ＮＴＴ西日本	
			令和８～12年度申請接続料	令和３～７年度※3	令和８～12年度申請接続料	令和３～７年度※3
イーサネットフレーム伝送機能	ＭＡ内設備	１Gbps	673,546円　（▲22.6%）	870,078円	643,147円　（＋0.5%）	640,101円

※３　令和３～７年度の数値・金額は、補正申請後のもの。

主な変更内容等 （P. 4～45）

① 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～29）
② 令和8年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 30～32）
③ 長期増分費用（LRIC）方式に基づく令和8年度の接続料の改定等（P. 33～37）
④ 実績原価方式に基づく令和8年度の接続料の改定等（P. 38～41）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請等）（P. 42～45）

その他の変更・報告内容等 （P. 46～70）

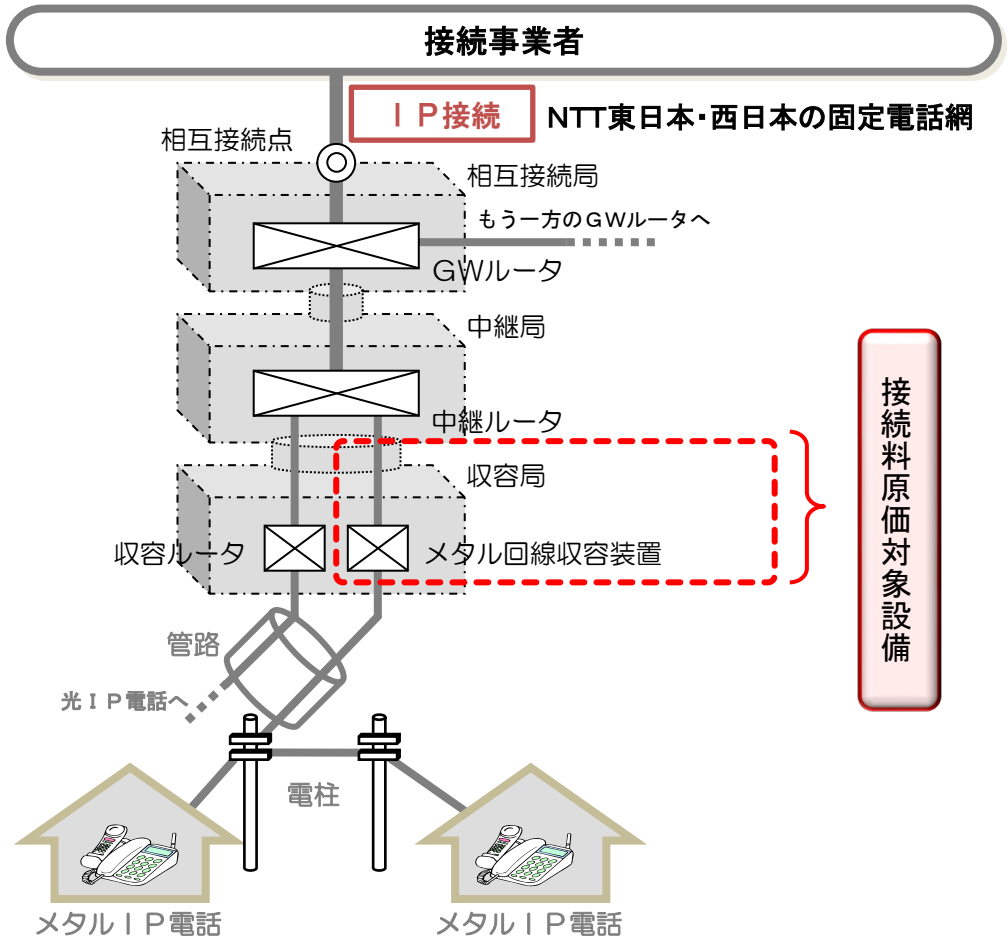
① 令和8年度のその他の接続料の改定等（P. 47～55）
② 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 56～70）

参考資料 （P. 71～92）

長期増分費用（LRIC）方式による接続料算定

○ 長期増分費用（ＬＲＩＣ：Long-Run Incremental Costs）方式は、接続料の原価算定において、事業者の非効率性を排除した適切な原価を算定するために、平成12年の電気通信事業法改正により導入した方式。ＮＴＴ東日本・西日本の実際のネットワークと同等規模のネットワークを、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術により構築・運営した場合の費用を算定する。

接続機能・接続料原価のイメージ



LRICモデルの策定及びその適用の決定

- **LRICモデルの策定・見直し**
  接続料原価を算定するためのLRICモデルを策定・見直し。
- **接続料算定の在り方の決定**
  LRICモデルの適用方法や適用期間等、接続料算定の在り方を決定。

※ 2～3年毎に実施。令和7年1月1日以降からは、第9次IPモデルを適用。

接続料の算定及び接続約款への反映

- **入力値の見直し**
  毎年度、接続料算定に必要な需要・パラメータ（回線数、設備単価、耐用年数等）を最新の値に見直し。
- **接続約款の変更**
  上記のLRICモデル及び入力値により算定した接続料について、NTT東日本・西日本が接続約款変更の認可を申請。

＜参考　令和7年度の認可接続料＞
組合せ適用接続機能：　東日本:4.14円／3分　西日本:3.88円／3分

※ 毎年度実施。

第９次IP-LRICモデルにより算定した接続料の改定額及び接続料原価

■ 接続料の改定額

区分	単位	令和8年度	令和7年度
① メタル回線収容機能	1秒ごとに	0.0328553円	0.0274529円
② 一般中継系ルータ接続伝送機能	1秒ごとに	0.0343089円	0.0223891円

■ 算定根拠

主な機能/要素機能の接続料原価

○ 第９次IP-LRICモデルにより算定した主な機能/要素機能の接続料原価は、以下のとおり。

（単位：百万円）

主な機能/要素機能	令和8年度	令和7年度	増減率
メタル回線収容機能/メタル回線収容部	23,427	23,588	▲0.7%
一般中継系ルータ接続伝送機能 /一般中継系ルータ接続伝送部	24,463	19,237	27.2%

算定根拠（IP－LRICモデルに入力する通信量）

（１）サービス別トラヒックの算定

○ 通信形態別に、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した予測通信量を算定し、これをサービス別トラヒックとする。

「令和７年度下期＋令和８年度上期」予測通信量　＝　「令和６年度下期＋令和７年度上期」実績通信量×（１＋対前年同期予測増減率※）

※　対前年同期予測増減率は、①令和７年10月までの主要な通信量の対前年同期増減率及び②令和７年１１月～令和８年９月の主要な通信量の対前年同期予測増減率（当該増減率には、令和７年４月～10月の対前年同期増減率を用いる。）を、主要な通信量における令和６年10月及び令和６年１１月～令和７年９月の構成比を用いて加重平均したもの。

＜ZA内・ZA間・IP接続＞

（単位：百万回、百万時間）

		「R7下＋R8上」予測通信量			「R6下＋R7上」実績通信量			対前年同期予測増減率		
			東日本	西日本		東日本	西日本		東日本	西日本
ZA内	回数	1,368	649	719	1,609	761	848	▲14.9%	▲14.6%	▲15.2%
	時間	32	16	16	38	19	19	▲17.5%	▲17.2%	▲17.7%
ZA間	回数	427	216	211	478	241	237	▲10.6%	▲10.2%	▲11.0%
	時間	8	5	4	10	5	5	▲13.7%	▲13.6%	▲13.8%
IP接続	回数	4,774	2,380	2,394	5,515	2,758	2,758	▲13.4%	▲13.7%	▲13.2%
	時間	126	64	62	158	81	77	▲20.1%	▲20.8%	▲19.3%

（２）機能/要素機能別トラヒックの算定

○ サービス別トラヒックに各機能/要素機能毎の経由回数を考慮して機能/要素機能別トラヒックを算定し、これを接続料算定に用いる。

（単位：百万時間）

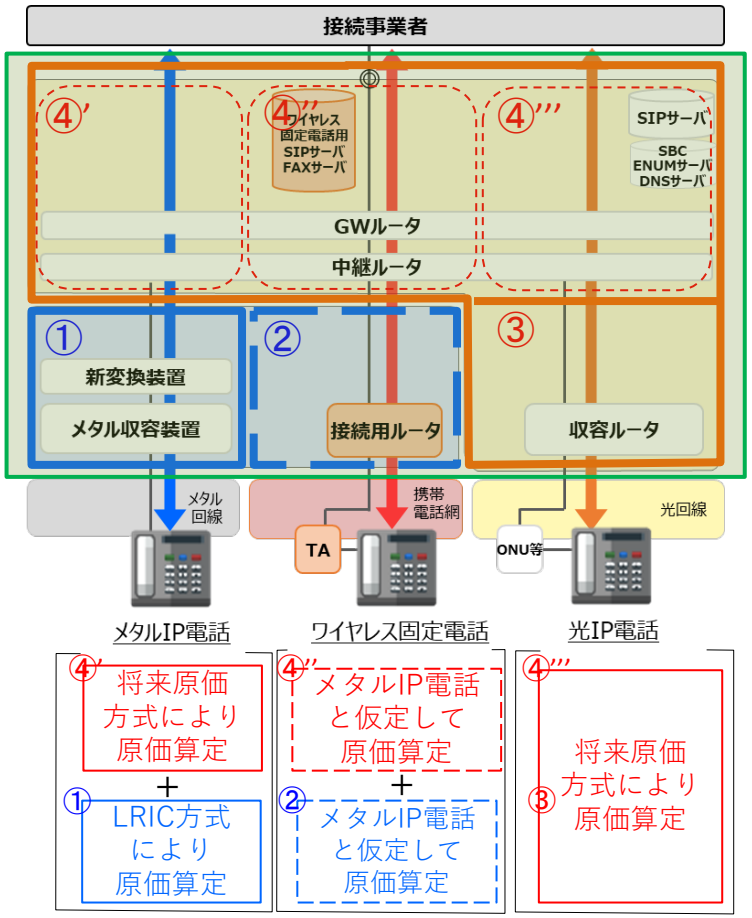
		令和8年度	令和7年度	増減率
メタル回線収容機能/メタル回線収容部	時間	198	239	▲17.0%
一般中継系ルータ接続伝送機能/一般中継系ルータ接続伝送部	時間	198	239	▲17.0%

令和8年度の音声接続料について

○　ＩＰ網へ移行後（令和７年１月以降）、組合せ適用接続機能に係る接続料を設定。メタルＩＰ電話、ワイヤレス固定電話及び光ＩＰ電話ごとの設備に係る費用を相互接続トラヒックにおける割合に基づいて加重平均することにより算定。

○　長期増分費用方式により算定しているメタルIP電話固有設備（①）については、東西別接続料とした場合には、接続事業者を含めて大きな影響が生じるおそれがあることから、東西均一接続料となっている。

○　**組合せ適用接続機能に係る接続料は、令和７年度の接続料（東日本：4.14円、西日本：3.88円（３分当たり））と比較して、東日本で19.4%、西日本で20.7%増加している。**



■音声接続料

	単金	3分当たり
組合せ適用接続機能	東日本：1.62376円/回 西日本：1.36147円/回 東日本：0.0184238円/秒 西日本：0.0184705円/秒	**東日本：4.94円** **西日本：4.69円**

	単金	3分当たり
メタルIP電話及びワイヤレス固定電話 （将来原価方式による算定部分を含む）	東日本：0.54240円/回 西日本：0.44909円/回 東日本：0.0673481円/秒 西日本：0.0673783円/秒	東日本：12.67円 西日本：12.58円 （①のみ 東日本：12.09円 西日本：12.09円）

	単金	3分当たり
光IP電話 （令和７年３月の認可により、令和11年３月まで同額）	東日本：1.97404円/回 西日本：1.67132円/回 東日本：0.0009319円/秒 西日本：0.0004984円/秒	東日本：2.14円 西日本：1.76円

主な変更内容等 （P. 4～45）

① 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～29）
② 令和8年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 30～32）
③ 長期増分費用（LRIC）方式に基づく令和8年度の接続料の改定等（P. 33～37）
④ 実績原価方式に基づく令和8年度の接続料の改定等（P. 38～41）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請等）（P. 42～45）

その他の変更・報告内容等 （P. 46～70）

① 令和8年度のその他の接続料の改定等（P. 47～55）
② 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 56～70）

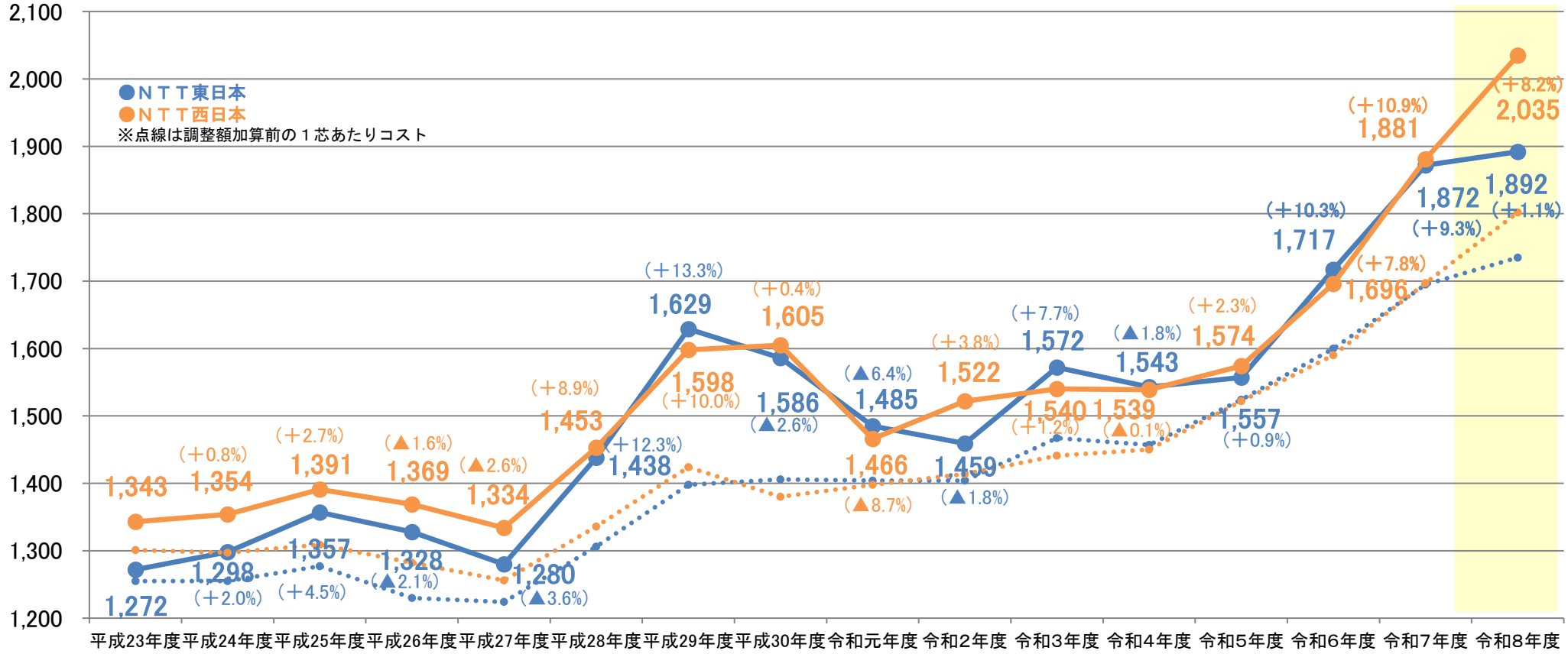
参考資料 （P. 71～92）

ドライカッパの接続料の推移

○　ドライカッパ接続料の算定における需要である**メタルサービス**（加入電話・直収電話やＤＳＬサービス等）**に係る回線数は**、光サービス等への需要移行等により**継続的に減少**。

○　今回の改定案における**ドライカッパの令和８年度接続料**について、ＮＴＴ東日本・西日本とも、**費用の効率化等による接続料原価の減少はあったものの、需要の減少トレンドが継続**している中で、**令和７年度と比べて上昇**。

（単位：円／回線・月）



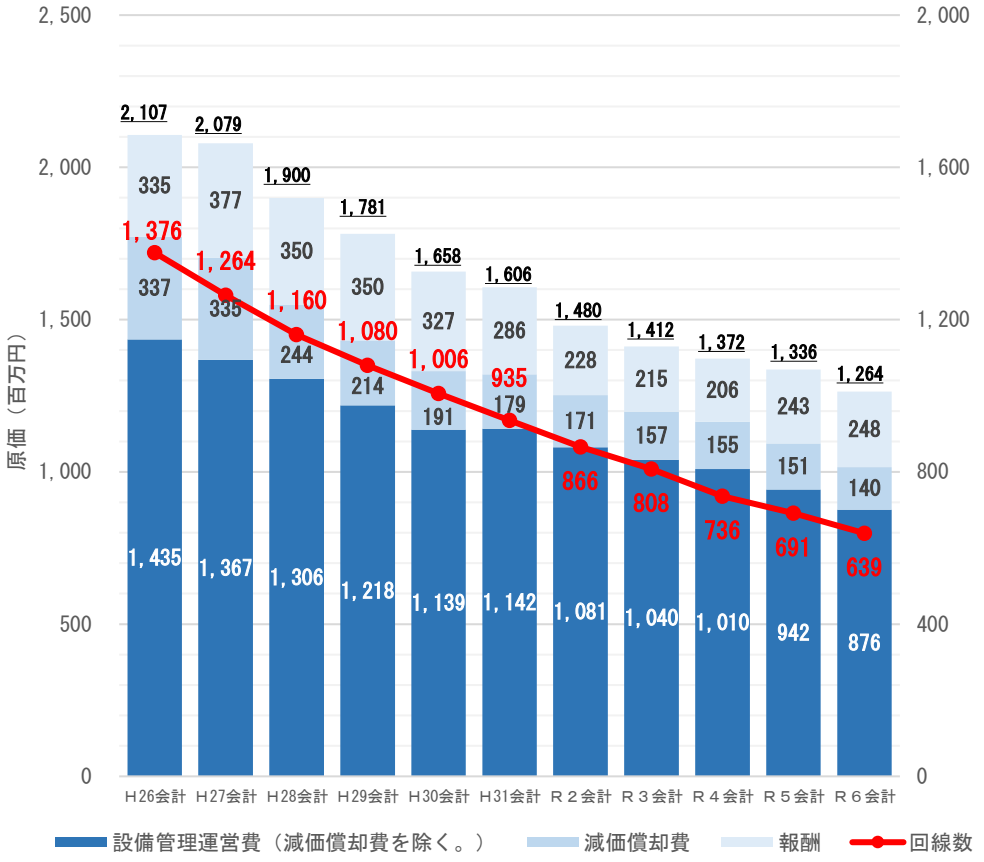
※１　回線管理運営費を含む。
※２　各年度の４月１日時点での適用料金（令和８年度接続料は現在申請中のもの）。
※３　災害特別損失を接続料原価（本資料では報酬（利潤）を含む。以下同じ。）に算入したのは、ＮＴＴ東日本の平成24年度から平成26年度までの接続料（東日本大震災に起因する災害特別損失。平成25年度接続料については、災害特別損失の一部を控除して算定し、控除された額と同額を平成26年度接続料に加算）、ＮＴＴ西日本の平成30年度の接続料（平成28年熊本地震に起因する災害特別損失）及び令和７年度から令和８年度までの接続料（令和５年能登半島地震に起因する災害特別損失）。

ドライカッパの接続料に係る需要及び原価

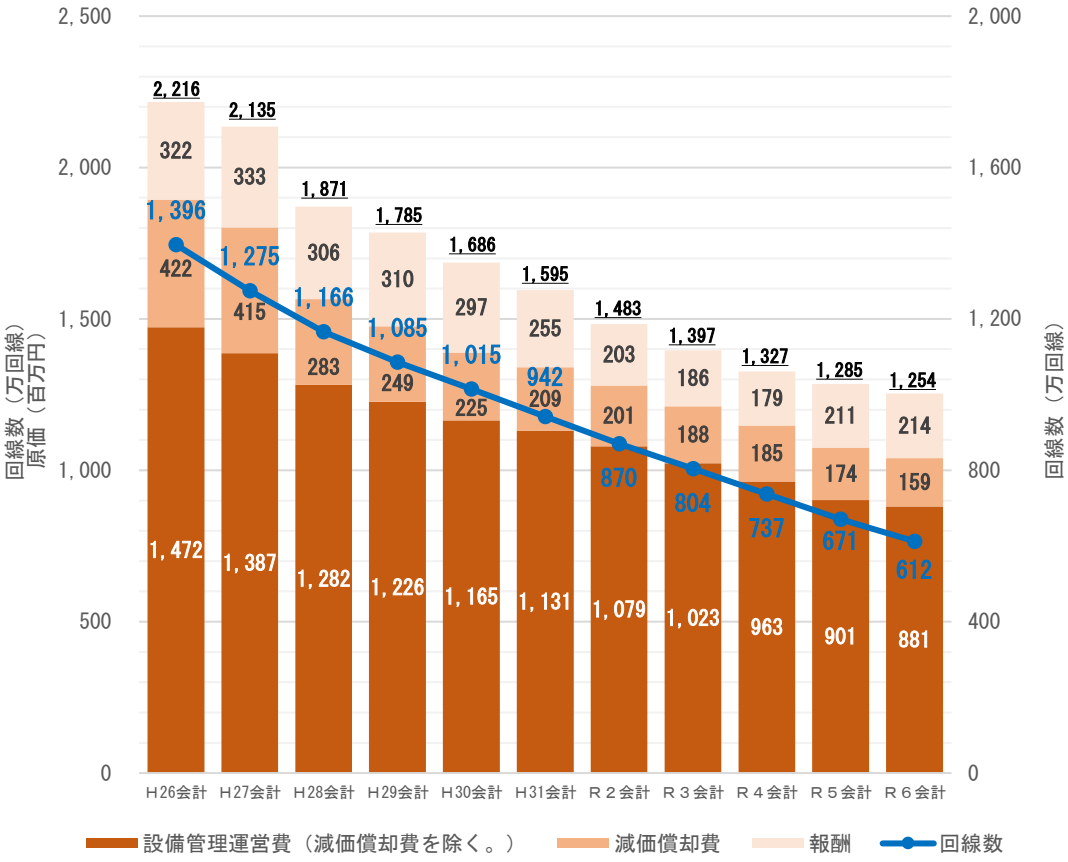
○　ドライカッパ接続料については、加入者回線設備のうち、ドライカッパとして利用することができる「**メタル設備のみを用いる加入者回線**」のコスト等を基礎として算定される（※1）ところ、当該加入者回線に係る需要及び原価については、次のとおり。

○　メタルサービスの需要の減少やそれに伴う設備の効率化等により、令和６年度においては、**令和５年度と比較すると**、
- **需要については、ＮＴＴ東日本で▲８％、ＮＴＴ西日本で▲９％の減少**
- **原価については、ＮＴＴ東日本で▲５％、ＮＴＴ西日本で▲２％の減少**　となっている。

メタル設備のみを用いる加入者回線の原価・需要
（ＮＴＴ東日本）



メタル設備のみを用いる加入者回線の原価・需要
（ＮＴＴ西日本）



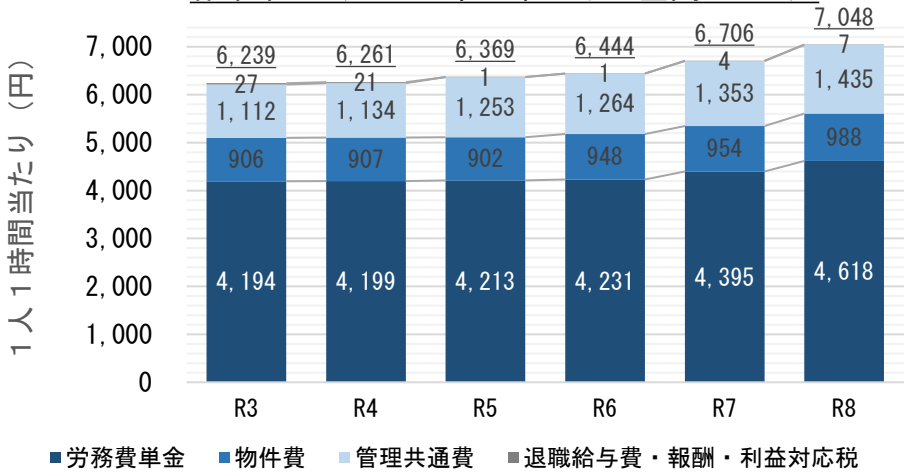
※１　メタル回線の接続料の算定においては、①その全区間がメタル設備のものと、②地下区間（上部区間）に光ファイバ設備を用いて局外ＲＴ（※２）に収容されているものにコストを分計した上で、①に含まれる未利用芯線コストのうち、局外ＲＴ収容回線相当のもの（上部区間の未利用芯線コストを局外ＲＴ収容回線比で按分したもの）を除いた額をドライカッパ接続料の原価とし、その残額をメタル専用線（加入電話等に使用）接続料の原価としている。
※２　遠隔収容装置（ＲＴ：Remote Terminal）は、複数のメタル回線を光ファイバに多重化し、局内設備に接続する装置。

工事費・手続費

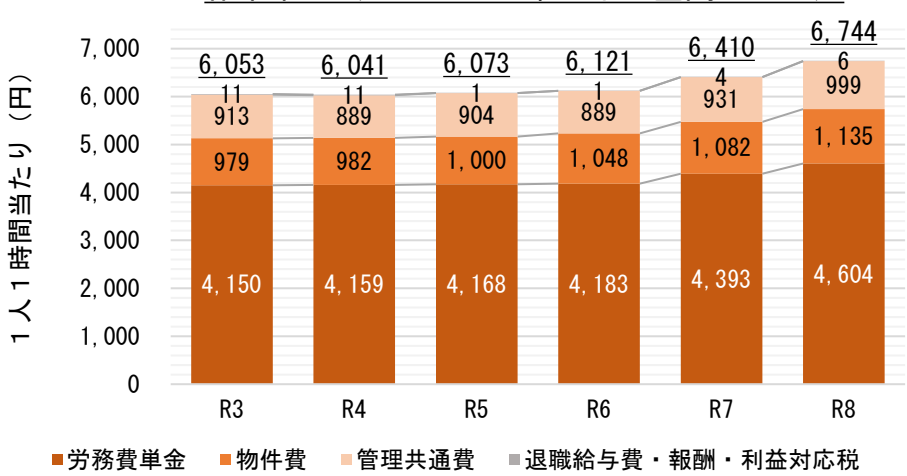
○　ＮＴＴ東日本・西日本が行う**接続に係る業務に関する工事費・手続費**については、実績原価方式により毎年度改定。

○　工事費・手続費の算定に用いる**作業単金については**、令和８年度において、人件費の増加等の影響を受けた**労務費単金**（※１）、**管理共通費の増加等に伴い、ＮＴＴ東日本・西日本とも上昇**した。

作業単金（ＮＴＴ東日本・平日昼間（※２））



作業単金（ＮＴＴ西日本・平日昼間（※２））



※１　ＮＴＴ東日本・西日本の施設保全部門の労務費（超過勤務手当・雑給・退職給与金を除く。）について労務費削減率（実際の接続事業者向け作業の多くを子会社において実施することで効率化を図っている業務実態を反映し、退職・再雇用による労務費の削減を考慮するもの）を考慮した上で、当該部門における稼働要員数・年間実労働予定時間（225日×7.5時間）で除して算定。

※２　平日昼間以外の作業単金については、平日昼間の労務費単金のうち基礎給与分にＮＴＴ東日本・西日本における労務費割増率（平日夜間：0.35　平日深夜：0.75　土日祝昼夜間：0.45　土日祝深夜：0.85）を乗じた労務費単金を用いて算定。

■　光屋内配線に係る工事費

・　光屋内配線に係る工事費について、**屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響**を与えていることが想定される（平成26年度に実施した再計測。工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されている場合は、設置されていない場合と比較して、作業時間が約１／３であることが判明。）ため、平成27年度の接続料の改定等に係る審議会での議論を踏まえて、総務省は、**毎年度配管の有無を調査し、その結果に有意な差が認められる場合には接続料に反映するよう要請**（平成27年３月31日付け総基料第63号）。

・　今回、ＮＴＴ東日本・西日本において配管の有無を**調査したところ**、その比率は平成26年度と令和７年度で**有意な差が認められなかった**ことから、光屋内配線を新設する場合の作業時間は、平成26年度再計測時と同等と設定。

・　**物品費及び作業単金の上昇**により、ＮＴＴ東日本・西日本ともに当該工事費は上昇。

光屋内配線に係る工事費
（屋内配線を新設する場合）

ＮＴＴ東日本		ＮＴＴ西日本	
Ｒ８ 申請	Ｒ７ 適用	Ｒ８ 申請	Ｒ７ 適用
16,314円 （+859円）	15,455円 （+573円）	15,850円 （+849円）	15,001円 （+615円）

（１件あたり。かっこ内は対前年度増減額）

主な変更内容等 （P. 4～45）

① 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～29）
② 令和8年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 30～32）
③ 長期増分費用（LRIC）方式に基づく令和8年度の接続料の改定等（P. 33～37）
④ 実績原価方式に基づく令和8年度の接続料の改定等（P. 38～41）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請等）（P. 42～45）

その他の変更・報告内容等 （P. 46～70）

① 令和8年度のその他の接続料の改定等（P. 47～55）
② 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 56～70）

参考資料 （P. 71～92）

接続料規則第３条に基づく許可申請等の概要

１．接続料規則第３条に基づく許可申請

	項目	新規/継続	申請の概要
1	100Gbit/sインタフェースに対応する新たな設備に関する接続機能に係る扱い（新収容ルータの取扱い、乖離額調整）【ＮＴＴ東日本のみ】	**新規**	新たに導入する100Gbit/sインタフェースに対応した収容局ルータについて、**一般第一種指定収容ルータとして取り扱う**こと
2		**新規**	今回、**第１号将来原価方式で算定した**端末系ルータ交換機能（100Ｇ）の**当期算定期間（令和８年3月～令和10年度）において生じる実績収入と実績原価の差額を、令和11年度以降の接続料原価に算入**すること
3	25Gbit/sインタフェースに対応する新たな設備に関する接続機能に係る扱い（乖離額調整）【ＮＴＴ東日本のみ】	**新規**	今回、**第１号将来原価方式で算定した**光信号多重分離機能・端末回線伝送機能（25Ｇ）の**当期算定期間（令和８年3月～令和11年度）において生じる実績収入と実績原価の差額を、令和12年度以降の接続料原価に算入**すること
4	加入光ファイバに係る調整額の扱い（令和６年度及び令和７年度の乖離額の調整）	継続	**第１号将来原価方式で算定した**光信号端末回線伝送機能の令和６年度の実績収入と実績原価の差額に加えて、令和７年度における収入の見込み値と原価の見込み値の差額を、**現行接続料申請時の三条許可の考え方**に基づき、調整額として新たに算定する当期算定期間（令和８年度～令和12年度）の接続料原価に算入すること
5	加入光ファイバに係る調整額の扱い（令和８年度から令和12年度までの乖離額調整）	継続	今回、**第１号将来原価方式で算定した**光信号端末回線伝送機能の**令和７年度の収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額に加えて、当期算定期間（令和８年度～令和12年度）において生じる実績収入と実績原価の差額を令和９年度以降の接続料原価に算入**すること
6	令和５年度能登半島地震に伴う災害特別損失の扱い【ＮＴＴ西日本のみ】	継続	今回申請する全ての機能について、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第二様式第二（損益計算書）の特別損失に計上した**災害特別損失のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を含めて接続料原価を算定**することを求めるもの。
7	実績需要が無かった機能の接続料の扱い【ＮＴＴ東日本のみ】	継続	通信路設定伝送機能（高速ディジタル伝送に係るもの）の6.144Mbit/sの符号伝送が可能なものであって、エコノミークラスのもののうち、単位料金区域を跨ぐ場合の「専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路」及び「専用線ノード装置～相互接続点伝送路」に係る接続料について、**令和６年度の実績需要が０となり、令和８年度接続料が算定できないため、令和７年度適用接続料における料金を準用**することを求めるもの。
8	災害時用公衆電話に係る費用の扱い	継続	**災害時用公衆電話に係る端末回線コスト等を公衆電話発信機能の接続料原価に含めて算定**することを求めるもの。
9	ワイヤレス固定電話接続機能の接続料の扱い	継続	ワイヤレス固定電話交換機能及びワイヤレス固定電話用制御等機能は、総務省令に基づきメタルIP電話接続機能と仮定して接続料を算定するため、**接続約款の料金表に接続料を規定しない**こと。

２．電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年総務省令第６号）附則第６項に基づく許可申請

	項目	新規/継続	申請の概要
1	関門系ルータ交換機能の一部に係る利用中止費の扱い	継続	第一種指定電気通信設備接続料規則第４条の表５の項に規定する関門系ルータ交換機能（ＩＰｏＥ方式でインターネットへの接続を可能とする電気通信役務の提供に当たって用いられるものに限る。）に係る**接続料に相当する金額を当該機能の利用を停止した他の電気通信事業者から取得すると共に当該年度に係る金額を当該年度の接続料から減額**することを求めるもの。

○第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）

（遵守義務）

第３条　事業者は、法定機能ごとの接続料に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年総務省令第６号）

附　則

（１～５　略）

６　事業者は、当分の間、総務大臣の許可を受けて、新接続料規則第四条の表五の項に規定する関門系ルータ交換機能（インターネットへの接続を可能とする電気通信役務の提供に当たって用いられるものに限る。）に係る接続料に相当する金額を当該機能の利用を停止した他の電気通信事業者から取得することができる。

令和6年能登半島地震に伴う特別損失の扱いについて

NTT西日本のみ

○　ＮＴＴ西日本においては、令和６年能登半島地震に伴う災害特別損失のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を含めて接続料原価を算定することについて、昨年度に引き続き、３条許可申請が行われている。

■ NTT西日本からの許可申請内容（抜粋）

６．接続料規則第７条（原価算定に用いる資産及び費用）関連

申請する全ての機能について、電気通信事業会計規則別表第二様式第二（損益計算書）の特別損失に計上した災害特別損失のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を含めて接続料原価を算定すること。

（理由）

２０２３年度に発生した能登半島地震に伴う今回の災害特別損失は、被災した電気通信役務に係る設備の除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用等であり、これらは第一種指定電気通信設備の適切な維持・運営にあたって当然生じる費用であり、また、接続料原価に算入しなければ実際に要した費用から乖離することとなるため、接続料の算定にあたっては、当該費用を原価に含めることにより、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映することとなり、もって接続料の適正な算定に資することが可能となるため。

令和8年度に適用する接続料申請に用いる設備区分別費用

（単位：百万円）

	電気通信事業	管理部門	NGN・ひかり電話網	端末系伝送路（メタル）	主配線盤（メタル）	端末系伝送路（光）	主配線盤（光）	通話料対応設備（LRIC）	データ系設備	番号案内設備	公衆電話設備	専用線設備	網改造料等	利用部門
営業費用（①）	1,040,210	480,864	99,138	107,227	3,587	108,121	2,542	55,382	31,469	1,396	4,535	12,648	54,818	559,346
特別損失（②）	3,118	3,116	23	1,582	−7	1,366	−1	22	7	0	0	18	106	2
合計（①＋②）	1,043,328	483,980	99,162	108,808	3,580	109,487	2,541	55,404	31,476	1,396	4,535	12,667	54,923	559,348

本件申請において廃止・整理品目化する接続機能

項目	概要	接続約款上の機能	機能の利用状況
番号案内機能の廃止	省令改正により、アンバンドル機能から除外されたため、規定を削除するもの。	• 番号案内サービス接続機能（一般中継局ルータ接続） • ＮＰＳ交換機利用機能 • 番号データベース接続機能 • 番号情報データベース登録機能 • 番号情報データベース利用機能	• 「番号案内サービス接続機能」は令和７年12月末時点で４事業者が利用。 • 上記事業者には機能の廃止予定を通知済み。

その他の変更・報告内容等

主な変更内容等 （P. 4～45）

① 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～29）
② 令和8年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 30～32）
③ 長期増分費用（LRIC）方式に基づく令和8年度の接続料の改定等（P. 33～37）
④ 実績原価方式に基づく令和8年度の接続料の改定等（P. 38～41）
⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請等）（P. 42～45）

その他の変更・報告内容等 （P. 46～70）

① 令和8年度のその他の接続料の改定等（P. 47～55）
② 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 56～70）

参考資料 （P. 71～92）

中継光ファイバ及び局内光ファイバの接続料

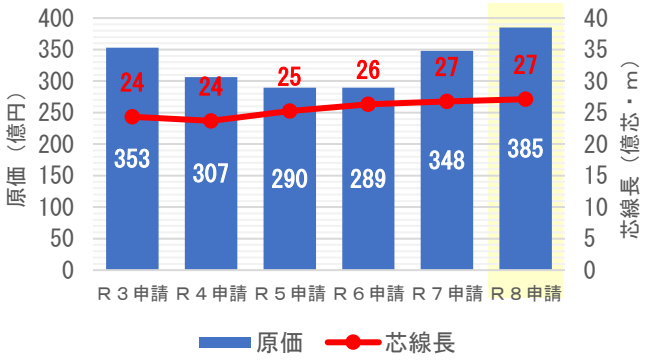
中継光ファイバ

○　**中継光ファイバ**は通信用建物間に設置された光ファイバであり、**芯線単位で利用可能**（一般光信号中継伝送機能）であるほか、**ＷＤＭ**（波長分割多重）**装置が設置されている区間においては波長単位で利用可能**（特別光信号中継伝送機能）。

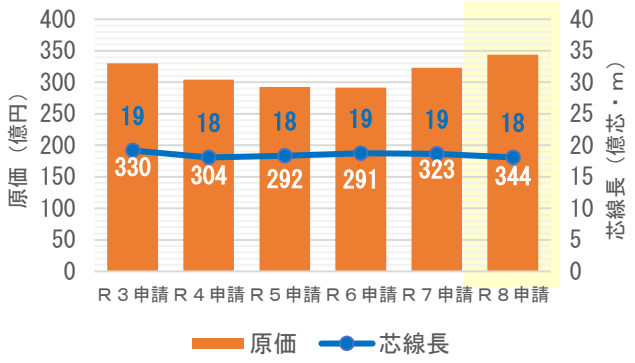
○　芯線単位で利用する場合の接続料は**芯・ｍ単価**で設定されており、波長単位で利用する場合は、芯線単位の接続料を当該区間における利用波長数で除した料額（にWDM装置のコストを網改造料の算定式に準じて算定した額を加えた額）で利用することができる。

○　接続事業者は、接続事業者向けウェブサイトで中継光ファイバに係る情報（始点・終点、芯数、概算ケーブル長、空き情報等）を**無償で閲覧可能**。

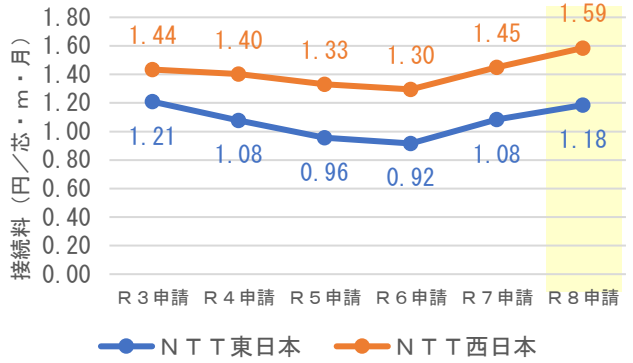
原価・需要（ＮＴＴ東日本）



原価・需要（ＮＴＴ西日本）



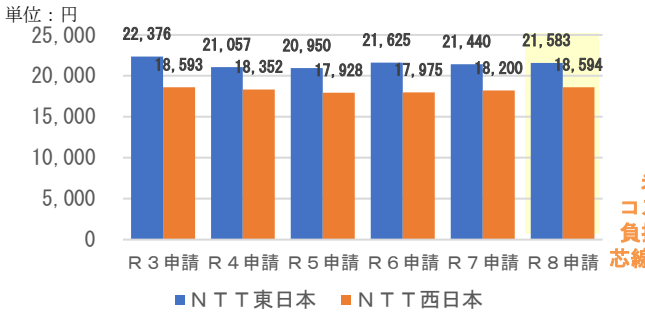
中継光ファイバの接続料（芯線単位利用）



（局内光ファイバのうち、同一敷地内にある別の通信用建物間に設置されたものについても、利用形態を踏まえ、中継光ファイバと同額を適用）

○　**局内光ファイバ**は通信用建物内に設置された光ファイバであり、芯線単価で接続料が設定され、芯線単位で利用可能。

ケーブル１芯あたり創設費（前年度９月末値）

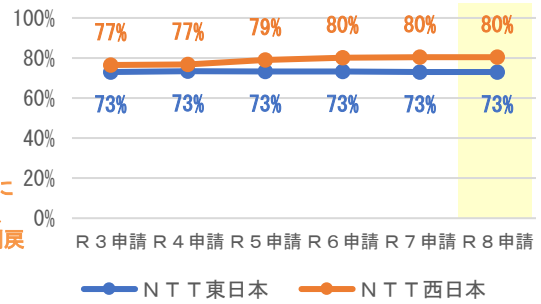


（局内光ファイバの平均ケーブル長に各種類（２芯～32芯）のケーブル１ｍ当たりの物品費・取付費を乗じて算定。）

÷

未利用芯線コストを応分に負担するため、芯線利用率で割戻

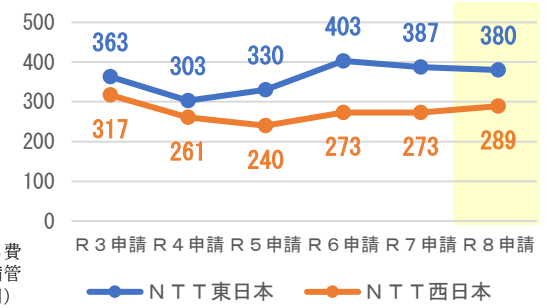
芯線利用率（前年度９月末値）



網改造料の算定式に準じて算定

（県間設備に関する費用等を除外した設備管理運営費比率を使用）

局内光ファイバの接続料



電柱及び管路･とう道の利用に係る料金

○　ＮＴＴ東日本・西日本が設置する**電柱及び管路・とう道**のうち、**第一種指定電気通信設備との接続に必要不可欠な区間**（義務的区間・義務的提供）**の利用に係る料金・提供条件等については、接続約款に規定**されている（電気通信事業法施行規則第23条の４第２項第２号に規定する接続約款記載事項）。

○　ここで、義務的区間・義務的提供の考え方については、
- 電柱については、**通信用建物の敷地内の電柱**及び**電柱上にＰＯＩを設置する場合に最低限必要な１又は複数の電柱**
- 管路・とう道については、**通信用建物から工事可能な最も近いＮＴＴ東日本・西日本が指定するマンホール等**（第一マンホール）**まで**

とされている。

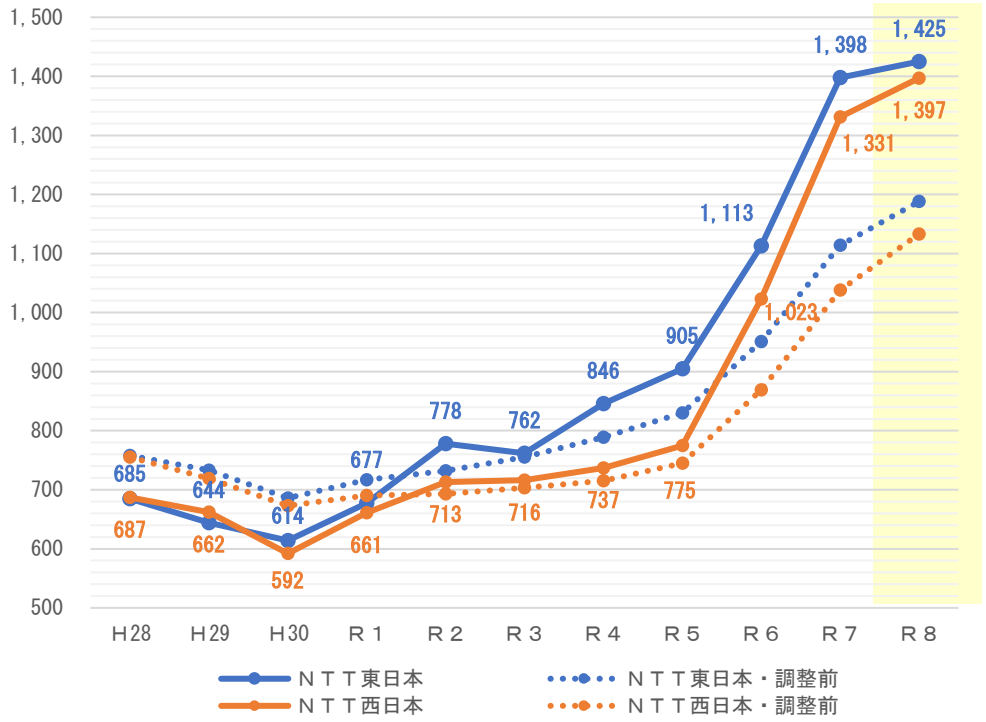
○　**電柱については取得固定資産価額**（※１）、**管路・とう道については正味固定資産価額**を基礎として、接続料の算定方法に準じて料金を定めることとされており、毎年度、改定が行われている（設備管理運営費比率については、県間設備に係る費用等を除外して算定したものを使用。）。

※１　自立柱（立地条件等で支線を設置することができない場合に採用される高強度の電柱）以外の電柱を新設する場合の建柱費と舗装破砕復旧費の実績を基に取得固定資産価額を算定し、添架可能ポイント数（８。平成19年度11月8日の料金改定で６から変更。）で除する。

○　令和８年度においては、**電柱については物品費の高騰等による取得固定資産価額の上昇**により値上がり、**管路・とう道についても設備管理運営費比率の上昇により値上がり**となっている。

電柱使用料

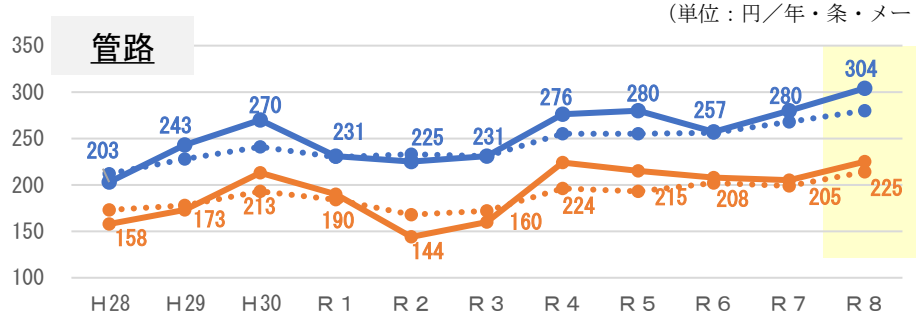
（単位：円／年・使用箇所）



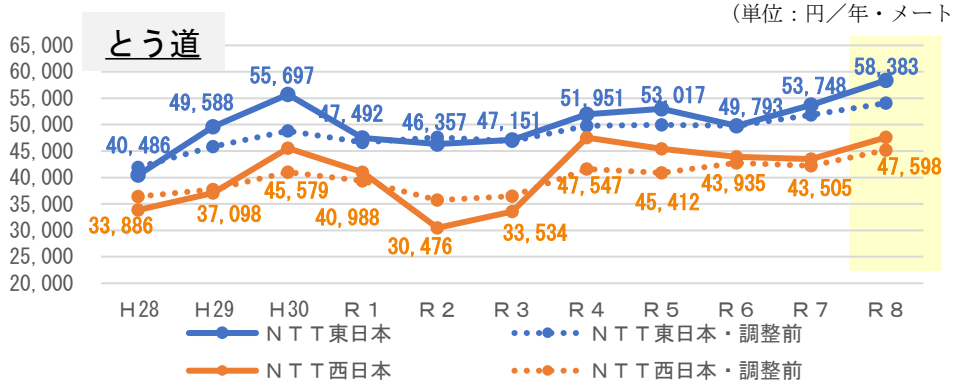
管路・とう道に係る料金

（都道府県の区域毎に定められている料金の平均）

（単位：円／年・条・メートル）



（単位：円／年・メートル）



中間配線架について

ＮＴＴ西日本のみ

○　令和３年１月14日公布の**省令改正**（令和３年総務省令第１号）**により**、県間通信用設備（ＩＰ音声県間接続及び優先パケット県間接続）と同様に**指定設備である県内設備と一体的に利用される中間配線架（パッチパネル）**についても、**「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけられ、接続料に準じた負担及び条件等の設定**を求められることとなった。

○　中間配線架は、光ＩＰ電話接続機能を利用するために用いられるものであることから、IP網への移行期間におけるその他ＮＧＮ接続料と同様にＮＧＮに係る接続料の算定に準じ、令和６年12月まで将来原価方式に準じた算定を行ってきたところだが、各接続事業者の需要の終局や追加投資が予定されていないことを踏まえ、令和７年１月からは実績原価方式に準じて算定。

○　各設備ごと（架、ポートパネル、ジャンパ）の**令和６年度の必要設備量合計と調達物品単価を基に、網改造料の算定方式により創設費・年経費を算定**。

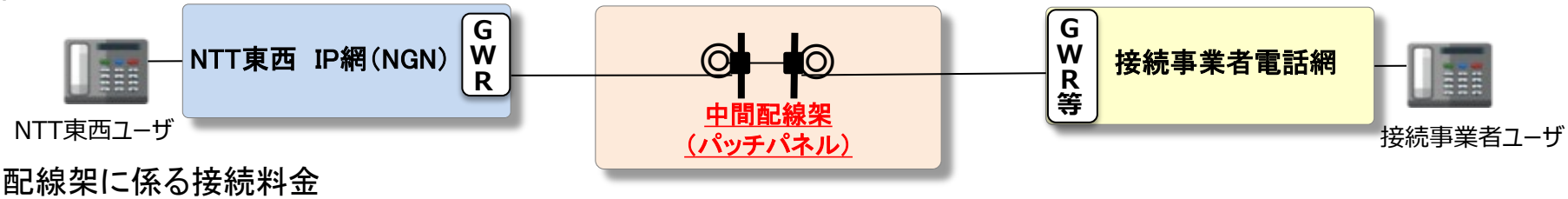
○　将来原価方式に準じて算定を行っていた令和６年４月～12月の期間における予測と実績の差分等の乖離額調整を実施。

○　なお、中間配線架は事業者間における意識合わせを踏まえ、東京に２架※1、大阪に２架※1設置し、各者１架当たり32ポート※2ずつ割り当て（ＮＴＴ東日本・西日本を含めた11者それぞれに東京、大阪それぞれ64ポート割り当て）。共用Ｌ２ＳＷ利用事業者（全15者）は１事業者分のポートを全者で共有。

※1　設備の冗長化。

※2　冗長化の観点から他事業者（共用L2SW含む）１者当たり２ポートの割り当て（11者×２ポート＝22ポート）及び今後新規参入をする事業者が現れた場合の予備ポート（10ポート（５者分））。

■設備イメージ



■ 中間配線架に係る接続料金

		令和8年度 申請接続料 （令和6年4月～令和6年12月に生じた乖離額調整後の金額）	令和7年1月～令和8年3月 申請接続料 （令和3年度～令和5年度に生じた乖離額調整後の金額）
NTT東日本	コスト（千円）	–※	676
	需要（ポート）	–※	640
	接続料金（円/ポート・月）	–※	**88**
NTT西日本	コスト（千円）	369	665
	需要（ポート）	672	640
	接続料金（円/ポート・月）	**46**	**87**

※当該接続料の算定にあたり土地料金及び建物料金を使用することから、これら料金の算定誤りが明らかになったNTT東日本においては、変更認可申請を見合わせ、令和7年3月認可料金を継続して適用。（土地料金及び建物料金と合わせて認可申請の上、遡及精算を行う予定。）

実績原価方式に基づく主な接続料　料金表①

①端末回線伝送機能

区分		単位（月額）	令和8年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和8年度（カッコ内は調整前） NTT西日本	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT西日本
一般帯域透過端末伝送機能〔ドライカッパ〕※1	回線管理機能	1回線ごと	51円（45円）	69円（61円）	58円（46円）	86円（64円）
	回線部分	1回線ごと	1,841円（1,690円）	1,966円（1,741円）	1,814円（1,649円）	1,795円（1,633円）
帯域分割端末伝送機能〔ラインシェアリング〕※1	回線管理機能	1回線ごと	1,172円（252円）	1,812円（374円）	244円（169円）	221円（152円）
	MDF部分	1回線ごと	88円（72円）	71円（63円）	76円（65円）	68円（59円）
光信号伝送装置〔GE－PON〕※2	1Gb/s	1装置ごと	1,100円（1,250円）	1,021円（1,165円）	1,031円（1,217円）	1,012円（1,159円）
通信路設定伝送機能を組み合わされるもの※1	2線式のもの	1回線ごと	1,787円（1,643円）	1,918円（1,698円）	1,764円（1,603円）	1,749円（1,591円）
光屋内配線を利用する場合の加算額※2		1回線ごと	228円（209円）	218円（200円）	209円（198円）	201円（190円）

※1 タイプ1-1（保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの）の場合。
※2 タイプ1-2（保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの）の場合。

②光信号電気信号変換機能及び光信号分離機能

区分			単位（月額）	令和8年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和8年度（カッコ内は調整前） NTT西日本	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT西日本
光信号電気信号変換機能〔メディアコンバータ〕※3	100Mb/s	非集線型〈1MCタイプ〉	1回線ごと	319円（430円）	－	377円（432円）	－
	1Gb/s		1回線ごと	815円（1,129円）	393円（542円）	983円（1,138円）	410円（556円）
光信号分離機能〔局内スプリッタ〕※3	局内4分岐のもの		1回線ごと	120円（149円）	79円（157円）	107円（141円）	98円（161円）

※3　タイプ1-2（保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの）の場合。

③中継伝送機能

区分	単位（月額）	令和8年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和8年度（カッコ内は調整前） NTT西日本	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT西日本
光信号中継伝送機能〔中継ダークファイバ〕	1回線・1メートルごと	1.184円（1.095円）	1.585円（1.445円）	1.083円（1.064円）	1.445円（1.374円）

実績原価方式に基づく主な接続料　料金表②

⑥通信路設定伝送機能（主な品目のみ）

区分				単位（月額）	令和8年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和8年度（カッコ内は調整前） NTT西日本	令和7年度（カッコ内調整前） NTT東日本	令和7年度（カッコ内調整前） NTT西日本
通信路設定伝送機能	一般専用に係るもの〔一般専用サービス〕	3.4kHz	同一ＭＡ内の場合	1回線ごと	11,945円（10,830円）	9,803円（9,525円）	10,900円（10,051円）	8,912円（8,863円）
			上記以外の場合	1回線ごと	15,772円（13,473円）	12,826円（11,903円）	13,470円（12,060円）	11,332円（10,900円）
			10kmを超える場合の10kmごとの加算料	1回線ごと	3,730円（2,520円）	920円（750円）	2,710円（1,970円）	710円（650円）
	高速ディジタル伝送に係るもの〔ディジタルアクセス〕〈エコノミークラス〉※	64kb/s	同一ＭＡ内の場合	1回線ごと	11,309円（10,249円）	9,292円（9,022円）	10,326円（9,516円）	8,455円（8,399円）
			上記以外の場合	1回線ごと	14,920円（12,744円）	12,145円（11,267円）	12,752円（11,412円）	10,738円（10,319円）
			10kmを超える場合の10kmごとの加算料	1回線ごと	3,520円（2,380円）	870円（710円）	2,560円（1,860円）	670円（610円）
		1.536Mb/s	同一ＭＡ内の場合	1回線ごと	230,988円（170,753円）	167,667円（125,719円）	185,401円（145,864円）	172,016円（122,933円）
			上記以外の場合	1回線ごと	317,652円（230,633円）	236,139円（179,599円）	243,625円（191,368円）	226,808円（169,013円）
			10kmを超える場合の10kmごとの加算料	1回線ごと	84,480円（57,120円）	20,880円（17,040円）	61,440円（44,640円）	16,080円（14,640円）

※　タイプ1-1（保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの）の場合。

⑦公衆電話機能

区分	単位	令和8年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和8年度（カッコ内は調整前） NTT西日本	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT東日本	令和7年度（カッコ内は調整前） NTT西日本
公衆電話発信機能	1秒ごと	6.1848円（4.5421円）	5.3833円（3.8933円）	4.7611円（3.6524円）	3.7146円（2.9545円）

主な工事費・手続費・コロケーション料金等　料金表

①工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の改定

単位	令和8年度単金		令和7年度単金	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平日昼間・一人当たり・1時間ごと	7,048円	6,744円	6,706円	6,410円
平日夜間・一人当たり・1時間ごと	8,235円	7,778円	7,766円	7,370円
平日深夜・一人当たり・1時間ごと	9,592円	8,963円	8,979円	8,468円
土日祝日昼夜間・一人当たり・1時間ごと	8,576円	8,076円	8,070円	7,645円
土日祝日深夜・一人当たり・1時間ごと	9,932円	9,259円	9,282円	8,743円

②管路・とう道等の料金の改定

（ｉ）管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

区分	単位（年額）	令和8年度平均料金（カッコ内は調整前）		令和7年度平均料金（カッコ内は調整前）	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
管路	1条当たり1メートルごと	304円（280円）	225円（214円）	280円（269円）	206円（200円）
とう道	1メートルごと	58,383円（54,082円）	47,598円（45,192円）	53,619円（52,173円）	43,722円（42,313円）
土地	1平方メートルごと	ー※2	788円（711円）	1,341円（1,231円）	713円（667円）
建物	1平方メートルごと	ー※2	25,043円（24,564円）	30,055円（30,476円）	24,899円（23,951円）

※1 「土地」「通信用建物」については、通信用建物毎の料金の平均値。
※2 過年度の土地料金及び建物料金の算定誤りが明らかになったため、変更認可申請を見合わせ、令和7年3月認可料金を継続して適用。（土地料金及び建物料金と合わせて認可申請の上、遡及精算を行う予定。）

（ii）電柱使用料の改定

区分	単位（年額）	令和8年度料金（カッコ内は調整前）		令和7年度料金（カッコ内は調整前）	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
電柱使用料	1使用箇所ごと	1,425円（1,188円）	1,397円（1,133円）	1,398円（1,114円）	1,331円（1,038円）

③個別負担の接続料（網改造料）等の算定に用いる諸比率の改定

個別負担の接続料（網改造料）については、取得固定資産価額が個別に把握できない場合に、物品費及び設備区分ごとの諸比率を用いて取得固定資産価額相当額を算出（※3）した上で、設備管理運営費を算出（※4）している。

※3 取得固定資産価額相当額＝物品費＋取付費(物品費×取付費比率)＋諸掛費((物品費＋取付費)×諸掛費比率)＋共通割掛費((物品費＋取付費＋諸掛費)×共通割掛費比率)
※4 設備管理運営費＝保守運営費(取得固定資産価額相当額×設備管理運営費比率)＋減価償却費(取得固定資産価額相当額を基に算定)

（ｉ）取得固定資産価額相当額の算定に係る比率

区分		令和8年度数値		令和7年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率	交換機械設備	0.273	0.327	0.279	0.329
	電力設備	0.975	0.815	0.977	0.870
	伝送機械設備	0.161	0.269	0.162	0.249
	無線機械設備	0.703	0.265	0.703	0.265
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.087	0.077	0.113	0.090
	土地及び通信用建物以外	0.002	0.003	0.002	0.002
共通割掛費比率		0.054	0.104	0.045	0.094

（ii）年額料金の算定に係る比率

区分		令和8年度数値		令和7年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
設備管理運営費比率※5	端末回線伝送機能	0.025	0.023	0.025	0.023
	端末系交換機能	0.045	0.044	0.047	0.045
	中継系交換機能	0.036	0.038	0.040	0.038
	中継伝送機能	0.044	0.043	0.047	0.042
	通信料対応設備合計	0.045	0.043	0.047	0.044
	データ系設備合計	0.112	0.093	0.109	0.094

※5 網改造料の算定対象設備に係る除却費が網改造料に含まれる場合。

（iii）電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

区分		令和8年度数値		令和7年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率	受電設備	1.334	1.122	1.354	1.168
	発電設備	0.685	1.249	0.656	1.086
	電源設備及び蓄電池設備	0.907	0.776	0.926	0.833
	空気調整設備	1.570	2.160	1.582	2.173
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.020	0.020	0.017	0.019

その他の規定整備

（1）特別光信号中継伝送機能のみなし利用料に関する規定整備

○　**特別光信号中継伝送機能**（中継光ファイバを波長分割多重装置を用いて１波長にて伝送を行う機能）**において、**「線路設備調査申込回答を当社（ＮＴＴ東日本・西日本）が行った日から 12ヶ月が経過する日」と「工事の完成通知に記載した期日」のいずれか早い日をもって、当該機能の利用を開始したものとみなす旨規定されているところ、**ＮＴＴ東日本・西日本の責任によって接続機能の提供に遅れが生じた場合については、当該期間をみなし利用料適用にあたっての判定期間から除く旨新たに規定を追加**。

※本規定は令和７年11月１日（土）に遡及して適用する。

（2）優先パケット機能のネットワーク管理方針等に係る規定整備

○　ＮＴＴ東日本・西日本においては、**特定のパケットについて優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能（優先パケット機能）に関して、**①ネットワーク管理の方針（第34条の14）、②優先パケットの利用にあたり情報の提供を求める範囲及び手続き（第34条の15）、③情報開示（第99条の14）を接続約款に規定しているところ、**10Mの帯域確保を実現したフレッツ 光クロスBizタイプの提供を開始したことから、当該メニューに係る規定を接続約款に追加**。

（3）光概算納期システムの廃止に伴う規定整備

○　**光概算納期システムについて**は、接続事業者からの継続利用意向がなかったことから、令和８年３月末をもって**廃止予定**。

○　上記を踏まえ、**手続費における「光回線設備線路条件調査費」のうち、当該システムに係る一部の規定を削除**。

（4）BBユニバ制度における特別支援区域の設定に伴う規定整備

○　「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申（令和６年３月28日）等を踏まえると、**特別支援区域内での加入光ファイバの利用にあたっては、全国平均接続料を超えた設備コストについて、当該加入光ファイバを利用する事業者（ＮＴＴ東日本・西日本利用部門、および接続事業者）が負担**することとなる。

○　そのため、令和８年度については、**当該事業者と認可された料金にて暫定精算した上で、全国平均接続料を超えた設備コストの実績を把握した際にその差額を改めて精算する旨の規定を追加**。

その他の規定整備

（5）省令改正に伴う総合ディジタル通信端末回線伝送機能の規定の整備

○　**総合ディジタル通信端末回線伝送機能について**、令和７年１月に実施したＰＳＴＮマイグレーションに伴い、装置の構成変更・提供内容に変化が生じたことを踏まえ、関連省令を改正予定。

○　上記を踏まえ、**同機能の提供実態に倣い、料金表の区分欄について、着信専用の機能提供に限る文言を削除**。

（6）PSTNに係る電気通信設備の撤去工事等の規定の整備

○　**ＰＳＴＮに係る電気通信設備の撤去工事に必要な手続き及び撤去に伴い費用が発生する規定（工事費及び網改造料）について**、令和７年度内に当該設備の撤去工事の完了の見込みが立ったことから、**文言を削除**。　（ＰＳＴＮに係る電気通信設備に関連する規定については令和７年度の接続約款の変更認可において既に削除済）

（7）加入光ファイバ等の申込手続き見直しに係る規定の整備

○　**加入光ファイバ等の**回線の開通期限である接続開始期日の延伸申出があった場合に、設備の利用を開始したものとみなして発生する**みなし利用料**について、**事業者間での公平性を保つことを目的に、延伸申出なしに設備保留を継続するケースについても同様に利用を開始したものとみなす規定を追加**。

（8）電報業務が電気通信事業法から信書便法に移管されることに伴う規定の整備

○　電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第46号）に基づき、本年５月末までに電報の事業について電気通信事業とみなすこと等とする規定が電気通信事業法から削除されることから、**電報業務について、同法から信書便法に移管されることを念頭に置いた文言に修正**。

（9）その他所要の規定の整備

○　令和７年３月に届出を行った接続形態表の一部削除等に伴い、不要となる利用者料金設定事業者の別について削除。

○　ＩＳＰ接続用ルータ（IPoE方式）のうち北関東ＰＯＩ（茨城県及び栃木県）について、接続事業者の利用が令和７年度内になくなる見込みであることから、関連する規定を削除。

○　（参考：諮問対象外）接続事業者からの利用がなくなった接続形態表を削除**（届出）**。

主な変更内容等 （P. 4～45）

① 令和8年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等（P. 5～29）

② 令和8年度の次世代ネットワーク（NGN）等に係る接続料の改定等（P. 30～32）

③ 長期増分費用（LRIC）方式に基づく令和8年度の接続料の改定等（P. 33～37）

④ 実績原価方式に基づく令和8年度の接続料の改定等（P. 38～41）

⑤ その他の事項（接続料規則等に基づく許可申請等）（P. 42～45）

その他の変更・報告内容等 （P. 46～70）

① 令和8年度のその他の接続料の改定等（P. 47～55）

② 報告事項（スタックテスト、加入光ファイバの未利用芯線について）（P. 56～70）

参考資料 （P. 71～92）

接続料と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）の流れ

■固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針（平成30年2月26日策定、令和5年11月22日最終改定）

スタックテストの実施

サービスごとに、利用者料金収入とそのサービス提供に用いられる機能の接続料総額(※1)を比較

※1　他社接続料も算入。
収容率は接続料算定に用いられる予測収容率。

両者の差分が**20%未満**

両者の差分が**20%以上**(※2)

※2　フレッツ光ネクストファミリータイプ等のサービスメニューごとの比較については、利用者料金が接続料を上回ること

問題なし

スタックテスト不適合

不当競争性あり

不当な競争を引き起こさないことを示す論拠の提出

（例）
・対象サービスに競合する事業者が存在しない
・早期に事態の改善が見込まれる
・対象サービスの需要が減退し小さくなっているとともに十分代替的な機能が別に存在する　等

接続料又は利用者料金の変更
（接続料の変更はコストの範囲内）

スタックテストの結果①（サービスごとの検証）

○　指針に基づき、ＮＴＴ東日本・西日本において令和６年度の接続料総額と利用者料金収入の水準を比較した結果、**両社の検証対象サービスでは、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額（利用者料金収入の20%）を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった**。

NTT東日本

サービス		① 利用者 料金収入	② 接続料 総額相当	③ 差分 （（①−②）/①）	営業費相 当基準額 との比較
フレッツ光ネクスト		5,142億円	2,688億円	2,454億円 （47.7%）	○
ひかり電話	移動体着 含む	1,020億円	212億円	808億円 （79.2%）	○
	移動体着 除く	807億円	115億円	692億円 （85.7%）	○
ひかり電話ネクスト		52億円	29億円	23億円 （44.2%）	○
ビジネスイーサワイド		421億円	287億円	134億円 （31.8%）	○

NTT西日本

サービス		① 利用者 料金収入	② 接続料 総額相当	③ 差分 （（①−②）/①）	営業費相 当基準額 との比較
フレッツ光ネクスト		3,824億円	2,229億円	1,595億円 （41.7%）	○
ひかり電話	移動体着 含む	969億円	177億円	792億円 （81.7%）	○
	移動体着 除く	753億円	90億円	663億円 （88.0%）	○
ひかり電話ネクスト		30億円	18億円	12億円 （40.0%）	○
ビジネスイーサワイド		448億円	355億円	93億円 （20.8%）	○

（注）　○：スタックテストの要件を満たしていると認められるもの　×：スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

スタックテストの結果②（サービスメニューごとの検証）

○　指針に基づき、ＮＴＴ東日本・西日本においてサービスメニュー単位で利用者料金が接続料を上回っているか否かについて検証した結果、**全てのサービスメニューについて、利用者料金が接続料相当額を上回り、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった**。

NTT東日本

（単位：月額）

サービスブランド	サービスメニュー		①利用者料金※	②接続料相当額	③差分（①－②）	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
	ビジネスタイプ					○
	マンションタイプ（VDSL方式/LAN配線方式）	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
		ミニB				○
		プラン1B				○
		プラン2B				○
	マンションタイプ（光配線方式）	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外のもの（ミニ）				○
		上記以外のもの（プラン1）				○
		上記以外のもの（プラン2）				○
	プライオ					○
	オフィスタイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
ひかり電話（関門系ルータ交換機能を用いる場合）						○
ひかり電話ネクスト（関門系ルータ交換機能を用いる場合）						○
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合					○
	県内設備まで利用する場合					○
	Interconnected WAN（MA設備まで利用する場合）					○
	Interconnected WAN（県内設備まで利用する場合）					○

（単位：1アクセス回線あたり/月額）

NTT西日本

（単位：月額）

サービスブランド	サービスメニュー		①利用者料金※	②接続料相当額	③差分（①－②）	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
	ビジネスタイプ					○
	マンションタイプ（VDSL方式/LAN配線方式）	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
	マンションタイプ（光配線方式）	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外のもの（ミニ）				○
		上記以外のもの（プラン1）				○
		上記以外のもの（プラン2）				○
	オフィスタイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
ひかり電話（関門系ルータ交換機能を用いる場合）						○
ひかり電話ネクスト（関門系ルータ交換機能を用いる場合）						○
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合					○
	県内設備まで利用する場合					○
	Interconnected WAN（MA設備まで利用する場合）					○
	Interconnected WAN（県内設備まで利用する場合）					○

（単位：1アクセス回線あたり/月額）

※1　利用者料金は令和７年３月31日時点（総務省要請を受け割引を考慮した後の額）
※2　フレッツ光ネクストについては、複数年将来原価方式により接続料を算定していることと合わせ、収容数も各機能の適用期間と合わせた複数年平均を用いて接続料相当額を算定。

（注）　○：スタックテストの要件を満たしていると認められるもの　×：スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

加入光ファイバの未利用芯線について

○　加入光ファイバの未利用芯線（※1）については、「接続料の算定等に関する研究会」（※2）の議論を踏まえ、ＮＴＴ東日本・西日本において**時系列の芯線利用率等に関するデータを総務省に定期的に提供し**、かつ、（総務省において）**認可申請時においてできる限り一般公表する**こととされている。

○　これは、「能率的な経営のもとでの適正原価・適正利潤という接続料算定の考え方に照らすと、確かに、光ファイバ設備を含む事業用資産の保有は、現用・予備を含め、事業につき真に必要なものとすることが合理的であり、また**レートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切**と考えられる」（接続料の算定に関する研究会第二次報告書）こと等を踏まえ、未利用芯線の実態を把握するとともに、ＮＴＴ東日本・西日本の行うケーブル敷設の**投資時点における需要予測等の合理性**等を検証するためのものである。

※1　ＮＴＴ東日本・西日本の加入光ファイバ（及びメタル回線）については、ケーブル単位で敷設・保守・管理されており、芯線単位で除却・撤去を行うことができないため、利用されていない芯線が存在する。
※2　令和元年12月に「接続料の算定に関する研究会」から名称を変更。

●接続料の算定に関する研究会 第四次報告書（令和2年9月）

第4章「加入光ファイバの未利用芯線及び報酬額の算定方法」

1．加入光ファイバの未利用芯線

(3)考え方

加入光ファイバの未利用芯線については、第三次報告書において示されたとおり、**今後も調査を行い時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性に関する検証を継続することが必要**であり、そのため**当該データ及び当事者による評価分析が総務省に定期的に提供され、かつ、認可申請時などにできる限り一般公表されることが適当**である。

この時系列データは、サンプル数を増やしたとしても、直ちに定量的な結論を導き出せるものではないと考えられるものの、他方で、未利用芯線の実態をより明らかにする観点からは、より多くの事例を収集し、類似の事例を整理することで、投資の合理性に関する検証の精度を高めることが可能になると考えられる。

したがって、NTT東日本・西日本においては、現行のNTT東日本・西日本それぞれ大規模・中規模・小規模ビルの計6ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実態把握の強化に向けた取組を継続することが適当である。

サンプルビルの選定・調査について

○　これまでサンプル調査したビル（箇所）において、**令和７年10月末における芯線使用率について調査を実施**。

○　**地下光ケーブルは、調査対象ビルの全数を調査**。**架空光ケーブルは、**複雑に枝分かれしており、ルートの特定を全ての架空光ケーブルに実施することは困難であることから、**調査対象ビルの一部をサンプル調査**。サンプルの選定においては、投資の合理性を確認する観点から、複数の種別のケーブルが存在する箇所を選定。

○　ＮＴＴ東日本・西日本それぞれにおいて、**地下光ケーブルに関して３ビル、架空光ケーブルに関して３箇所**の調査を実施。

架空光ケーブル

ＮＴＴ東日本

■調査対象箇所（ルート）

ルート１	ルート２	ルート３
新宿ビル（東京都）	新宿ビル（東京都）	八戸三沢ビル（青森県）

■調査実施時期

平成30年10月【ルート１】及び平成31年４月【ルート２】（第１回）※ルート３に関しては実施せず
令和元年12月【ルート１及び２】（第２回）※同上
令和２年12月（第３回）、令和３年10月（第４回）、
令和４年10月（第５回）、令和５年10月（第６回）、
令和６年10月（第７回）、令和７年10月（第８回）

ＮＴＴ西日本

■調査対象箇所（ルート）

ルート１	ルート２	ルート３
名古屋栄ビル（愛知県）	大阪日本橋ビル（大阪府）	金沢松任ビル（石川県）

■調査実施時期

平成30年10月【ルート１】及び平成31年４月【ルート２】（第１回）※ルート３に関しては実施せず
令和元年12月【ルート１及び２】（第２回）※同上
令和２年12月（第３回）、令和３年10月（第４回）、
令和４年10月（第５回）、令和５年10月（第６回）、
令和６年10月（第７回）、令和７年10月（第８回）

地下光ケーブル

ＮＴＴ東日本

■調査対象ビル

大規模	中規模	小規模
新宿ビル（東京都）	山形ビル（山形県）	角館ビル（秋田県）

■調査実施時期

平成30年10月（第１回）、令和元年12月（第２回）、
令和２年12月（第３回）、令和３年10月（第４回）、
令和４年10月（第５回）、令和５年10月（第６回）、
令和６年10月（第７回）、令和７年10月（第８回）

ＮＴＴ西日本

■調査対象ビル

大規模	中規模	小規模
大阪日本橋ビル（大阪府）	岡山今村ビル（岡山県）	指宿ビル（鹿児島県）

■調査実施時期

平成30年10月【中規模及び小規模】及び平成31年４月【それ以外】（第１回）、
令和元年12月（第２回）、令和２年12月（第３回）、
令和３年10月（第４回）、令和４年10月（第５回）、
令和５年10月（第６回）、令和６年10月（第７回）、
令和７年10月（第８回）

個別事情の調査・分析について

○　**「最小限投資合理性」の考え方等を踏まえ**、主に以下の①～③に該当するケーブルについて、**個別事情を調査・分析**。

①　経済的耐用年数経過後で、かつ下位ロットの収容率を下回るケーブル

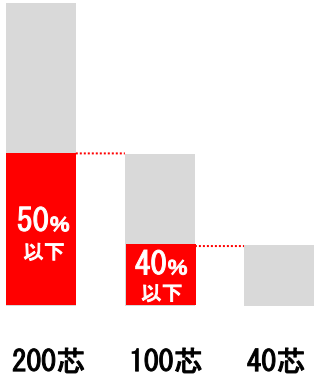
②　経済的耐用年数経過前で、かつ下位ロットの収容率を下回り、芯線使用率が低下しているケーブル

③　上記以外で、芯線使用状況が特徴的なケーブル

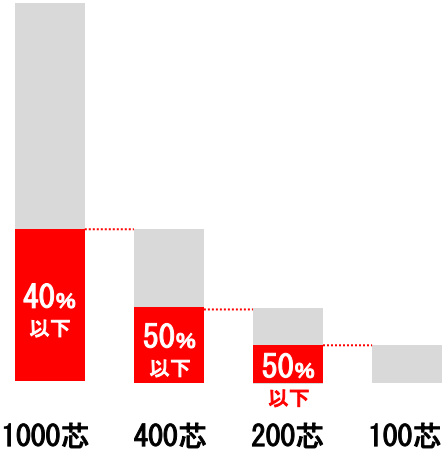
■　下位ロットの収容率を下回る芯線使用率

※シェアドアクセス方式及びシングルスター方式に利用されている芯線のほか、故障予備用を含む保守用芯線等を含め、芯線使用率を算定

（架空光ケーブルの場合）



（地下光ケーブルの場合）



■　経済的耐用年数

※直近の調査時点である令和７年10月に採用していた耐用年数を用いる。
※かっこ内は経済的耐用年数を経過している光ケーブルの敷設年度

架空光ケーブル	25年（平成13年度以前）
地下光ケーブル	30年（平成５年度以前）

（参考）接続料の算定に関する研究会　第三次報告書

第６章　加入光ファイバとの接続　２．加入光ファイバの未利用芯線　（２）考え方
イ　令和２年度以降の加入光ファイバ接続料算定

一方で、仮に過去の投資判断が基本的には合理的であったという想定に立つのであれば、どのケーブルも、現在は芯線利用率が低いように見えたとしても、基本的には、**少なくとも経済的耐用年数が経過するまでには、より小容量のケーブルでは対応できない需要を収容するに至るはずという考え（以下「最小限投資合理性」という。）が成り立つ。**

そのため、令和２年度以降の加入光ファイバ接続料の算定に当たっては、（将来原価方式が採用される場合には）この最小限投資合理性の考え方を踏まえ、さらに未利用芯線の実態の調査を深めるとともに、その後、それによって判明した具体的数値等を勘案して将来原価方式による需要の予測の合理性をより高めていくという取組※を行うことが求められる。

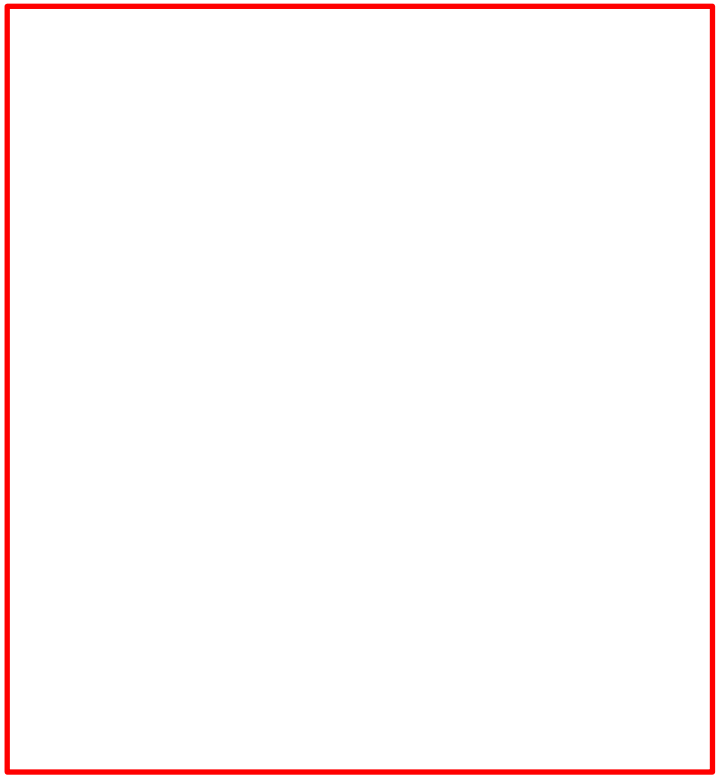
※　合理性の確認は最終的には総務省により認可プロセスで行われるものであるが、実態調査の方法等は必要に応じ本研究会で検討することが考えられる。

架空光ケーブルに関する調査結果（1/4）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

東日本ルート1：新宿ビル（東京都）

（調査対象ルート）

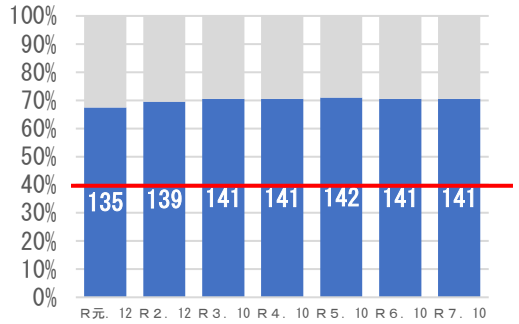


◎　き線点

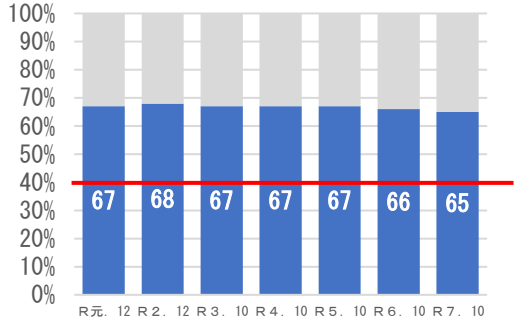
■　き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

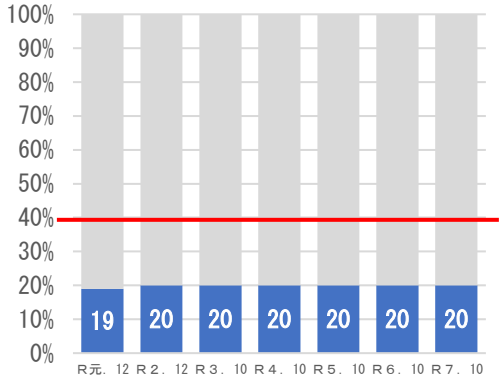
（１）200芯ケーブル（　　年敷設）



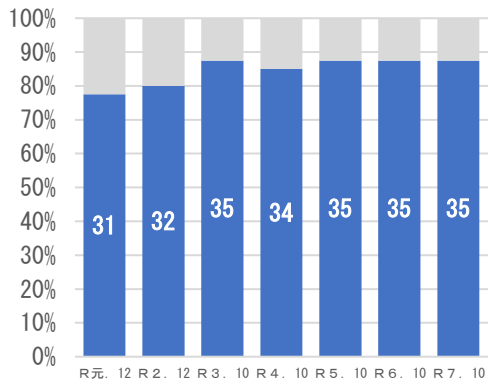
（２）100芯ケーブル（　　年敷設）



（３）100芯ケーブル（　　年敷設）



（４）40芯ケーブル（　　年敷設）



架空光ケーブルに関する調査結果（2/4）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

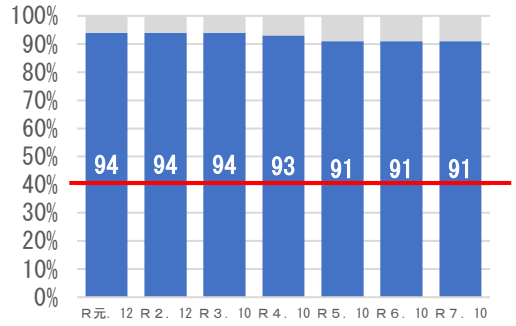
東日本ルート2：新宿ビル（東京都）

◎ き線点　■ き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

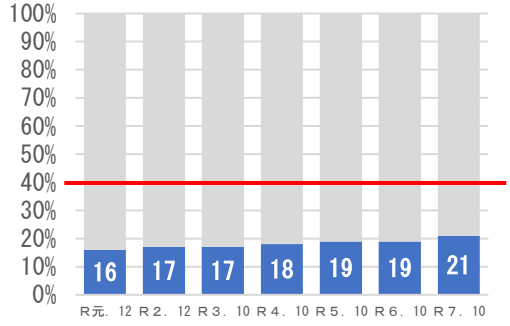
（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

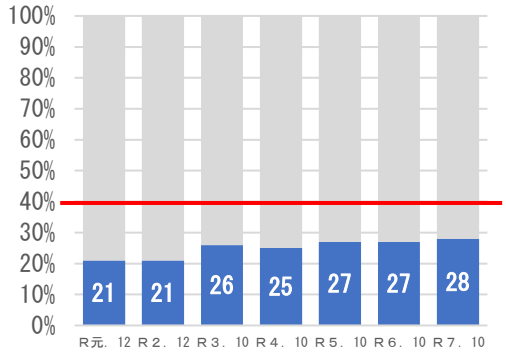
（１）100芯ケーブル（　　年敷設）



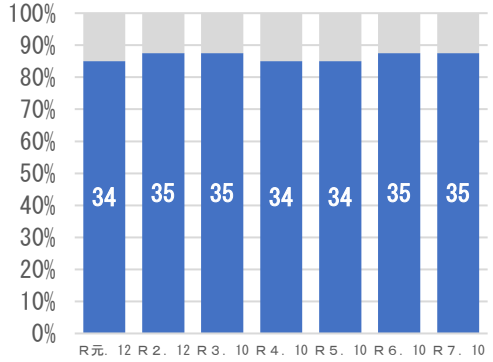
（２）100芯ケーブル（　　年敷設）



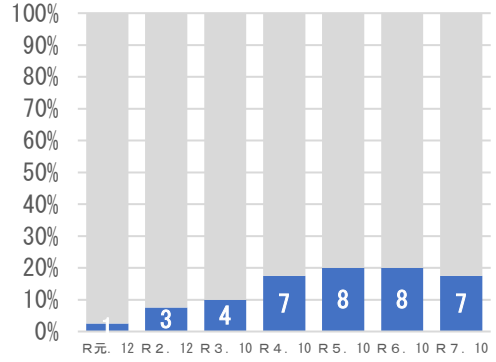
（３）100芯ケーブル（　　年敷設）



（４）40芯ケーブル（　　年敷設）



（５）40芯ケーブル（　　年敷設）



架空光ケーブルに関する調査結果（3/4）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

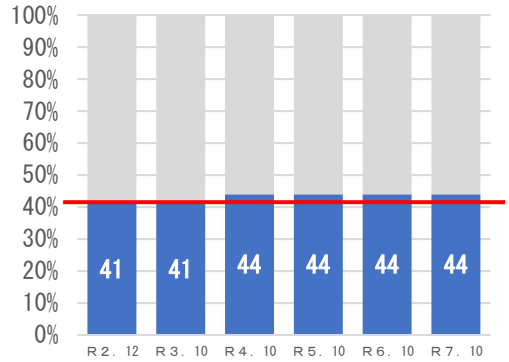
東日本ルート3：八戸三沢ビル（青森県）

◎ き線点　■ き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

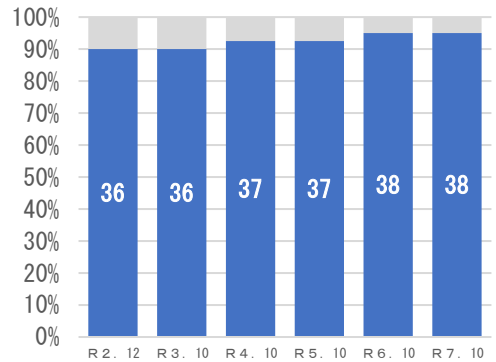
（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）100芯ケーブル（　　年敷設）



（２）40芯ケーブル（　　年敷設）

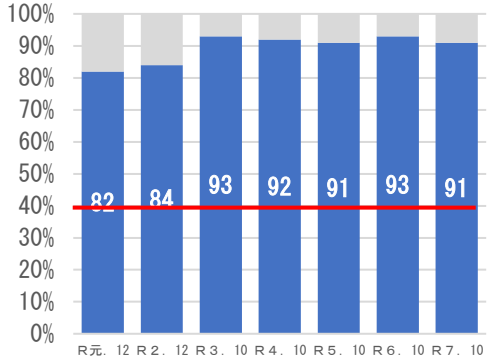


西日本ルート1：名古屋栄ビル（愛知県）

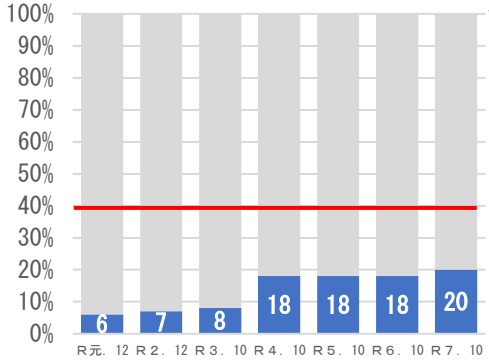
（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

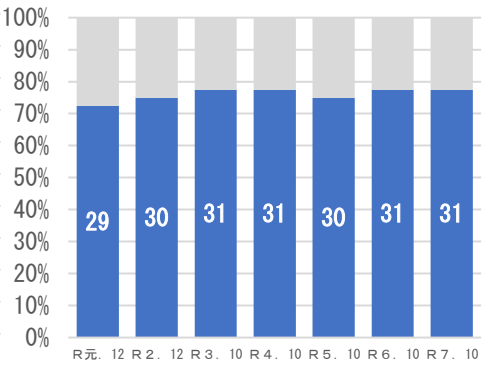
（１）100芯ケーブル（　　年敷設）



（２）100芯ケーブル（　　年敷設）



（３）40芯ケーブル（　　年敷設）



架空光ケーブルに関する調査結果（4/4）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

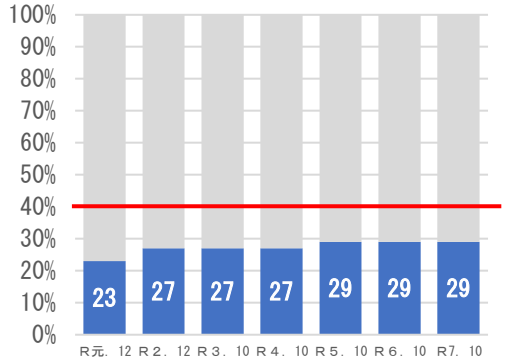
西日本ルート2：大阪日本橋ビル（大阪府）

◎ き線点　■ き線点から最も近いクロージャ（接続点）
（き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測）

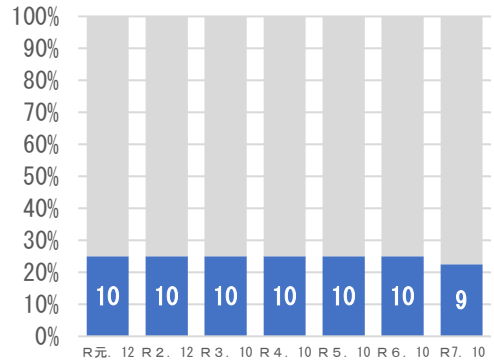
（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

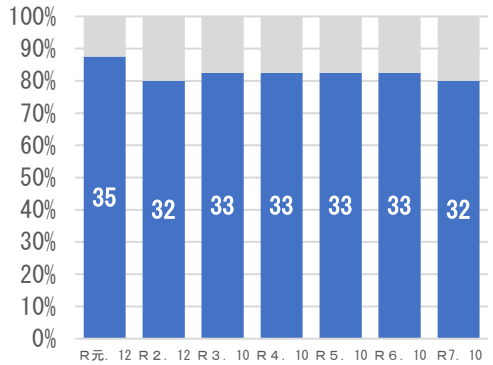
（１）100芯ケーブル（　　年敷設）



（２）40芯ケーブル（　　年敷設）



（３）40芯ケーブル（　　年敷設）

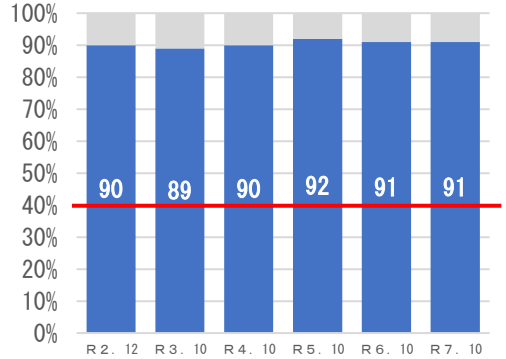


西日本ルート3：金沢松任ビル（石川県）

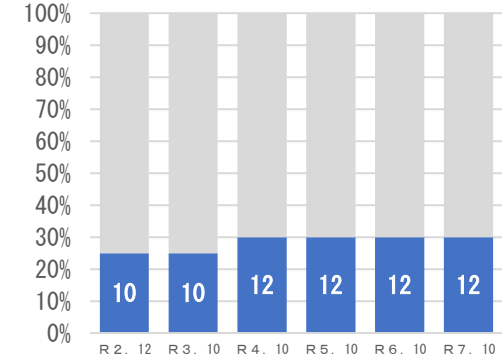
（調査対象ルート）

（調査結果）　■：利用芯線　■：未利用芯線

（１）100芯ケーブル（　　年敷設）



（２）40芯ケーブル（　　年敷設）



地下光ケーブルに関する調査結果（1/4）

東日本・大規模：新宿ビル（東京都）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

地下光ケーブルに関する調査結果（2/4）

東日本・中規模：山形ビル（山形県）

○　個別事情の調査・分析として①及び②に該当するケーブルはなし。

○　③（芯線使用状況が特徴的なケーブル）として、１方面（1000芯ケーブル（平成29年敷設））において、大規模ユーザの移設に伴う一時的な芯線数の増加により、芯線使用率が増加しているものがある。また１方面（1000芯ケーブル（平成19年敷設））の行き詰まりを解消するため。並走する新たな1000芯ケーブルを令和７年に建設。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル



東日本・小規模：角館ビル（秋田県）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル



地下光ケーブルに関する調査結果（3/4）

西日本・大規模：大阪日本橋ビル（大阪府）

○　個別事情の調査・分析として①、②に該当するケーブルはなし。
○　③（芯線使用状況が特徴的なケーブル）として、３方面（いずれも100芯ケーブル（昭和63年敷設））において、撤去予定の旧規格ケーブルであり、新規ユーザを収容しないため芯線使用率が増えていないものがある。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル

地下光ケーブルに関する調査結果（4/4）

西日本・中規模：岡山今村ビル（岡山県）

○　個別事情の調査・分析として①、②に該当するケーブルはなし。
○　③（芯線使用状況が特徴的なケーブル）として、下位ロットの収容率を下回る１方面（1000芯ケーブル（平成10年敷設））において、芯線使用率に大きな変動はないが、大手企業のデータセンタ移転に起因して利用芯線が減少。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル



西日本・小規模：指宿ビル（鹿児島県）

○　個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例　耐用年数経過後のケーブル　下位ロットの収容率を下回るケーブル



（参考資料）

接続約款変更の認可に至る流れ

○　第一種指定電気通信設備に関しては、電気通信事業法（以下「法」という。）第33条第４項の規定に基づき接続約款の変更の認可をするときは、**審議会への諮問が義務付けられている**（法第169条）。

○　審議会（※１）においては、接続料の算出根拠を含む**申請内容を公表して意見募集を２回実施**（※２）（２回目の意見募集では、１回目の意見募集で提出された接続事業者等からの意見に対する意見を募集）。意見募集を２回実施することにより、ＮＴＴ東日本・西日本の反論等の機会が設けられるとともに、１回目で提出された意見に賛同又は反対する他の接続事業者等の意見が明らかになるなどして、論点・事実関係等がより明確化。

※１：電気通信事業法施行令第12条により情報通信行政・郵政行政審議会と定められ、同審議会議事規則により、法第169条に基づく諮問については下部に設けられた電気通信事業部会の専決によることとされている。

※２：接続に関する議事手続規則（平成20年９月30日電気通信事業部会決定第６号）による。

○　意見募集及び審議の結果（答申）を踏まえ、総務省では、必要に応じ、申請内容の補正を待っての認可、ＮＴＴ東日本・西日本に対する要請、制度上の検討などを実施。

接続会計の整理・公表（１年毎）

接続料を再計算（１年毎）

通常の認可プロセス

第一種指定電気通信設備に関する接続関連規制

- 接続約款の作成・公表義務（認可制）
- **接続会計の整理・公表義務**
- 網機能提供計画の届出・公表義務

接続料原価の算定方法

接続料原価

- 第一種指定設備管理運営費
- ＋
- 自己資本費用
- ＋
- 他人資本費用
- ＋
- 調整額
- ＋
- 利益対応税

算定方式

- ✓実績原価方式
- ✓将来原価方式
- ✓LRIC方式

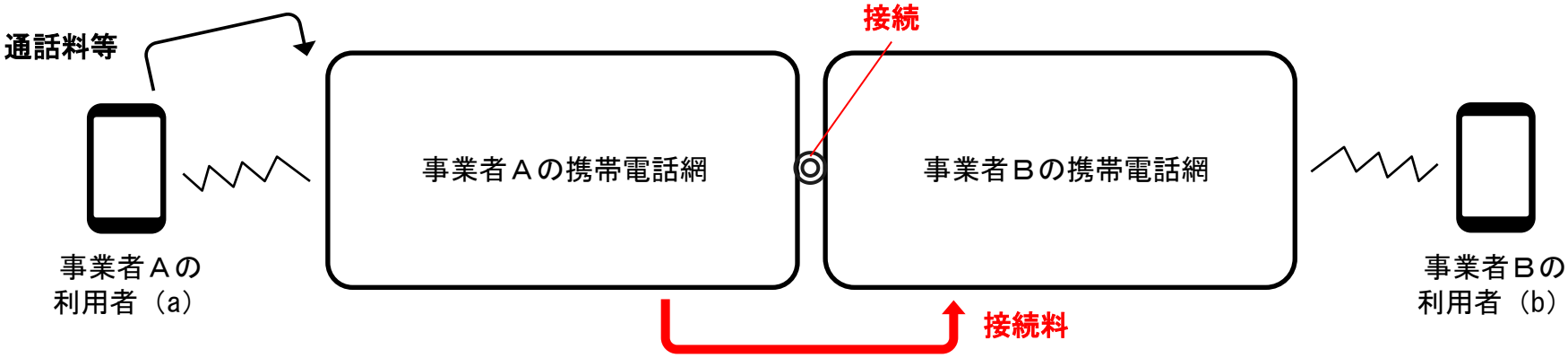
1. 接続約款変更認可申請（必要に応じて３条許可申請等）
2. 審議会への諮問（電気通信事業部会）
3. 意見募集手続（２回）
4. 接続委員会で調査・検討
5. 審議会の答申（電気通信事業部会）
6. **接続約款変更認可**

電気通信事業分野における接続

○　電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、**電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務**を有する（接続応諾義務、電気通信事業法第32条）。

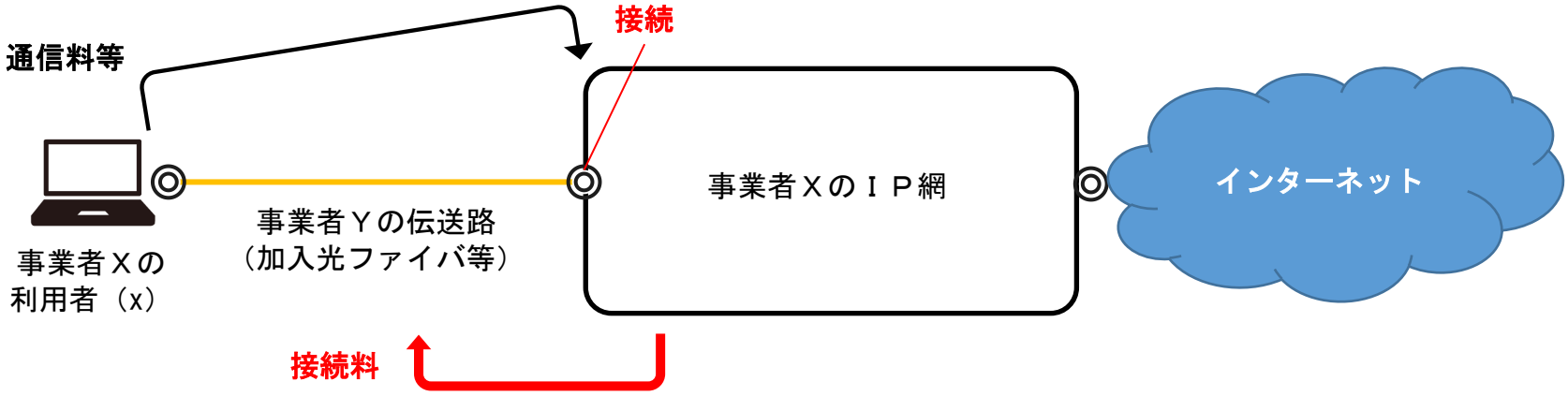
■　携帯電話（音声通信）の例

下図（a）から（b）の通信の場合、事業者Ａは、事業者Ｂの携帯電話網の接続料を支払う。



■　固定ブロードバンド（データ通信）の例

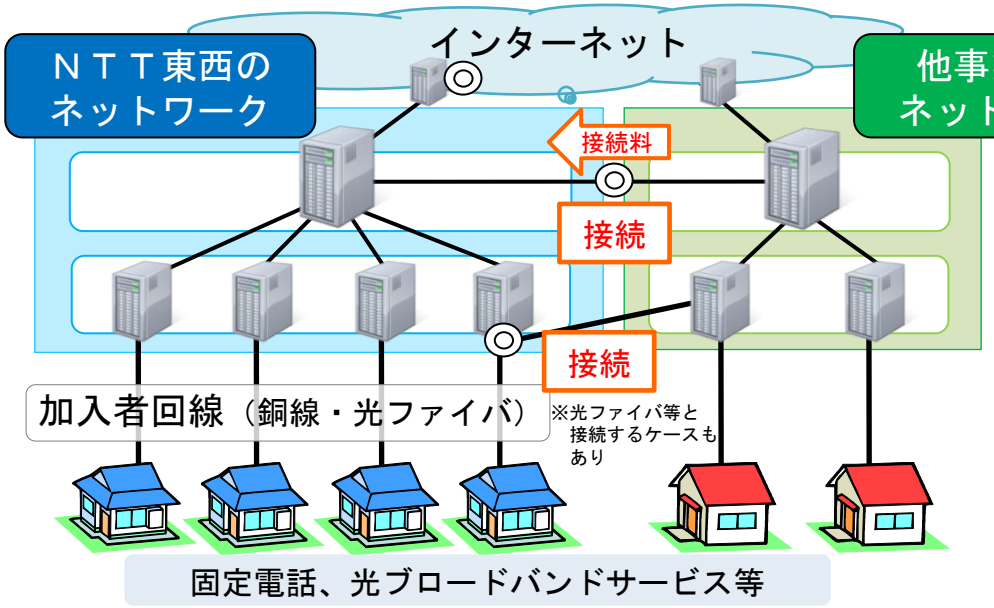
下図（x）からインターネットへの通信の場合、事業者Ｘは、事業者Ｙの伝送路（加入光ファイバ等）の接続料を支払う。



指定電気通信設備制度の概要

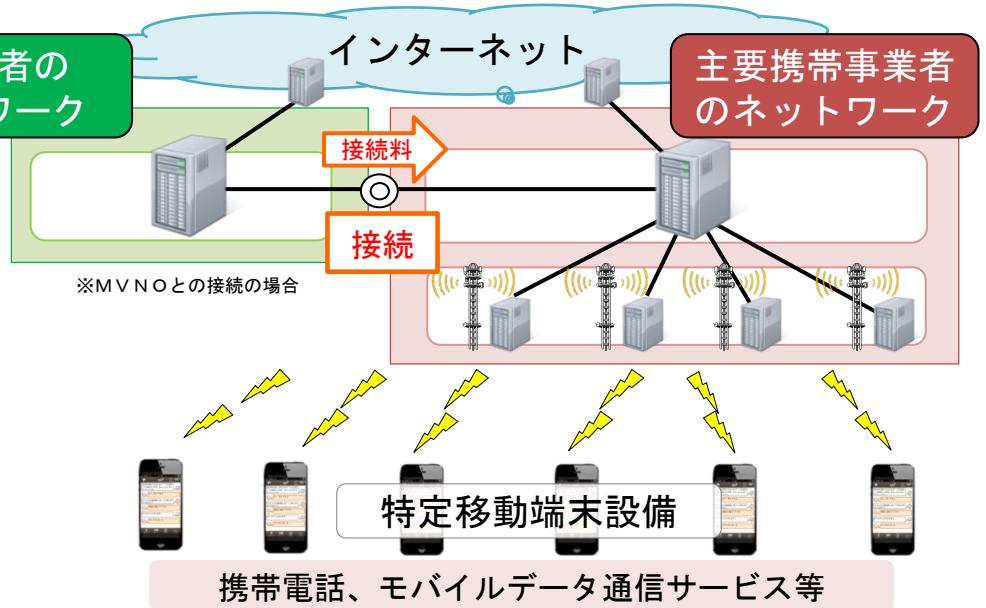
○　固定通信では、加入者回線系の設備（光ファイバ等）を経由して通信することが不可欠。
○　移動通信では、高いシェアを占める事業者が、他の事業者に対し強い交渉力を保持。
○　このため、電気通信事業法では、主要なネットワークを保有する特定の事業者に対して、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を担保するための規律（指定電気通信設備制度）等を課している。

固定系（第一種指定電気通信設備制度）



指定要件	業務区域ごとの５０%超の加入者回線シェア ⇒ ＮＴＴ東日本、ＮＴＴ西日本
接続関連規制	接続約款（接続料・接続条件）の認可制 接続会計の整理義務 網機能提供計画の届出・公表義務

移動系（第二種指定電気通信設備制度）



指定要件	業務区域ごとの１０%超の端末シェア ⇒ ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ、沖縄セルラー、ソフトバンク、WCP、UQ
接続関連規制	接続約款（接続料・接続条件）※の届出制 接続会計の整理義務

※ アンバンドル機能、接続料の算定方法等を省令で規定

第一種指定電気通信設備に係る接続制度の概要

○　固定通信は、加入者回線を経由しなければ利用者同士の通信が成り立たないネットワーク構造となっている。
○　電気通信事業法では、他の事業者の事業展開上不可欠な設備（加入者回線等）を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性を確保するため、接続約款を総務大臣の認可制にする等の規律を課している。

指定

指定要件：業務区域において**50％超のシェアを占める加入者回線**を有すること［第33条第１項］

対象設備：加入者回線及び当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために設置される設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備　［同上］

⇒ **NTT東日本・西日本の加入者回線等を第一種指定設備として指定（平成９年・13年）**

第一種指定設備を設置する事業者に対する規律

①接続約款の策定・公表義務（認可制）

接続料、接続条件（接続箇所における技術的条件等）**について接続約款を定め、総務大臣の認可**を受けること。［第33条第2項］

②接続会計の整理・公表義務

第一種指定設備の機能に対応した費用等や第一種指定設備との接続に関する収支の状況を整理し、公表すること。［第33条第13項］

③網機能提供計画の届出・公表義務

第一種指定設備の機能を変更等する場合には事前に設備改修日程等の計画を届出・公表すること。［第36条］

認可を受けた接続約款に定める接続料・接続条件で接続協定を締結することが原則［第33条第9項］

【接続約款の認可の要件［第33条第４項］**】**

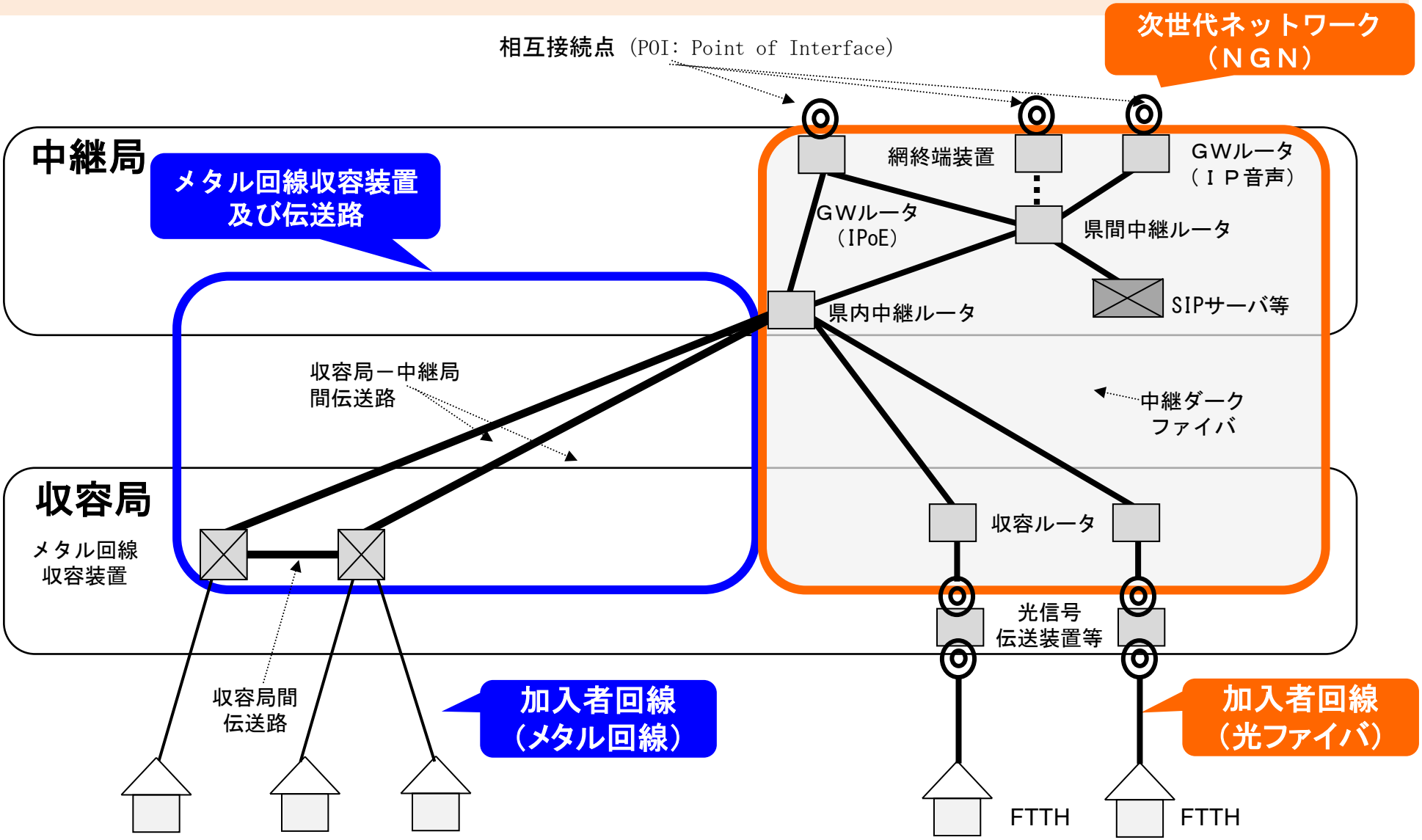
- **機能ごとの接続料**、標準的な**接続箇所における技術的条件**等**が適正・明確に定められている**こと。
  「機能」は総務省令で規定⇒「法定機能」
- **接続料が**能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令（第一種指定電気通信設備接続料規則）で定める方法により算定された**金額に照らし公正妥当**なものであること。**（総括原価方式による算定）**

  接続料は、機能ごとに当該接続料に係る**収入**（接続料×通信量等（需要））**が、**当該接続料の**原価に一致するように定めなければならない**。
  ［第一種指定電気通信設備接続料規則第14条］
- **接続条件が**、第一種指定設備に**自己の**電気通信設備を接続することとした**場合の条件に比して不利なものでない**こと。
- **特定の事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでない**こと。

第一種指定電気通信設備制度における接続料算定の対象機能

○ **第一種指定電気通信設備制度においては**、加入者回線（光ファイバ、メタル回線）、次世代ネットワーク（ＮＧＮ）等について、**総務省令で定める機能（法定機能）の単位で接続料が設定**することとされている。

○ **法定機能は**、第一種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、**他の電気通信事業者が必要とする機能のみを細分化して使用できるようにした機能**であり、「アンバンドル機能」とも呼称する。



接続料算定の原則と対象機能

接続料の認可基準
（電気通信事業法
第33条4項2号）

■接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること。

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式（LRIC）		・仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 ・前年度下期＋当年度上期の通信量を使用	・電話網（メタル回線収容装置、中継系伝送路設備）
実際費用方式	**将来原価方式**	・新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービス及び接続料の急激な変動を緩和する必要があるサービスに係る設備に適用 ・原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定	・加入者回線（光ファイバ） ・NGN
	実績原価方式	・前々年度の実績需要・費用に基づき算定 ・当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算	・加入者回線（ドライカッパ、ラインシェアリング） ・中継光ファイバ回線 ・専用線、・公衆電話 ・IP関連装置

接続料算定の原則
（接続料規則第14条第1項）

■　接続料は、法定機能ごとに、当該接続料に係る収入（接続料×通信量等）が、当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

接続料 ＝ **接続料原価** ×（1/**通信量等**）

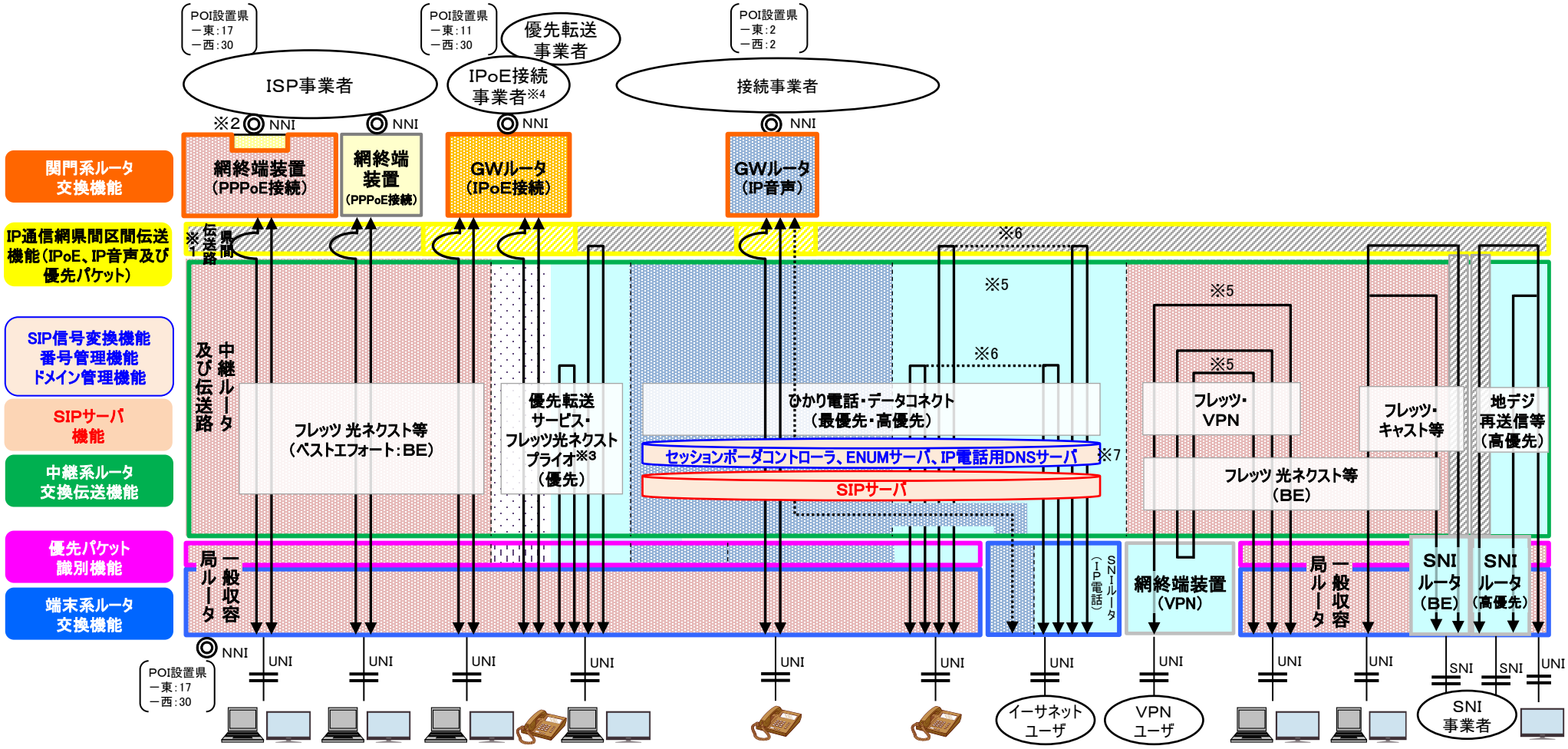
接続料原価 ＝ **第一種指定設備管理運営費**（設備コスト） ＋ **他人資本費用** ＋ **自己資本費用**（適正報酬額） ＋ **利益対応税** ＋ **調整額**

通信量等（需要）＝ **法定機能ごとの通信量等の直近の実績値**（※）
（将来原価方式の場合：将来の合理的な通信量等の予測値）

※　接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。（接続料規則第14条第3項）

NGNにおける法定機能等と適用接続料の関係

○　ＮＧＮにおける法定機能等と適用接続料の関係等は、以下のとおり。



※1 県間通信用設備については、IP音声接続・優先パケット・IPoE接続に係るもののみ第一種指定電気通信設備。
※2 網終端装置の接続用インタフェース相当のコストは、網改造料としてISP事業者が負担
※3 接続点のない網内折返し通信は、接続機能にはならない
※4 IPoE接続事業者が自ら優先転送事業者となることも可能
※5 県間伝送路を疎通する場合もあり
※6 収容局接続機能利用事業者のユーザとイーサネットユーザ間でIP電話により通信する場合もあり
※7 トラヒック種類によっては使用しない場合もあり
※8 県内通信の場合は利用しない

（参考）単県POIの設置状況

○　ＩＰｏＥ接続においては、
- **全国集約ＰＯＩ**：全国（ＮＴＴ東日本では東日本全域、ＮＴＴ西日本では西日本全域）を接続対象区域（カバーエリア）とする
- **ブロックＰＯＩ**：複数の県域を接続対象区域（カバーエリア）とする
- **単県ＰＯＩ**：一の県域を接続対象区域（カバーエリア）とする

の３種類のＰＯＩがあり、ＩＰｏＥ接続を利用する接続事業者（ＶＮＥ事業者）はそれぞれの事業戦略等により接続するＰＯＩを選択可能。

○　単県ＰＯＩではＮＧＮの県間通信用設備を用いずに接続することができるが、**ＩＰｏＥ接続においては、特定の県域の利用者のみへのサービス提供ができないため、東西それぞれの業務区域において、全国集約ＰＯＩ、ブロックＰＯＩ、単県ＰＯＩを組み合わせて全ての県域と接続する必要**がある（**ＮＧＮの県間通信用設備を用いずにＩＰｏＥ接続を行おうとする場合、全県域の単県ＰＯＩで接続を行う必要**がある。）。

○　なお、**令和８年１月現在においては、ＮＴＴ西日本において全県域に単県ＰＯＩが設置**されているものの、**ＮＴＴ東日本においては単県ＰＯＩが設置されていない県域が存在し**、ＮＧＮの県間通信用設備を用いずにＩＰｏＥ接続を行っているＶＮＥ事業者は存在しない。

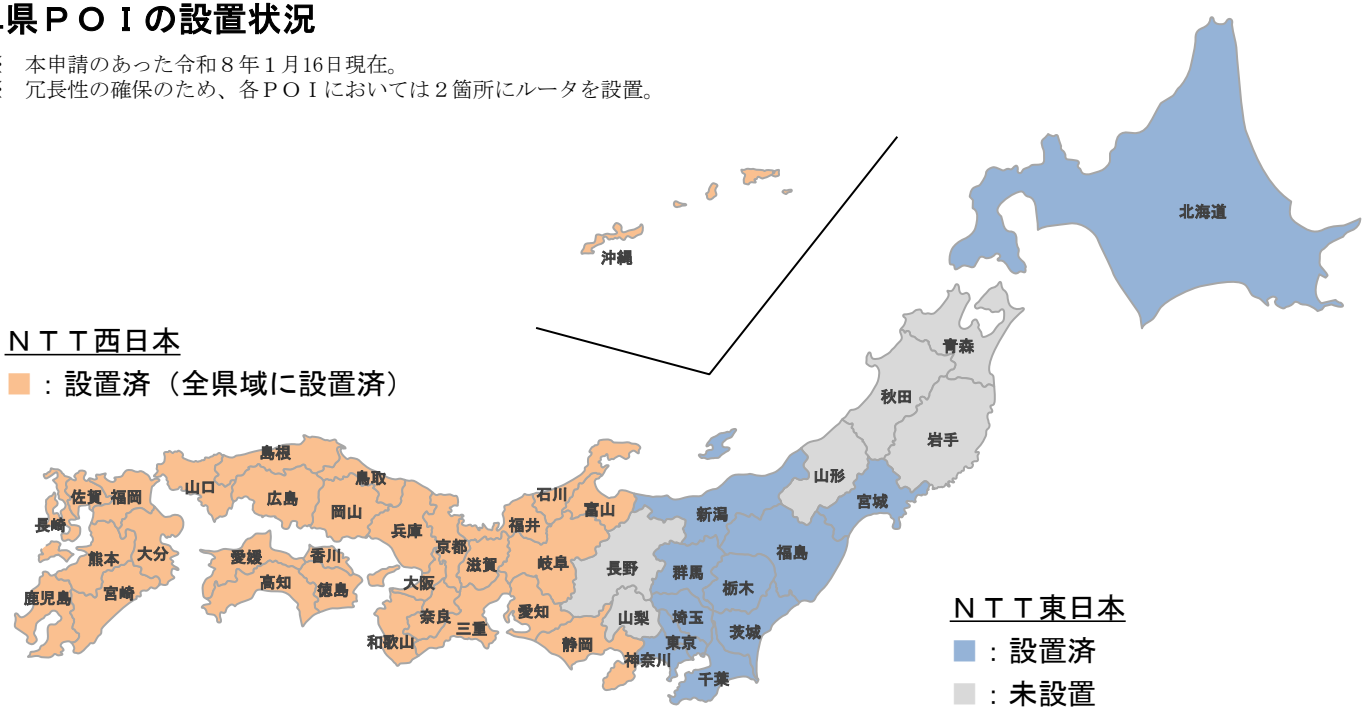
■ＰＯＩ増設に係る要請

第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について
（平成29年９月８日付け総基料第162号）

２　接続点の増設の要望への対応
IPoE接続のための接続点の追加設置を求める接続事業者からの要望について、効率的な通信の疎通のために円滑な接続を確保することを旨として、柔軟に対応することし、寄せられた要望の内容及び当該要望への具体的な対応について平成29年12月末及び平成30年12月末までに報告されたい。

■単県ＰＯＩの設置状況

※　本申請のあった令和８年１月16日現在。
※　冗長性の確保のため、各ＰＯＩにおいては２箇所にルータを設置。



法定機能と接続料算定方式の対応関係

法定機能の区分		通称	機能の概要
法定機能の区分（第一種指定電気通信設備接続料規則第４条）			
端末回線伝送機能	1. 帯域透過端末回線伝送機能	ドライカッパ	電話用加入者回線と同等の設備を帯域分割することなく提供し、通信を伝送する機能
	2. 帯域分割端末回線伝送機能	ラインシェアリング	電話用加入者回線と同等の設備を帯域分割して提供し、通信を伝送する機能
	3. 光信号端末回線伝送機能	加入光ファイバ	加入光ファイバにより通信を伝送する機能
	4. 総合デジタル通信端末回線伝送機能	INS1500（キャリアズレート）	ＩＳＤＮ加入者回線により通信を伝送する機能
	5. その他端末回線伝送機能	ＯＬＴ等	ＯＬＴ及び接続専用線の端末回線部分等により伝送を行う機能
端末系交換機能	6. 端末系ルータ交換機能	ＮＧＮの収容ルータ	収容ルータにより通信の交換を行う機能（一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く）
	7. 一般収容ルータ優先パケット識別機能	ＮＧＮの優先パケット識別	収容ルータにおいて特定のパケットを識別する機能
	8. メタル回線収容機能	メタル収容装置	メタル回線収容装置及びＰＳＴＮのメディアゲートウェイ（関門系ルータ接続用）により音声信号とパケット相互間の変換を行う機能
	9. ワイヤレス固定電話交換機能※2	ワイヤレス固定電話用収容ルータ	ワイヤレス固定電話用収容ルータにより通信の交換を行う機能
10. 光信号電気信号変換機能		メディアコンバータ	光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能
11. 光信号分離機能		局内スプリッタ	局内スプリッタにより光信号の分離を行う機能
12. 関門系ルータ交換機能		ＮＧＮの網終端装置、ＧＷルータ	関門系ルータ（網終端装置、ＧＷルータ）により通信の交換を行う機能
中継伝送機能	13. 一般光信号中継伝送機能	中継光ファイバ等	中継光ファイバを波長分割多重装置を用いることなく伝送を行う機能
	14. 特別光信号中継伝送機能	ＷＤＭを用いた中継光ファイバ	中継光ファイバを波長分割多重装置を用いて１波長にて伝送を行う機能
ルーティング伝送機能	15. 一般中継系ルータ接続伝送機能	メタルＩＰ電話に係るＮＧＮの中継伝送路	メディアゲートウェイ（関門系ルータ接続用）と中継ルータ間の通信の交換及び伝送を行う機能
	16. 一般中継系ルータ交換伝送機能	ＮＧＮの中継ルータ及び伝送路	中継ルータ、収容ルータ～中継ルータ間、中継ルータ～関門系ルータ間の通信の交換及び伝送を行う機能
	17. 一般県間中継系ルータ交換伝送機能	ＮＧＮの県間通信用設備	県間中継ルータ、中継ルータ～県間中継ルータ間、県間中継ルータ間、県間中継ルータ～関門系ルータ間の通信の交換及び県間伝送を行う機能
18. イーサネットフレーム伝送機能		イーサネット	イーサネットスイッチ及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能
19. 通信路設定伝送機能		専用線	通信路の設定の機能を有する電気通信設備及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能
20. SIPサーバ機能		ＮＧＮのＳＩＰサーバ	収容ルータと連携してパケットの制御や固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能
21. SIP信号変換機能		ＮＧＮのセッションボーダコントローラ	ＳＩＰサーバと連携して、事業者の網内で流通するＳＩＰ信号を終端し、事業者と他の電気通信事業者の網間で流通可能なＳＩＰ信号に変換する機能
22. 番号管理機能		ＮＧＮのＥＮＵＭサーバ	ＳＩＰサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能
23. ドメイン名管理機能		ＮＧＮのＩＰ電話用ＤＮＳサーバ	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能
24. ワイヤレス固定電話用制御等機能※2		ワイヤレス固定電話用制御等設備	ワイヤレス固定電話用設備と連携して、インターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能
25. 番号案内機能※3		番号案内データベース・装置	電気通信番号の案内を行う機能
26. 公衆電話機能		公衆電話機	公衆電話の電話機等により通信の発信を行う機能
27. 端末間伝送等機能		専用線（キャリアズレート）	端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられているものと同等の機能
28. クロック提供機能		クロック提供装置	デジタル交換機や伝送装置等を同期させ、通信品質を維持するための同期クロックを供給する機能

＊接続料の算定方式

：実績原価方式　：将来原価方式（加入光ファイバ）　：将来原価方式（NGN）　：長期増分費用（LRIC）方式　：キャリアズレート※1　：その他

※1 上記表中の2つの機能について、いわゆるキャリアズレート方式により接続料が設定されているが、変更がないため、申請の対象にはなっていない。
※2 令和7年1月1日から令和10年3月31日までの間、ワイヤレス固定電話をメタルIP電話と仮定して接続料原価を算定しているため、上記表中のうち、ワイヤレス固定電話のみに係る2つの機能については、接続料の算定方法を定めていない。
※3 当該機能は、令和8年4月１日施行の第一種指定電気通信設備接続料規則により廃止する。

報酬の算定方法

○　報酬（適正な利潤）は、第一種指定電気通信設備の**機能の提供に用いられる資産の資本調達コスト**と位置づけられるものであり、機能ごとに他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を合計して算定される。

適正報酬額

＝

他人資本費用（第11条） ＝ **レートベース**（設備毎の正味固定資産価額から算定） × **他人資本比率**（全社の資本構成比率から算定） × **他人資本利子率**

＋

自己資本費用（第12条） ＝ **レートベース** × **自己資本比率** × **自己資本利益率**

＋

利益対応税（第13条） ＝ **レートベース** × （ **自己資本比率** × **自己資本利益率** ＋ **有利子負債以外の負債比率** × **有利子負債以外の負債の利子相当率** ） × **利益対応税率**（法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率から算定）

期待自己資本利益率の過去３年間の平均値又は**主要企業の過去５年間の平均自己資本利益率**のいずれか低い方を上限とした合理的な値

期待自己資本利益率（「ＣＡＰＭ的手法」により算定）

＝ $1-\beta$ × **リスクの低い金融商品の平均金利**（国債10年ものの利回り ※マイナスの場合は０） ＋ β × **他産業における主要企業の平均自己資本利益率**

■　ＣＡＰＭ的手法

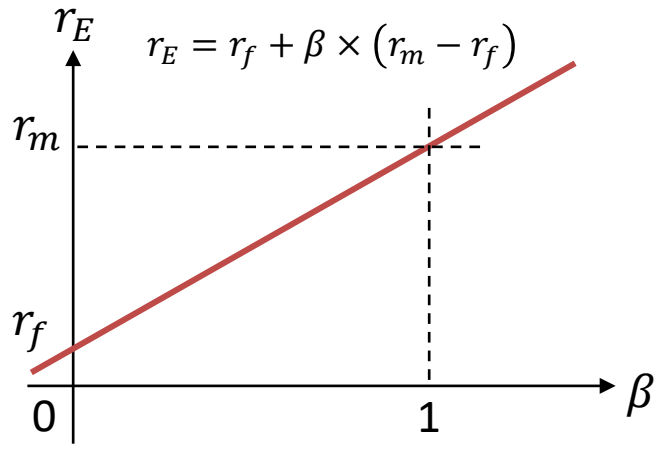
○　資本試算評価モデル（ＣＡＰＭ：Capital Asset Pricing Model）は、資産市場で成立する一般均衡状態において、合理的な期待形成を行う投資家のポートフォリオは市場ポートフォリオと無リスク資産との組み合わせになるという考え方に基づくもの。

○　接続料の算定においては、事業の安定性とリスクとを織り込んだ指標を用いて客観的な基準を設定する観点から、この考え方に基づき算出されたものを期待自己資本利益率としている。

○　ＣＡＰＭの考え方によれば、ある株式のリスクを表す数値「β」が分かれば、その株式の期待利益率（右図のr_E）は、市場自己資本利益率（右図のr_m）とリスクフリーレート（右図のr_f）をパラメータとした、βの一次関数により推定できる。（市場自己資本利益率とリスクフリーレートの差は全企業で共通であると仮定。）

○　βは、市場収益率が変化したときに、ある株式の収益率がどのくらい変化するかを表す値である。当該企業の価値と市場価値の相関が強いとき、βは高くなる。

※　第一種指定電気通信設備の接続料算定においては、（第一次）接続料の算定に関する研究会報告書での議論を踏まえ、平成11年の「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則」（平成９年郵政省令第92号。現在の第一種指定電気通信設備接続料規則の一部に相当。）の改正により、自己資本利益率の算定にＣＡＰＭ的手法が導入された。



調整額の概要

○　調整額は、**過去の接続料収入と費用の差額を当年度の接続料原価に含めることにより、収入と費用を均衡させる**仕組み（※１）。

○　その算定方式は、接続料の当年度及び過去の算定方式によって異なるが、代表的には以下のとおり。（当年度・過去ともに実績原価等の場合）

調整額 ＝ **前々算定期間における費用** － **前々算定期間における接続料収入（＝ 前々算定期間の接続料 × 前々算定期間の需要）** ＋ **前々算定期間接続料に算入した調整額**

○　第１号将来原価方式・ＬＲＩＣ方式による算定期間に生じた収支の差額については、調整額として算入しないことが原則。

※１　コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について（平成19年３月30日情報通信審議会答申）により、事後精算方式（接続料適用年度の実績原価・収入が判明した後に遡及的に精算を行う方式）を廃止するとともに導入されたもの。なお、現在においても工事費・手続費等については、遡及適用・事後精算を行っている。

■ 加入光ファイバ接続料における調整額の扱い（第１号将来原価方式における特例許可による調整額）

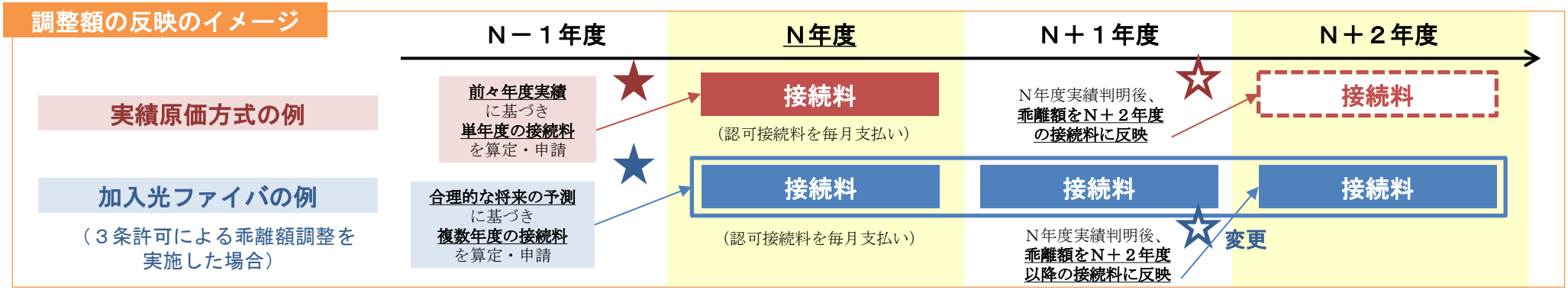
・　第１号将来原価方式（接続料規則第８条第２項第１号の規定による将来原価方式）は、基本的に申請者であるＮＴＴ東日本・西日本が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は、予測を行った申請者が自ら責任を負うべきものと考えられている（→接続料規則第12条の２第１項において、第１号将来原価方式の調整額は０と規定）。

・　加入光ファイバについては、複数年度の将来原価方式（算定期間３～５年）により接続料の算定を行っており、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性があるところ、その場合の実績費用と実績収入の乖離額を申請者であるＮＴＴ東日本・西日本のみに負担させることは適当ではないことから、ＮＴＴ東日本・西日本からの申請により事後的な「乖離額調整」を認めている（→接続料規則第３条ただし書きの規定による許可）。

■ イーサネットフレーム伝送機能における調整額の扱い（第２号長期将来原価方式における接続料規則の規定に基づく調整額）

・　イーサネットフレーム伝送機能については、前算定期間に引き続き今次算定期間においても、装置等のマイグレーションを実施しており、移行期間における接続料の急激な変動を緩和するため、第２号長期将来原価方式により接続料を算定しているところ、（次算定期間において第１号将来原価方式又はＬＲＩＣ方式を採用しない場合、）接続料規則の規定に基づけば、次算定期間において移行期間中に生じる費用と収入の乖離額（の見込み値）を調整額として算入することとなる。

調整額の反映のイメージ



「固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の概要

○　スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る**接続料の水準の妥当性を検証**するため平成11年から開始。

○　具体的な運用方法について、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」（平成19年３月30日）を踏まえ、総務省は、**平成19年７月に「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」を策定・公表**し、省令上の根拠規定を整備（接続料規則第14条第４項）。

○　接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年９月８日公表）を踏まえ、**平成30年２月に、上記ガイドラインに代わる「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」**（令和４年11月に「**固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針**」に名称を変更）**を策定・公表**し、省令上の根拠規定も改正（接続料規則第14条第４項を削り、規則第14条の２を新設）。

- 利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。
- 県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。
- 利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。

検証時期

１　電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算時
２　電気通信事業法第33条第２項の規定に基づく接続約款の認可の申請時

検証区分等

① フレッツ光ネクスト
② ひかり電話
③ ひかり電話ネクスト
④ ビジネスイーサワイド

⑤　その他総務省が決定するサービスメニュー
（第１号将来原価方式に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。）

（参考）
・令和４年11月改定においてフレッツ・ＡＤＳＬを削除
・令和５年11月改定において加入電話・ＩＳＤＮ基本料・通話料及びフレッツ光ライトを削除し、ひかり電話ネクストを追加

検証方法

①～④：利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料（当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料）及び他事業者接続料総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する基準額（20%）を下回らないものであるかを検証

⑤　：検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証

論点1　算定方式・期間について

○ 乖離額調整の影響緩和やメタル縮退計画を踏まえた中長期の影響の把握のため、３～５年間の将来原価方式を採用すべきとの意見についてどう考えるか。

○ 将来原価方式を採用する場合、人件費・物件費の予測の際にはNTT東西の実態を反映した予測を行うべきとの意見についてどう考えるか。

関連する主な意見

【事業者からの意見】

（将来原価方式の採用について）

- 本来直ちに乖離額を調整することが理想だが、乖離額調整による接続料水準の急激な変動に配意し、複数年を算定期間とした将来原価方式により、調整額を算定期間内で平準化することも考えられるとともに、事業者の予見性確保の観点から、複数年（算定期間3～5年間)の将来原価方式とすることが妥当。（第１回 NTT東西）
- 次期算定期間については、乖離額調整の影響緩和のため、複数年（例：5年）の将来原価方式による算定が適当。（第１回 KDDI）
- メタル縮退計画が公表され中長期の傾向や影響把握が今後一層重要となるため、算定期間は5年分の将来原価方式とするべき。（第１回 ソフトバンク）
- 予見性を確保する観点から、基本的に将来原価方式を採用することが妥当。（第１回 SNC）

（人件費・物件費の予測について）

- 予測と実績の乖離を縮小させ、接続事業者における接続料の予見性を高めるため、設備管理運営費（施設保全費等）について、施設保全費等の費用予測に、企業物価指数の変動を反映することで、直近の人件費・物件費の高騰影響を加味することを検討。また資本コスト算定に用いるリスクフリーレート（10年物国債の平均利回り）の予測に、直近のデータを加味することを検討。（第１回 NTT東西）
- 人件費・物件費の予測の指標として、「企業物価指数」は変動が大きく、関係のない財の影響を受けるため、NTT東西の実態を反映したコスト予測を行うことが適当。（第１回 SNC）
- 当社管理部門におけるコストの大宗は企業間取引によるものであり、当社の企業物価指数の変動と同程度の影響を受けると考えられることから、設備管理運営費の予測には企業間における総合的な物価変動を示す企業物価指数を用いることが合理的。また、予測の透明性・客観性を高める観点からも、一般に公表されており各事業者が把握可能な当該指標を採用することが適当。（第２回 NTT東西）
- 当社の実績値に基づいた予測については、設備管理費には当社社員の人件費に加えて委託費など各種経費が含まれているが、多岐にわたる委託先や取引形態ごとに取引に係るコストを要素毎に整理して増減トレンドを算出することは実務的に困難。また、仮にそうした数値を整理できたとしても、それらの情報は当社及び取引先の経営情報に当たるため、算定根拠を開示できず、予測の透明性・客観性を担保できないため、非現実的。（第２回 NTT東西）

【構成員からの意見】

- 指数の変動を少し和らげることができ、複数年の期間で費用を回収するという意味では、消費者物価指数の方が向いているという考え方もある。（第１回　橋本構成員）
- デフレ局面では急激に落ちることがある企業物価指数は予測の指標として若干不安が残るが、当該指標を用いることに関して概ね理解。（第２回 橋本構成員）
- NTT東西の実績値を用いた予測ではNTT東西の言い値のようになる危惧もあり、企業物価指数を用いることは予見性の担保になる。（第２回 高橋構成員）

対処方針（案）

- 接続料の算定に当たっては、接続事業者から、予見性の確保に加え、乖離額調整の影響等を緩和して接続料水準を安定的なものとするために複数年（５年）での算定とすべきとの考えが示され、ＮＴＴ東西からも同様の提案があったことから、**５年を算定期間とした将来原価方式により算定を行うことが適当**。
- また、将来原価方式を採用する場合、予測と実績の乖離を可能な限り小さな水準にとどめると同時に、接続料の算定に用いる各種数値については客観性が確保されることが望ましいことから、接続料原価の大宗が企業間の取引である性質に鑑みて**設備管理運営費の費用予測に企業物価指数の変動を反映する**とともに、**リスクフリーレートの予測に直近のデータを加味する**ことで、接続料の算定に用いる**各種数値の客観性**や**事業者の予見可能性を確保**し、将来原価方式を採用した場合の**予測と実績の乖離を縮小する算定を行うことが適当**。

論点2　適正な報酬の算定について①

○ 検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、現在モバイル接続料算定において採用している圧縮前の貸借対照表の自己資本比率を用いるべきとの意見についてどう考えるか。

関連する主な意見

【事業者からの意見】

- 報酬算定について、検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、現在モバイル接続料算定において採用している圧縮前の貸借対照表の自己資本比率を用いるべき。（第１回 ソフトバンク・SNC）
- 資本構成比算定上のレートベースは、電気通信役務の提供に真に必要な範囲の資産に限定させるため、貸借対照表の借方の数値を圧縮しており、借方と貸方で数値を一致させるため、貸方の数値を圧縮した上で資本構成比を算定している。（第２回　NTT東西）
- レートベースに合わせて貸方を圧縮する際には、退職給付引当金や預り金等の電気通信事業の固定資産の投資に対応しないものが多く含まれる「有利子負債以外の負債」から圧縮するという資本構成比の算定方法は、1997年の現行の指定設備ルール制定以降、一貫して採用しており、その算定は機械的なものであり恣意性が入る余地がないことに加え、審議会での審議を経て認可されているものであり、十分合理性がある。（第２回 NTT東西）
- 流動資産における売掛金や未収入金は一部が運転資本に充当されているものと想定され、残額の扱いについては製造業等においては買掛金や未払金に紐づくのが一般的と考えられるが、電気通信事業においては直接的な紐づけは困難であり、電気通信事業収益に直接関連する科目と解釈すれば、電気通信事業収益は結果的に利益剰余金（純資産）にも反映されてくるものであるため、総額を負債から圧縮する現行ルールは必ずしも実態を適切に反映しているとは言えない。（第２回 ソフトバンク）

【構成員からの意見】

- 「有利子負債以外の負債」の事例である退職給付引当金につき、会計学では投資に回していない不特定の流動資産として説明しており、レートベース算入対象外の流動資産を「有利子負債以外の負債」から圧縮する現行の考え方には、一定の合理性があると認識。（第１回 関口構成員）
- 「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書の整理は、MNO各社間で算出の方法が異なっていた資本構成比の検証を可能にするためのものであり、報酬額の算定に当たっては、原則として接続機能の提供のために投下される資産に限定すべきであることから、投資等に回されない流動資産等はレートベースに圧縮する現行の方式を維持すべきではないか。（第１回 関口構成員）
- 内部留保を投資に回さない場合、確かに内部留保（利益剰余金）は流動資産に入ってくるが、電気通信事業のような設備産業の場合、むしろ適切な設備投資を行って、そこから得られる果実で事業を運営していく実態があるため、利益剰余金の一部が流動資産に対応していることを理由に、総額を自己資本から引くという議論は短絡的。（第２回 関口構成員）
- （現在の固定通信における算定方法について）レートベースの調達源とみなす負債と資本の双方についてそれぞれ一定の報酬率を乗じるというレート・オブ・リターン方式の長い伝統の上に培われたものである上、1997年から変わらず適用しており、制度の安定性という観点から、特段の環境変化が認められる場合や何らかの誤りが判明したという場合でなければ、結果を求めて制度を変えるのは感心できない。（第２回　関口構成員）

対処方針（案）

- 接続事業者から提案のあったモバイル接続料算定において採用している貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いる方法は、モバイル各社間のようにレートベースの構成資産に係る資金調達の考え方やその実態が事業者によって区々である場合に、外部からの検証可能性の確保や事業者による裁量の排除、公平性の確保の観点から採用したもの。
- 他方で、構成員から指摘があったとおり、報酬額の算定に当たっては原則として接続機能の提供のために投下される資産に限定すべきであること、固定通信の場合はモバイルとは異なり、指定電気通信設備を設置する事業者は、NTT東西のみであって複数の社の間での公平性の確保に留意する必要は無いこと、NTT東西による恣意的な算定の事実等といった明らかに現行の方式を見直すべき事項が判明したものではないこと等から、**投資等に回されない流動資産等はレートベースに圧縮し、またその方法として貸借対照表総資産額との差額は原則として「有利子負債以外の負債」から圧縮する現行の算定方式を維持することが適当**。

論点2　適正な報酬の算定について②

○ NTT東西の期待自己資本利益率（資本調達コスト）はNTT持株の期待自己資本利益率を上回らないという前提の下、NTT持株の株式の特殊性に鑑み、NTT持株の期待自己資本利益率を以下の方法で算定して加重平均した上で、その値をNTT東西の期待自己資本利益率の上限とすべきとの意見についてどう考えるか。
・ 1/3の政府保有分は配当利回りの実績ベース（あるいはリスクフリーレート）で算定
・ 残りの2/3はCAPM方式で算定

関連する主な意見

【事業者からの意見】

（CAPM的手法による期待自己資本利益率の算定の見直しについて）

- NTT東西の資本調達コストは、CAPM的手法による期待自己資本利益率で算定されるが、NTT東西が直接市場から資本調達することはなく、市場を通じた投資ポートフォリオの最適化が前提のCAPMでの算定をそのまま適用することには見直す余地があるのではないか。（第１回　KDDI）
- 第一種指定電気通信設備はボトルネック性や公共性が高い設備であり、接続事業者との公正競争が十分に働くよう考慮した適正な利潤算定が求められる一方で、接続料金は設備コストは全額を実需要で負担し、乖離額調整も実施するため未回収リスクは生じない。また、NTT東西は持株が100%の資本を有しているため、自由市場のように出資者が出資を引き揚げるリスクがなく、リスク面を考慮するとリターン率はCAPM値よりも低く補正をするべき。（第2回 ソフトバンク）

（NTT東西の期待自己資本利益率がNTT持株を上回らない前提について）

- 市場がNTT持株に期待する利益率は連結営業利益の６割を占めるモバイルビジネスの影響が大きく、特に第一種指定電気通信設備の報酬算定で考慮すべきNTT東西の設備部門は、接続ルールに基づく接続料での適切なコスト回収を主とする部門であって、NTT東西全体で大きな利益をあげていたとしても利用部門の利益となるため、NTT持株の連結営業利益が恒常的に赤字になる状況にでもならない限り、NTT東西の設備部門の期待自己資本利益率がNTT持株の期待自己資本利益率を上回らないという想定には一定の合理性がある。（第１回・第２回 KDDI）
- NTT東西は株式の売却ができず値上がり益を得る機会がないため、期待リターンは配当のみである一方で、NTT持株の株式は政府保有義務の３分の１以外の部分の値上がり益、配当双方を得る機会がある。配当において仮にNTT持株のほうが東西よりも大きいという関係が成り立てば、東西の資本調達コストは持ち株の資本調達コストを実態の面でも上回らないと考えられる。（第１回 KDDI）
- 自己資本利益率は、株式市場に上場する企業全体のリスクプレミアムをもとに、株式市場全体に対する地域通信事業のリスクの度合いの差をβ値として加味することで設定する算定方法により、株式市場全体の自己資本利益率に対する客観性や公平性を反映。NTT持株の社外への配当状況とNTT東西の持株会社への配当状況を比較・検討して、NTT東西の自己資本利益率を設定すべきといった主張は、両者の配当状況によって接続料が上下することになるため合理性や客観性はない。（第2回 NTT東西）

（NTT持株の期待自己資本利益率の算定方法について）

- NTT持株の期待自己資本利益率について、政府の1/3保有分は（NTT法の政府保有義務により売買される可能性はないため）期待リターンが配当のみのため配当利回りの実績ベースで算定し、残りの2/3（政府の1/3超過保有分および一般投資家保有分）は売買可能と配当もあるため一般的な資本評価モデルであるCAPMで算定の上、 NTT東西の期待自己資本利益率が、上記NTT持株の期待自己資本利益率を上回った場合は、NTT持株の期待自己資本利益率を上限に算定するべき。（第１回 KDDI）
- 仮に当社提案の補正方法で見直した場合でも、現行モバイルの接続料算定に用いられている自己資本利益率と比較して低い自己資本利益率を適用するものではなく、報酬全体として第一種指定電気通信設備の再投資等を大きく妨げるものではない。また、第一種指定電気通信設備の保全に係る費用は、設備管理運営費として全額接続料で適正に費用回収されている認識であるため、報酬算定の見直しが第一種指定電気通信設備の保全に影響するものではない。（第2回 KDDI）
- 政府保有資本については、CAPM的手法の前提である「完全な自由流通市場を想定した市場メカニズム」との相関性はなく、資本の2/3に相当する部分はCAPMを用いた期待自己資本利益率を採用し、1/3に相当する部分はリスクが極めて低い政府保有資産と見なしリスクフリーレートを採用するべき。なお、FY23実績値での試算において、補正後の報酬全体の値は持株の配当利回りを上回っており剰余利益の再投資への資金充当も可能。（第１回・第２回 ソフトバンク）
- 仮に政府がNTT東西の株式の1/3を保有していると見なしたとしても、株主が当社に対して保有する権利や当社が株主に対して負う責任・義務は株主によって何ら異なるものではなく、どの株主も等しく当社からのリターンを得ることができることを踏まえれば、政府保有分に係る資本コストについて他の株式と異なる扱いをすることにはならない。（第2回 NTT東西）

論点2　適正な報酬の算定について②

- NTT持株の政府の出資見合い1/3分を配当利回りとすべきという提案を採用した場合、当社は将来の設備投資や事業リスクに備えた資金を内部留保できなくなり、長期安定的に設備を維持・運営し、良質な役務を継続的に提供していくことに大きな支障をきたすことから、到底受け入れられない。また、こうした合理性のない報酬の切り下げによって当社の接続料を不当に下げることは、当社から設備を調達して事業を営んでいる接続事業者と、自ら設備投資を行って事業を営んでいる自己設置事業者との間の競争環境を歪めることに加え、自己設置事業者の設備投資インセンティブを損ない、通信業界全体としての設備の安定的な維持・運営や高度化を阻害するものであることから、政策としても実施すべきものではない。（第2回 NTT東西）
- 接続料に見込んでいる資本コストは、長期安定的に設備を維持・運営し、良質な役務を継続的に提供していくための資金調達コストであり、そこには株主への配当、借入金の支払利子だけではなく、将来の設備の更改・高度化に向けた設備投資や、市場環境の変化等の事業リスクに備えて内部留保する資金も含まれるため、NTT東西の資本構成比をNTT持株と同じとみなし、政府出資見合い1/3の自己資本利益率を持株の配当利回りやリスクフリーレートで計算する提案は、資本関係の実態と合わないほか、自己資本利益率に含まれる内部留保を考慮していないことからいずれも合理性がない。（第2回 NTT東西）

【構成員からの意見】

- 自己資本利益率においてNTT持株≧NTT東西が成り立つためには、NTTドコモのような持株傘下の企業の業績がNTT東西よりも良いという前提（仮定）が必要。持株傘下の企業の業績が悪くなると、この前提が成り立たなくなる懸念がある。（第1回 橋本構成員）
- NTT持株の期待自己資本利益率を配当利回りで計算する提案を採用する場合、政府保有の1/3部分について、配当性向100%と同義であり、その場合はNTT東西は1/3部分について会社に残余利益が残らず、第一種指定電気通信設備の保全・再投資に自己資金を充てられないことになるため、事業の健全性等の観点から問題。（第1回 関口構成員、高橋構成員）
- NTT持株の期待自己資本利益率をリスクフリーレートで計算する提案を採用する場合、NTT東西は10年物国債の利回り以上に利益を得られないことと同義となり、管路・とう道等の重要設備を管理保全する為にNTT東西が設備投資を行わないということになる。投資資金は自己資本の構成要素である留保利益によって生み出される自己資金から優先的に賄っていくというのがビジネスの投資では当たり前の常識であり、そこを否定してしまうとサステナブルな状況は生まれなくなる。（第1回 関口構成員、高橋構成員）
- CAPM的手法に対する補正のかけ方として政府の1/3保有分とそれ以外に分けるのは、NTT持株の資本構成も考慮しておらず、乱暴な議論という感覚。結論として接続料を下げることありきで、コストが下げられないからという理由で報酬を操作することには議論としておかしい。（第１回 ・第２回 高橋構成員）
- 2000年代初頭のアメリカの電力危機の要因として、電力価格を抑え過ぎたために事業者に設備投資の資金が充分になかったことが一つあるので、NTT東西が適切な設備投資を行える環境を作っていただきたい。（第２回 橋本構成員）

対処方針（案）

- 接続事業者からは、NTT東西が自ら市場から資本調達することは無いことを理由として、現行のCAMP的手法による期待自己資本利益率（資本調達コスト）の算定の見直しの必要性について指摘があった。具体的には、配当の実態等に照らしてNTT東西の期待自己資本利益率はNTT持株の期待自己資本利益率を上回らないという前提の下、NTT持株の期待自己資本利益率を算定するにあたり政府が同社の株式の1/3以上を保有していることに着目して、その部分については従来のCAPM的手法ではなく配当利回りの実績やリスクフリーレートで算定し、CAPM的手法で算定した残りの2/3の部分と加重平均した上で、当該算定方法に基づくNTT持株の期待自己資本利益率を上限とする提案があった。
- しかしながら、構成員とNTT東西から指摘があったとおり、仮にNTT持株の期待自己資本利益率について政府が保有している同社の株式1/3部分を配当利回りの実績やリスクフリーレートで算定し、その値を基にNTT東西の期待自己資本利益率を設定した場合、NTT東西は、当該部分については電気通信設備の保全や再投資のための自己資本を殆ど得ることができないことと同義と考えられることから、第一種指定電気通信設備設置事業者として、**NTT東西が電気通信役務の安定的な提供のために必要な設備投資等を行うことが困難となるような期待自己資本利益率の算定方法は適当とは言えない**。
- また、接続料に見込んでいる資本調達コストには、配当、借入金の支払利子のみならず、長期安定的に設備を維持・運営し、良質な役務を継続的に提供していくための設備投資や、市場環境の変化等の事業リスクに備えて内部留保する資金も含まれているほか、構成員から指摘があったとおりNTT持株傘下の企業の業績とNTT東西の業績との比較・検証も必要と考えられることから、**NTT持株の期待自己資本利益率がNTT東西の期待自己資本利益率を上回ることを前提とする算定方法は必ずしも合理的とは言えない**。
- こうした論点を踏まえると、**今回接続事業者から提案があった見直し方法を採用することは適当とは言えない**が、提案の前提となったCAPM的手法の採用の是非については、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することが適当。

論点2　適正な報酬の算定について③

○ 期待自己資本利益率については、長期安定的なものとなるよう、主要企業の自己資本利益率と同じ５年間の平均値とすべきとの意見についてどう考えるか。

関連する主な意見

【事業者からの意見】

- ３年間の平均値で算出されている期待自己資本利益率について、長期安定的なものとなるよう、主要企業の自己資本利益率と同じ5年間の平均値とするべき。（第１回 SNC）
- CAPM的手法による自己資本利益率の算定方法については、2023年の接続料の算定等に関する研究会の議論において、リスクプレミアムやβ値の見直しを実施したばかりであり、頻繁な見直しを行うことは、安定的な設備の維持運営と役務の提供に支障をきたすことに加えて、かえって接続料の安定性や接続事業者の予見性を損なうことになるため、算定期間も含め、見直しを実施すべきではない。（第２回 NTT東西）
- 算定期間については、1999年の接続料の算定に関する研究会の議論において、接続料への経済実勢の反映と安定性の両立のために、従来５年としていた算定期間を３年に見直したものであり、合理性がある。（第２回 NTT東西）

対処方針（案）

- 期待自己資本利益率の算定期間については、NTT東西からも指摘があったとおり、接続料の算定に関する研究会（1999年）の議論において接続料への経済実勢の適格な反映と安定性の観点から、当時の利用者料金の変更の際の算定期間を参考として５年から３年に見直されたものであるが、この当時からの経済情勢の変化をはじめとして、更なる見直しを実施すべき理由や適切な算定期間の在り方について、今回の検討では十分な議論がなされた状況とはいえない。
- そのため、**直ちに算定期間を見直す必要はない**と考えられるものの、今後、経済情勢の変化等を踏まえて、**算定期間を見直すべき明確な理由や見直しに関する考え方が示された際に、改めて必要な検討を行うことが適当**。

論点2　適正な報酬の算定について④

○ β値について、直近の実態を反映する観点から、モバイル接続料と同様に、毎年度、直近３年間の値の中央値を採用すべきとの意見についてどう考えるか。

関連する主な意見

【事業者からの意見】

- 直近の実態や動向を反映する観点から、モバイル接続料と同様に、毎年度、3年間分のβ値を算定し、直近3年間の中央値を採用するべき。（第１回 KDDI・SNC）
- 2023年の前回見直し時から、現状において前回の再算定結果（β=0.566）を見直すような状況変化や新たな考え方の提示はない認識。また前回の再算定結果は、非上場会社であるNTT東西のβ値について次善の策として当時の持株のβ値を代用することとされたものであり、将来にわたって持株のβ値を参照し続けることが適当と整理されたものではない。加えて、β値のもととなる株価とTOPIXは、各社の経営状況や株主還元策、その他様々な社会・経済情勢の影響を受けて短期的に大きく変動するものであり、頻繁な見直しを行うことは、安定的な設備の維持運営と役務の提供に支障をきたし、また接続料の乱高下によって接続料の安定性や接続事業者の予見性を損なうため、β値は当分の間見直すべきではない。（第２回 NTT東西）
- 毎年度β値を更新することで変動が大きくなるリスクはあるものの、モバイル接続料では毎年度β値を更新し、0.1よりも大きな変動があるが、それによって事業の継続性や予見性が大きく阻害されている状況ではない。ただ、NTT東西の場合はレートベースが大きいこともあり、β値の変動によって相応の影響を受けるので、例えば次期算定期間に向けてβ値を見直したら、期間中は見直さないなど中間解的な解決策もありうるのではないか。（第２回 KDDI）

【構成員からの意見】

- β値が頻繁に変動する形で算定方法を決め、接続料が過敏に動くと、接続事業者が予見性の点で困ることにならないか懸念。状況が大きく変わった時に見直すというのでない限り、接続料が過敏に動く見直しは避けるべき。（第２回 高橋構成員）
- これまで同じ議論に参加していたため、（β値を見直す）大きな変動、環境変化があったとは思っておらず、こういった提案にはやや違和感がある。（第２回　関口構成員）
- しばしば制度が変わり予見性が失われると、NTT東西にとっても内部留保をベースに設備投資等を行う時に、内部留保額が毎年のように変動することで長期的な投資ができなくなる可能性がある。一旦β値を見直したのであれば、社会的に大きな変化がない限りは変えない方がいいのかなという印象。（第２回 橋本構成員）

対処方針（案）

- 接続料の算定に用いるβ値については、接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において、以下のとおり結論づけられている。
  ・第一種指定電気通信設備の管理運営に係る事業のリスクの検討に当たっては、まずはNTT持株のβ値を基礎とすることが適当。
  ・その上で、NTT持株のβ値からどのように第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業のリスクを抽出すべきかについては、直ちに結論を得ることはできないことから、少なくともNTT持株のβ値を上回ることはないことを念頭に、直近の外的要因による影響を勘案しつつ直近の値を基にβ値を見直した上で、接続料の改定に係るプロセスを進めることが適当。
- 今回の接続事業者からの提案は、直近のNTT持株のβ値が変動していることや、モバイル接続料の算定にあたっては毎年度β値を見直していること等の理由から、接続料の算定に用いるNTT東西のβ値についても同様に直近３年間の中央値を採用する等の見直しをすべきというものであり、一定の合理性があると考えられる。
- 他方で、NTT東西や構成員から指摘があったとおり、β値の変動は接続料水準に与える影響が大きいことから、頻繁な見直しは接続料の安定性や接続事業者の予見性が損なわれる上、ひいてはNTT東西の安定的な設備の維持運営と役務提供に支障を生ずるおそれもあるため、見直しにあたってはその影響に十分な留意が必要である。
- 現行のβ値については2023年に見直しを行ったばかりであり、構成員からの指摘のとおり、頻繁に見直しを行うことで接続料の安定性を損なうべきではないと考えられることから再度の見直しは行わず、**前回の再算定結果（β=0.566）を維持することが適当。**一方で、NTT持株のβ値が0.566から大きく乖離する等、**今後、前回の再算定結果を維持する合理性・妥当性が失われたと考えられる場合は、直近の値を基にβ値を見直すことを含め、改めて検討することが適当**。

論点3　乖離額調整の在り方について

○ 乖離額調整を行う場合は、その影響を極小化するため、上限と下限のキャップ等を設けるべき（NTT東西のコスト削減のインセンティブとなる仕組みを設けるべき）との意見についてどう考えるか。

関連する主な意見

【事業者からの意見】

- 接続料の原則は過不足のない費用回収であること、接続料は当社・接続事業者の営業戦略等によっても変動すること、予測である以上、構造的に実績との間に乖離が生じることは避けられないことから、将来原価方式を採用する場合においても、乖離額調整は必須。（第１回 NTT東西）
- 乖離額調整を行う場合は、その影響を極小化するため、乖離額調整の金額に係る上限と下限のキャップ等を設けることが適当。（第１回 SNC）
- キャップの在り方について、現行の接続料算定の原則を踏まえれば、上限を超えた接続料の金額は繰り越して回収されるものと考えるが、繰り越される接続料の金額やそれ以降の接続料の予測をNTT東西から情報提供いただければ、上限と下限の範囲内において接続料の見通しが事前に明らかになることから、現状と比較して、接続事業者にとって予見性が向上するため、適切な事業計画の策定等が可能。また下限を超えた場合は、キャップ以上は調整等をしないということであれば、 NTT東西のコスト削減のインセンティブになり、その後の接続料の削減等にもつながるので、各事業者から提起された接続料の算定方法の見直し策も踏まえつつ、議論を行うことが必要。（第１回･第２回 SNC）
- 仮に、乖離額調整に上限キャップを設けた場合、実際に発生したコストが未回収となり、安定的な設備の維持・運営や役務の提供に支障をきたす恐れがある。また、当社は加入光ファイバに係る接続料原価の約７割を自ら負担していることや、株主やステークホルダーの負託に応える企業としての当然の経営努力として、コスト効率化を継続的に進めていることから、乖離額調整の上限・下限キャップによるインセンティブを新たに与えられずとも、コスト効率化は実施していくことから、乖離額調整に上限下限のキャップを設けるべきではない。（第２回 NTT東西）

【構成員からの意見】

- 乖離額調整に上限や下限を設けることで、翌年度や翌々年度に繰り越して発生した乖離額を回収できるのであればまだしも、仮に回収できなくなるというのであれば接続料の原則との関係から懸念。また下限を超える部分はNTT東西に対する報酬のような位置づけになるのか、しっかりとした議論が必要。（第１回 橋本構成員）

対処方針（案）

- 過不足のない費用回収は接続制度の前提であり、将来原価方式を採用する場合においても、予測値と実績値との間の乖離額調整は必要に応じて認められるもの。
- 乖離額調整の在り方について、接続事業者から提案のあった上限・下限のキャップを設ける考え方は、**予見性の向上やNTT東西のコスト効率化のインセンティブ付与などの一定のメリット**はあると考えられるが、接続料に係る収入が原価及び利潤の合計値に一致するように定めることを求める接続料設定の原則に照らして**実際に発生したコストの適切な回収ができなくなる懸念**が残ることや、NTT東西から指摘のあったとおり新たなインセンティブを付与されなくとも**企業の当然の努力としてコスト効率化には取り組んでいくべき**であることなどを踏まえると、**乖離額調整を行う場合の上限・下限のキャップの設定は不要**。

論点４　設備の耐用年数に係る検討について

○ 光ファイバや電柱等の各設備において、設備の利用実態を検証の上、検証結果を公表するとともに、設備の耐用年数との間で乖離が発生しているものがあれば、接続料へ反映すべきとの意見についてどう考えるか。

関連する主な意見

【事業者からの意見】

- 電柱の耐用年数について、令和6年3月21日付け総務省要請に基づき検証を行った結果、耐用年数を28年から35年に見直すこととした（2025年度第2四半期決算より、２０２５年度当初に遡って適用）。（第１回 NTT東西）
- 光ファイバや電柱等、設備の利用実態に即した耐用年数に適時適切に見直すことが必要（光ファイバは3年間毎の認可申請時に更新、電柱等は2013年以降、検討・見直しがなされていない状況）であり、各設備において、設備の利用実態を検証の上、検証結果を公表し、設備の耐用年数との間で乖離が発生しているものがあれば、接続料への見直し反映を要望。（第１回 KDDI）
- 令和5年7月31日付け総務省要請に基づいた光ファイバの耐用年数の検討結果については、接続事業者にも開示を要望。なお、物理的な劣化を決める要素として、外皮のシースの耐性に影響される部分が非常に大きいと考えており、この点はメタルケーブルと光ケーブルは全く同じ外皮を使っているというところと、敷設環境も光とメタルは全く同じであるため、シース(外皮)、用途・使用上の環境等から光ファイバの耐用年数はメタルケーブルとほぼ同一以上とみなせるのではないかと思料。（第１回 ソフトバンク）
- 光ファイバの耐用年数の見直しに関しては、物理的な特性に加えて、経済的な耐用年数や規格の変遷等の技術の革新も含めて、総合的に判断することに賛同。（第２回 ソフトバンク）
- 財務会計の適正性を確保するために、設備の耐用年数については固定資産データに基づく推計結果に加えて、材質・構造・用途・使用上の環境や、技術の革新、経済的事情の変化による陳腐化の危険度の程度などから総合的な検証を行った上で設定し、会計監査法人からの適正性についての監査・了承を得て決算を実施しており、接続料原価の適正性は担保されていると考える。（第２回 NTT東西）
- 光ファイバケーブルの耐用年数については、2026年度以降の光ファイバの認可申請時に総務省に報告予定。その検証結果については可能な範囲で公表予定。光ファイバの耐用年数について、シース、用途・使用上の環境など、様々な状況を総合的に検証して設定するもので、ケーブルの外皮や使用上の環境といった、限られた項目のみに着目して設定するものではないから、メタルケーブルとほぼ同一以上とみなせるとは言えない。（第２回 NTT東西）

【構成員からの意見】

- 光ファイバは様々な規格がよく変わっており、今後もより大電力を光ファイバを通して送るための空孔ファイバなどが導入される可能性があるので、事業者から指摘のあった物理的耐用年数と、接続料算定で扱う経済的耐用年数は分けて考えてもいいのではないか。（第２回 相田主査）

対処方針（案）

- 電柱の耐用年数について、総務省要請に基づいたNTT東西の検証結果を踏まえ、**耐用年数を28年から35年に見直すことが適当**。
- 光ファイバケーブルの耐用年数については、物理的な特性に加えて、経済的な耐用年数や規格の変遷等の技術の革新も含めて、総合的に判断して適切な見直しを求めることが適当。こうした観点を踏まえた検証結果について、NTT東西は、**来年度以降の加入光ファイバ接続料の認可申請時に総務省に報告**するとともに**可能な限り情報を公開することが適当**。

論点5　予測値等の情報開示について

○ 金融政策の変動や物価上昇等の環境変化を踏まえ、接続料の予測値について数年分の値を毎年度開示すべきの意見についてどう考えるか。また、算定期間をまたぐ場合は今次算定期間と同様の算定方法で予測値を開示すべきとの意見についてどう考えるか。

○ 情報開示の在り方について、自主的な開示ではなく接続約款に情報開示義務として規定すべきとの意見についてどう考えるか。

関連する主な意見

【事業者からの意見】

（情報開示の対象期間について）

- 今後も金融政策の変動が見込まれる中、長期の算定期間をとることは、特に後年度において乖離額が大きくなるリスクが高まるため、予見性可能性の確保の観点から、予測接続料の見通しについて原則毎年度の開示を要望。特に複数年での将来原価方式で算定する場合、金融政策の変動が見込まれている中で特に後年度において乖離額が大きくなるリスクが高まることから、原則毎年度の開示を要望。（第１回 KDDI）
- 金利・物価上昇等の市場環境が大きく変動する傾向にあるため、接続料水準の見通し（概算額）は毎年度4年分先まで開示を希望。（第１回 ソフトバンク）
- 算定期間をまたぐ場合は翌年度接続料の具体的な単金が分からないため、大まかな傾向を把握するため、今次算定期間と同様の算定方法と仮定して単金の予測を情報開示が行われることを要望。（第１回 SNC）
- 将来原価方式の算定期間の後年において乖離額が大きくなるとの指摘があった一方で、予測値算定に係る毎年度の対応に要する多大な稼働コスト等も勘案し、将来原価方式の算定期間を５年間とする場合には、中間年度である3年目での開示に加え、４年目においても、算定期間以降も含む接続料水準の見通し（概算額）を開示する予定。（第２回 NTT東西）
- 乖離が大きくなる可能性が高い後年度について、中間地点だけではなく４年目にも情報開示いただけるとのNTT東西の対応には感謝。（第２回 KDDI）

（接続約款への規定について）

- 毎年10月末の加入光ファイバ接続料に係る情報開示は、NTT東西による「自主的な取組」であり、予見性を確実に確保するため、接続約款において情報開示義務として規定することが適当。（第１回 SNC）
- 当社はこれまで、接続事業者の予見性向上のため、翌年度接続料の認可申請に先立ち当年度10月末において、乖離額及び翌年度接続料における単金影響について、2022年度より継続して自主的に事業者向け公開情報HPにて開示する取組みを行ってきたが、次期算定期間以降は、算定期間以降も含む接続料水準の見通し（概算額）の開示も含めて、これまで同様に当社の自主的な取組みとして着実に実施していく考えであり、新たに規制を課す必要はない。（第２回 NTT東西）

対処方針（案）

- 将来原価方式を採用する場合には、予測と実績の差などに起因する乖離額の発生が避けられず、接続料の予見可能性の確保は接続事業者にとって重要な課題。そのため、今回NTT東西から提案があったとおり、将来原価方式の算定期間を５年間とする場合、**中間年度である３年目での接続料水準の見通し（概算額）の開示に加え、４年目においても、当該算定期間以降も含む接続料水準の見通しを開示することが適当**。
- また、情報開示の在り方については、NTT東西は、乖離額及び翌年度接続料における単金影響等について毎年10月末頃に事業者向け公開情報HP等における自主的な開示に取り組んでいるところであり、今後も着実にこの取組を実施していく旨の説明があったことから、**現時点において接続約款への規定を求めることはせず、同社による自主的な取組を継続して注視することとし、課題等が明らかになった際に改めて接続約款への規定について検討を行うことが適当**。